



## 情報公開法要綱案（中間報告）

平成8年4月24日

- 第1章 総則（第1・第2）
- 第2章 行政文書の開示（第3～第16）
- 第3章 不服申立て（第17～第22）
- 第4章 補則（第23～第29）

### 第1章 総則

#### 第1 目的

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する 국민の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もつて政府の諸活動を 국민に説明する責務が全うされるようにするために、国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とするものとすること。

※ 「国民による行政の監視・参加」とは、国民が行政の諸活動を注視し、行政機関に説明を求め又はその説明を聞いて行政に関する意見を形成し、行政が適正に行われることを促すために、その意見を適宜の形で表明することなどを意味する。

#### 第2 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとすること。

- ① 行政機関 次に掲げる機関をいう。

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ロ 国家行政組織法第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関（ハの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ハ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関のうち政令で定めるもの

## 二 会計検査院

- ※ ハの機関としては、独立性、組織実体等を考慮する。
- ② 行政文書 行政機関の職員が職務上作成し又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他政令で定まるものであって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものをいう。

※ 職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有している文書は、組織としての公用文書となっているかどうか等にかかっており、決算、併覧等を終了した文書に限らない。

※ 一般に入手できるもの、一般に利用可能な施設で閲覧できるもの、史料として公開されているものなどは、「行政文書」から除外される。

※ 行政文書の管理については、第24（行政文書の管理）を参照。

- ③ 開示 閲覧に供し又は写しを交付することをいう。

## 第4 開示請求の手続

- 行政文書の開示を請求しようとする者は、行政機関の長に対し、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した書面を提出しなければならないものとすること。
- \* 請求手續の詳細（住所、氏名、希望する開示の方法等を記載することなど）は、政令で定める。
  - \* 行政文書の特定等は、日本語により記載するものとする。

## 第5 行政機関の開示義務

- 1 行政機関の長は、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつた場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書を開示しなければならないものとすること。
- 2 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であつて、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、行政機関の長は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでないものとすること。

## 第6 不開示情報

第5に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とすること。

- ① 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に開示する情報を除く。）  
であつて、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
イ 法人等に関する情報（事業を営む個人の当該法人等役員の肩書き及び氏名  
ロ 公務員の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員（一定の範囲の者）の官職及び氏名
- ハ 行政機関により従来から公にされているもの又は公にすることが予定

## 第2章 行政文書の開示

### 第3 開示請求権

- 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、行政文書の開示を請求することができるものとすること。

- されているもの
- ニ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示すること  
がより必要であると認められる情報
- \* ロの公務員の範囲については、引き続き検討する。
- \* 特定の個人が識別され得ない状態で開示することによっても個人の権利利  
益を不正に侵害するおそれがある情報の取扱いについては、引き続き検討す  
る。

- ② 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」とい  
う。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、  
開示することにより当該法人等若しくは当該個人の競争上の地位、財産權  
その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は公にしないとの約束の下  
に任意に提供され、現に公にされていないもの。ただし、当該法人等又は  
当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害  
又は財産若しくは生活の侵書から保護するため、開示することがより必要  
であると認められるものを除く。
- ③ 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機  
関との信頼関係が損なわれるおそれ、通貨の安定が損なわれるおそれ又は  
他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認められる  
相当の理由がある情報

- \* 「国の安全」とは、国家社会の基本的な秩序が平穏に維持されている状態  
をいう。
- ④ 開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備  
その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる  
相当の理由がある情報
- ⑤ 行政機関内部又は行政機関相互の審議、検討又は協議に関する情報で  
あって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立  
性が不正に損なわれるおそれ、不当に国民に誤解を与え若しくは混亂を招  
くおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあると認められる  
がるもの

- ⑥ 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管  
理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であつ  
て、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若  
しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- \* ③④が「……おそれがあると認められる相当の理由がある情報」とし、⑤  
⑥が「……おそれがあるもの（情報）」としているのは、司法審査の程度等  
に相違があるとの趣旨である。
- \* 国会、裁判所及び地方公共団体に関する情報の取扱いについては、引き続  
き検討する。

#### 第7 公益上の理由による開示

- 開示請求に係る行政文書に第6第2号から第6号までに掲げる情報が記録  
されている場合において、これららの規定により保護される利益に優越する公  
益上の理由があると認められるときは、行政機関の長は、第5及び第6の規  
定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる  
ものとすること。

- \* この規定の適用の当否に関しては、不服審査会の開庭審議の対象となる。

#### 第8 行政文書の存否に関する情報

- 開示請求に對し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存  
在していないかを答えるだけで、第5及び第6の規定により保護される利益  
が不開示情報を開示した場合と同様に告げられることとなるときは、行政機関  
の長は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないことができるもの  
とすること。

#### 第9 著しく大量な行政文書の開示請求

- 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であって、事務の  
適正な遂行に著しい支障を生ずることその他やむを得ない事由があるとき  
は、請求に係る対象文書の相当な部分につき、第10に規定する決定をすれば

## 足りるものとすること。

### 第10 開示請求に対する措置

- 1 開示請求に係る行政文書を開示するときは、行政機関の長は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関する事項を通知しなければならないものとすること。  
※ 開示の決定の通知の詳細（開催の日時・場所、申しの交付の方法等）は、政令で定める。
- 2 開示請求に係る行政文書を開示しないときは、行政機関の長は、請求拒否の決定をし、その旨、書面で、開示請求者に通知しなければならないものとすること。
- ※ 請求拒否の決定の理由の提示については、行政手続法の定めるとところによる。

- 3 第8の規定により開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとき及び開示請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とするものとすること。

### 第11 開示等決定の期限等

- 1 第10に規定する決定（以下「開示等決定」という。）は、開示請求があつた後30日以内にしなければならないものとすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、一定の期間、これを延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等決定ができない理由及び延長する期間を通知しなければならないものとすること。  
※ 延長できる期間については、引き続き検討して、具体的な日数を決定する。

### 第12 事業の移送

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他相当な理由があるときは、関係行政機関と協議の上、事業を移送することができる。この場合には、その旨、開示請求者に通知しなければならないものとすること。

### 第13 第三者保護のための手続

- 1 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聞くことができるものとすること。
- 2 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6第1号ニ、同第2号ただし書又は第7の規定によりこれを開示しようとするときは、行政機関の長は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えるなければならないものとすること。
- 3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するとときは、行政機関の長は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者者が不服申立手続を講ずるに相当な期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとすること。

### 第14 開示の方法

- 行政文書の開示の方法は、政令で定めるものとすること。
- ※ 録音テープ、ビデオテープの観覧は原則によること、文書は原本（支障があるときは写し）を閲覧させること、電磁的記録物の開示は印字物の交付によることができることその他の機体に応じた閲覧、写しの交付の方法を具体的に定める。

## 第15 手数料

1 行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めることによるものとすること。  
※ 利用しやすい金額とともに、不当に大量な行政文書の開示請求を抑制するとの観点にも留意すること。

2 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由のあるときは、その手数料を免除し、又は減額することができるものとすること。

**第16. 権限の委任**  
行政機関の長は、政令で定めるところにより、この章に定める権限を当該行政機関の職員に委任することができるものとすること。

## 第18 不服審査会の設置

第17に規定する諮問に応じ不服申立てについて調査審議するための合議制の機関として、総理府に、不服審査会を置くものとすること。  
※

**第19 不服審査会の委員の任免等**  
1 不服審査会の委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとすること。  
2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とすること。

3 前項の規定に違反して秘密を漏らす行為に対する罰則を設けるものとすること。

## 第3章 不服申立て

### 第17 不服申立てに関する手続

開示請求に対する決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該不服申立てに係る処分又は審査は、不服審査会に詰問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならないものとすること。

- ① 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- ② 請求拒否の決定を取り消し、当該行政文書の開示の決定をする場合（当該行政文書に第三者に關する情報が記録されている場合を除く。）

※ 不服申立てを受けた処分又は審査は、できるだけ速やかに必要な調査を行い、審問すべき場合であるかどうかを判断し、審問すべき場合には、遅滞なく審問の手続を取らなければならないものとする。

※ 諮問は、詰問に際し、原処分決定書及び不服審査手続で取得した不服申立て、弁明書その他の證類（開示請求に係る行政文書を除く。）等を、不服審査会に提出するものとする。

## 第20 不服審査会の権限

1 不服審査会は、詰問をした処分又は審査（以下「諮問官」という。）に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求め、事件の審議にあたる委員をして、不服申立て人に開示させずにその内容を見分させることができる。この場合において、諮問官は、当該行政文書の提出を拒むことはできないものとすること。

2 不服審査会は、必要と認めるとときは、諮問官に対し、不服審査会の指定する方式により処分理由の説明を求めることができるものとすること。

※ 「指定する方式」としては、開示請求に係る行政文書の様式、記載項目、記載内容の趣旨、請求拒否の理由を分類・整理させることなどが考えられる。

3 前2項に定めるもののほか、不服審査会は、事件に關し、不服申立て人、詰問官及び利害關係人（以下「当事者等」という。）に書類又は物件の提出を求め、参考人に陳述を求める又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができるものとすること。  
※ 当該不服申立てが審査請求である場合は、不服審査会は、原処分の処分者

その他関係職員に対し、参考人として陳述を求めることができる。

#### 第21 不服審査会における事件の取扱い

- 1 当事者等は、不服審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることがができるものとすること。
- 2 当事者等は、意見書その他の書類又は関係する物件を不服審査会に提出することができるものとすること。
- 3 当事者等は、不服審査会に対し、不服審査会に提出された書類又は物件の閲覧を求めることができる。ただし、第20第1項に規定する行政文書については、この限りでないものとすること。
  - ※ 1～3の求めに対する処分については、不服申立てをすることができないものとすること。
- 4 不服審査会の審理は非公開とする。ただし、答申は公表するものとすること。

#### 第22 その他の不服審査会関係規定

- 第18～第21に規定するもののほか、不服審査会の組織（委員の人数、事務局の組織等）、委員の任免及び服務、事件の取扱い等について、所要の規定を設けるものとすること。

※ 行政不服審査手続と不服審査会における審理手続との間ににおける行政不服審査法の適用関係については、不服申立人、利害関係人と審問官との間で行政不服審査法所定の手続が一貫して適用され、これに不服審査会における審理手続が別途付加されることを前提としつつ、行政不服審査法の適用関係の調整の要否について、引き続き検討する。

※ 口頭意見陳述を求める者の便宜のための措置についても、「事件の取扱い等」の一部として引き続き検討する。  
※ この章の規定事項は、法律、政令、不服審査会運営規則で規定することとなる。

## 第4章 補則

#### 第23 利便の提供・運用状況の公表

- 1 政府は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内窓口の整備、資料の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、この法律の運用状況に關し、毎年度公表するものとすること。

#### 第24 行政文書の管理

- 行政機関は、行政文書の管理に関する定めを制定し、これを公にするとともに、当該定めに従った適切な管理を行うものとすること。
- ※ 行政文書の管理について、政令で定めるべき事項、現行文書管理制度との位置付けをどうするか引き続き検討する。
  - ※ 歴史的研究の対象となる行政文書の利用の在り方については、公文書館等における保存・利用措置等も考慮しつつ、引き続き検討する。

#### 第25 総合的な情報公開の推進

- 政府は、公表その他の情報の公開に関する施策の充実を図り、国民に対する総合的な情報公開の推進に努めるものとすること。

#### 第26 地方公共団体の情報公開

- 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとすること。

#### 第27 特殊法人の情報公開

- 政府は、特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとすること。

## 資料料

第28 関係法律との調整  
文書の公開等に関し定めている法律その他関係法律の規定との間で必要な調整を行うものとすること。

第29 政令への委任  
この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めるものとすること。

## 資料192 情報立法の国会提出状況

- ◎ 第91回国会(54.12.21～55.5.19解散)
  - 昭和55年5月15日 民社党「公文書公開法案」提出。その後廃案。
  - 第94回国会(55.12.22～56.6.6)
    - 昭和56年4月25日 共連党「情報公開法案」提出。
    - 〃 5月12日 社会党「情報公開法案」提出。
- 第101回国会(56.11月19日～57.6月18日) 公明党・民社・新自・公連・民連共同で「公文書公開法案」提出。
- 第102回国会(59.12.1～60.6.25)
  - 3法案提出。いずれも衆議院内閣委員会付託のまま審議されることはなく、最終審査により廃案となつた。
- 第103回国会(59.12.1～61.5.22)
  - 昭和60年4月9日 社会党「情報公開法案」提出。参議院内閣委員会付託。5月23日棄権理由説明。

法案は、第103回国会に最終審査となり、昭和61年5月22日廃案となつた。

## ○ 第116回国会(元.9.28～元.12.16)

- 平成元年11月13日 公明党「行政情報の公開に関する法律案」提出。参議院内閣委員会付託。

法案は、第117回国会に最終審査となり、平成2年1月24日の解散(第117回国会)により廃案となつた。

## ○ 第126回国会(5.1.22～5.6.18解散)

- 平成5年6月7日 社会党、公明党、民社党、日本新党、民主改革連合、社会民主連合の6会派「行政情報の公開に関する法律案」共同提出(參議院)

法案は、平成5年6月18日の解散により廃案となつた。

情報公開法要綱案 (中間報告)  
行政改革委員会行政情報公開部会

平成8年6月10日 初版発行

監修 —— 行政改革委員会事務局 ©  
発行者 —— 田中英雄  
発行所 —— 第一法規出版株式会社  
〒107 東京都港区南青山2丁目11-17  
TEL(03)3404-2251 FAX(03)3404-2269

ISBN4-474-00647-X C2031 (8) 定価は表紙に表示しております。

第1部 情報公開法制の確立に関する意見

(平成8年12月16日)

## Ⅰ はじめに

情報公開法制は、ここ十数年来国民から要請され続けてきた我が国の民主主義の発展に欠かせない課題である。加えて、今日、21世紀の到来を間近に控え、我が国の行政制度とその運営の在り方が問われ、行政改革の推進が最重要の政策課題となっている。このような状況において、情報公開法制は、国民から信頼される公正で民主的な行政の実現のための基盤的な制度であるとともに、行政改革を推進する大きな原動力となるものである。すなわち、情報公開法制は、行政文書に対し国民一人一人がその開示を請求することのできる制度（開示請求権制度）を中心とする制度であり、政府の諸活動の状況を国民の前にあるがままに明らかにし、国民一人一人がこれを吟味、評価できるようにするものである。これによつて、公正な行政運営が一層図られるとともに、国民の責任ある意思決定が可能となり、民主主義の下、望ましい国民と政府の関係の確立が期待される。そして、政府においては、情勢の変化に対応した効率的な行政制度・運営が図られることとなる。

このように、情報公開法制の確立は、行政改革の推進の観点からも重要な課題である。

本委員会は、平成6年12月19日の設置後直ちに情報公開法制の整備についての検討に着手し、法制上の観点から専門的な検討を行うため、行政情報公開部会を平成7年3月17日に発足させた。同部会では、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況を調査し、また、有識者、関係団体等からの意見聴取を幅広く実施するとともに、中間的な検討状況を公表し、国民からの意見の反映に努めてきた。本委員会は、平成8年11月1日に提出された部会報告を受け、さらに調査審議を行った結果、「情報公開法制の確立に関する意見」を決定した。

本委員会としての見解は「情報公開法要綱案」及び「情報公開法要綱案の考え方」に述べているところであるが、特に次の点を強調しておきたい。

第一に、情報公開法制は、行政文書に対する開示請求権制度を新たに整備

し、政府の行政運営の公開性を向上させ、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるものである。したがって、行政文書の公開範囲を可能な限り広げる必要があることは、当然のことである。他方、行政文書の中には、個人のプライバシー、企業秘密、国の安全に係わる情報等のように国民の利益のため保護すべき情報も含まれております。これらもまた適正に保護される必要がある。本要綱案の不開示情報の各基準と原則開示という枠組みはこのような双方の利益の適切な調整ということに特に留意して検討した結果である。

第二に、不服審査会は、不服申立ての決定又は裁決に当たって第三者的立場から合理的かつ客観的評価を加味するものであり、開示請求権制度の要（かなるもの）となるものである。このため、その重要性に対応して充実した機能と適切な組織を整備する必要がある。

第三に、情報公開法制が的確に運用されるためには、行政文書が適正に管理されていることが前提であり、その仕組みの整備が不可欠である。

「情報公開法要綱案」は具体的、技術的な検討を政府にゆだねているところもあるが、政府は、当要綱案及びその考え方方に沿って速やかに立案準備を進め、国民の期待に応え、できるだけ早期に法律案を提出するよう要請する。

## II 情報公開法要綱案

### 目次

- 第1章 総則（第1・第2）
- 第2章 行政文書の開示（第3～第16）
- 第3章 不服申立て（第17～第22）
- 第4章 補則（第23～第29）

### 第1章 総則

#### 第1 目的

この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する義務が全うされるようになりますとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とするものとすること。

#### 第2 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとすること。

(1) 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かるる機関

ロ 国家行政組織法第3条第2項に規定する國の行政機関として置かれる機関（への政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関のうち政令で定めるもの

#### 二 会計検査院

(2) 行政文書 行政機関の職員が職務上作成し又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他政令で定めるものであつて、当該行政機

閣の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができまする施設において閲覧に供されているもの
- ロ 公文書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (3) 開示 閲覧に供し又は写しを交付することをいう。

## 第2章 行政文書の開示

### 第3 開示請求権

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、行政文書の開示を請求することができるものとすること。

### 第4 開示請求の手続

行政文書の開示を請求しようとする者は、行政機関の長に対し、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した書面を提出しなければならないものとすること。

### 第5 行政機関の開示義務

1 行政機関の長は、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつた場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書を開示しなければならないものとすること。

2 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、行政機関の長は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでないものとすること。

### 第6 不開示情報

第5に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とすること。

- (1) 個人に開する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別

され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報
- ロ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報
- ハ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報。

二 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によつて生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産その他の正当な利益を害するおそれがあるものの

ロ 行政機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこと正在被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

されているもののその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

- (3) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- (4) 開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

- (5) 行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立

性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせおそれ又は特定の者に不当に利益を与えることは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

#### 第7 公益上の理由による裁量的開示

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるとときは、第5及び第6の規定にかかるらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができるものとすること。

#### 第8 行政文書の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができるものとすること。

#### 第9 開示請求に対する措置

- 1 開示請求に係る行政文書を開示するときは、行政機関の長は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に關し必要な事項を通知しなければならないものとすること。
- 2 開示請求に係る行政文書を開示しないときは、行政機関の長は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならないものとすること。

- 3 第8の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とするものとすること。

#### 第10 開示等決定の期限

- 1 第9に規定する決定（以下「開示等決定」という。）は、開示請求があつた後30日以内にしなければならないものとすること。

又は特定の者に不當に利益を与えることは不利益を及ぼすおそれがあるもの

た後30日以内にしなければならないものとすること。

- 2 前項の規定にかかるらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等決定ができる理由及び延長する期間を通知しなければならないものとすること。

#### 第11 著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示等決定の期限の特例

開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、60日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る行政文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第10第1項の期間内に、同第2項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならないものとすること。

#### 第12 事案の移送

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、関係行政機関と協議の上、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならないものとすること。

#### 第13 第三者保護に関する手続

- 1 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聽くことができるものとすること。
- 2 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6第1号ただし書ニ、同第2号ただし書又は第7の規定によりこれを開示しようとするときは、行政機関の長は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならないものとすること。

- 3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示すると前2項に定める手続があつた場合において、当該行政文書を開示すると前2項に定める手続があつた場合において、当該行政文書を開示すると

ときは、行政機関の長は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者者が不服申立てを講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者者に対し、所定の事項を通知するものとすること。

#### 第14 開示の方法

行政文書の開示の方法は、政令で定めるものとすること。  
手数料

1 行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めるところによるものとすること。

2 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、その手数料を免除し、又は減額することができるものとすること。

#### 第15 権限の委任

行政機関の長は、政令で定めるところにより、この章に定める権限を当該行政機関の職員に委任することができるものとすること。

#### 第3章 不服申立て

第16 不服申立てにに関する手続  
開示等決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあつた場合は、次の各号に掲げるときを除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、不服審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならないものとすること。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき

(2) 請求拒否の決定を取り消し、当該行政文書の開示の決定をするとき（当該行政文書に第三者に関する情報が記録されているときを除く。）

#### 第17 不服審査会の設置

第17に規定する諮問に応じ不服申立てについて調査審議するための合議制の機関として、総理府に、不服審査会を置くものとすること。

#### 第18 不服審査会の委員の任命等

1 不服審査会の委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとすること。

- 2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とするものとすること。
- 3 前項の規定に違反して秘密を漏らす行為に対する罰則を設けるものとすること。

#### 第20 不服審査会の調査権限

- 1 不服審査会は、必要と認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求め、事件の審議にあたる委員をして、不服申立て人に閲覧させずにその内容を見分させることができ。この場合において、諮問庁は、当該行政文書の提出を拒むことはできないものとすること。
- 2 不服審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、請求拒否の決定があつた行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを不服審査会の指定する方式により分類・整理することその他の方法により、諮問に関する説明を求めることができるものとすること。
- 3 前2項に定めるもののほか、不服審査会は、事件に関し、不服申立て人、参加人及び諮問庁（以下「不服申立て人」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求める又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができるものとすること。

#### 第21 不服審査会における事件の取扱い

- 1 不服申立て人等は、政令で定めるところにより、不服審査会に対し、口頭での意見を陳述することを求めることができる。ただし、不服審査会は、その必要がないと認めるとときは、その陳述を聽かずに答申をすることができるものとすること。
- 2 不服申立て人等は、政令で定めるところにより、不服審査会に対し、意見書又は資料を提出することができるものとすること。
- 3 不服申立て人等は、政令で定めるところにより、不服審査会に規定する行政文書を除く。）

- 4 前3項の求めに対する処分については、不服申立てをすることができないものとすること。
- 5 不服審査会は、委員のうちの一一定数の者で合議体を構成し、その判断を不服審査会の判断とすることができますること。
- 6 不服審査会は、事件の審議にあたる委員のうちの一部の者をして、第1項に規定する陳述を聴かせ、又は第20に規定する調査をさせることができること。
- 7 不服審査会の審理は非公開とする。ただし、答申は公表するものとすること。

## 第22 他の不服審査会関係規定

- 第18～第21に規定するもののほか、不服審査会の組織（委員の人数、事務局の組織等）、委員の任免及び服務、事件の取扱い等について、所要の規定をこの法律又は命令に設けるものとすること。

## 第4章 捕則

### 第23 行政文書の管理

- 1 行政機関は、政令で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを制定し、これを公にするとともに、当該定めに従った適切な管理を行うものとすること。

- 2 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他必要な事項について定めるものとすること。

### 第24 利便の提供・運用状況の公表

- 1 政府は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内窓口の整備、資料の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、この法律の運用状況に關し、毎年度公表するものとすること。

### 第25 情報公開の総合的な推進

- 政府は、この法律に定める行政文書の開示のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、国民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとすること。

## 第26 地方公共団体の情報公開

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとすること。

### 第27 特殊法人の情報公開

政府は、特殊法人について、その性格及び業務内容に応じて情報の開示及び提供が推進されるよう、情報公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。

### 第28 関係法律との調整

文書の公開等に關し定めている法律その他の関係法律の規定との間で必要な法制上の調整措置を講ずるものとすること。

### 第29 施行に伴う措置

- 1 この法律を円滑に施行するため、公布後施行までの間に相当の期間を設けるものとすること。  
 2 施行日前に行政機関の職員が作成し又は取得した行政文書についても、施行日以後現に行政機関が保有しているものについては、この法律を適用するものとすること。

### 第26 地方公共団体の情報公開

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとすること。

### 第27 特殊法人の情報公開

政府は、特殊法人について、その性格及び業務内容に応じて情報の開示及び提供が推進されるよう、情報公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。

### 第28 関係法律との調整

文書の公開等に關し定めている法律その他の関係法律の規定との間で必要な法制上の調整措置を講ずるものとすること。

### 第29 施行に伴う措置

- 1 この法律を円滑に施行するため、公布後施行までの間に相当の期間を設けるものとすること。  
 2 施行日前に行政機関の職員が作成し又は取得した行政文書についても、施行日以後現に行政機関が保有しているものについては、この法律を適用するものとすること。

### III 情報公開法要綱案の考え方

#### 1 情報公開法の目的（第1）

##### (1) 情報公開法の目的

民主主義の健全な発展のためにには、国政を信託した主権者である国民に対して、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務（説明責任）を全うする制度を整備することが必要である。このような制度を整備することによって、国政の遂行状況に対する国民的確な認識と評価が可能となり、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることができる。

我が国は、議院内閣制を採用し、内閣が行政権の行使について国会に対して責任を負うものであるが、行政機関が国民に対する関係で説明責任を全うする制度を整備することは、現行憲法の定める統治構造の下において、憲法の基礎である国民主権の理念にのっとった国政の運営を一層実質的なものとすることに資するものである。それとともに、このような制度を通じて、行政運営に関する情報が国民一般に公開されることは、国民一人人がこれを吟味した上で、適正な意見を形成することを可能とするものであり、国民による行政の監視・参加の充実にも資することになる。行政を取り巻く数々の重要課題とその運営の現状にかんがみると、このような制度を整備することの意義はますます大きくなっていますおり、このようにして、公正で国民の意思が反映された行政運営を推進することが、現在及び将来にわたる国民の要望にこたえるところとなるものと考える。

情報公開法として、これまでにも、個別の法律によって、行政機関が、その保有する特定分野における情報を、国民からの求めに応じて開示する制度や、国民からの求めを待たずに提供する制度が設けられている。しかし、行政運営の公開性を向上させ、政府がその説明責任を全うするようにするためには、このような従来の制度に加え、行政機関の保有するすべての情報を対象として、国民一人人がそれらの情報の開示を請求することができる権利につき定める制度、すなわち一般的な開示請求権制度を確立し、これ

を情報公開法制の中核として位置付けることが肝要である。

このような考え方から、本要綱案では、情報公開法の目的として、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになりますとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資すること」を掲げることとしたものである（第1）。

##### (2) 「知る権利」について

「知る権利」という言葉を、情報公開法の目的規定の中に明示的に書き込むべきであるかについても検討した。たしかに、我が国における情報公開法の制定に関する議論の中で、「知る権利」という言葉は、国民の情報公開法に対する関心を高め、その制度化を推進する役割を果たしてきたところである。しかしながら、法律の条文の中でその言葉を用いることが適當であるかどうかは、法律問題として別に検討する必要がある。

「知る権利」については、憲法学上、國民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含むという理解であり、この場合、後者が特に「知る権利」と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待つて具体的な権利となるという見解が有力である。

しかし、憲法第21条の保障する表現の自由はあくまで自由権であってそのような請求権的なものは含まないという見解がある一方、「知る権利」をより広く自己情報の開示請求権を含めて考えたり、「知る権利」は憲法上既に具体的な内容をもつて存在する権利であるとする見解もある。また、最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されるに至っていない。

このように、「知る権利」という概念については、多くの理解の仕方があるのが現状である。

上記のような理由から、本要綱案では、情報公開法の目的規定に「知る権

利」という言葉を用いることはしなかったが、1(1)に述べたとおり、「国民主権の理念にのっとり」という表現によって、憲法の理念を踏まえて充実した情報公開制度の確立を目指していることを明確にしておきたい。

## 2 対象機関及び対象文書（第2、第23）

### (1) 開示請求制度の対象となる機関（行政機関）

政府の諸活動を 국민に説明する責務が全うされるようにするためには、国政を執行するすべての行政機関をこの法律の対象とする必要がある。このため、本要綱索では、開示請求制度の対象となる機関として、国会及び裁判所を除く国の機関を網羅することとした。

すなわち、法律の規定により内閣に置かれる機関としての内閣官房、内閣法制局、安全保障会議及び内閣の所轄の下に置かれる機関としての人事院（第2第1号イ）、国家行政組織法第3条第2項の規定により国の行政機関として置かれる機関としての同法別表第1に掲げられている府、省、委員会及び庁（同ロ）並びに会計検査院（同ニ）を対象機関とした。

これらの行政機関は、それぞれが第2章の規定による行政文書の開示請求を処理する単位となる。したがって、国家行政組織法第8条から第9条までの規定により府、省、委員会又は庁に置かれる機関（審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局）の保有する行政文書についても、これらの機関が置かれている府、省、委員会又は庁が保有するものとして、当該府、省、委員会又は庁が開示請求を処理すべきこととなる。しかしながら、施設等機関（同法第8条の2）及び特別の機関（同法第8条の3）の中に、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とすることができるとした（第2第1号ハ、ロかつこ書）。

### (2) 開示請求制度の対象となる文書（行政文書）

#### ア 開示請求の対象

開示請求制度は、行政機関の保有する情報を処理・加工して国民に提供

するのではなく、あるがままの行政運営に関する情報を国民に提供するものであるから、本要綱索では、開示請求の対象を、情報が一定の媒体に記録されたもの（文書）とすることとした。

また、文書の媒体の種類については、情報・通信システムの進展をも踏まえ、幅広くとらえる必要がある。本要綱索では、紙を素材とする文書のみならず、フィルム、磁気テープについて例示するとともに、その他の媒体、例えば磁気ディスク、光ディスク等についても、行政機関の実情に即して対象文書とすることができるようにするため、これらを政令で定めることとした（第2第2号）。

#### イ 対象文書の範囲

情報公開法の目的からすると、政府の諸活動を説明するために必要十分な範囲で、開示請求の対象となる文書を的確に定める必要がある。この見地から、は、決裁・供覧等の文書管理制度上の手続的要件で対象文書の範囲を画すことは、必ずしも適切ではない。他方、組織として業務上の必要性に基づき保有しているとは言えないものまで含めることは、法の目的との関係では不可欠なものではなく、法的的確な運用に困難が生じたり、適正な事務処理を進める上で妨げとなるおそれもある。このため、本要綱索では、開示請求の対象の範囲を実質要件により画することとし、行政機関の職員が職務上作成し又は取得したものであって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものとした（第2第2号本文）。

「職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に關与した職員個人の段階のものではなく、組織としての公用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、職員が自己の勤務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないこととなる。

#### ウ 対象文書から除外されるものの

上記の文書の中には、開示請求権制度の対象とする必要がないもの、又はその性質上対象とすることが適当でないものがある。

例えば、官報、白書、新聞、市販の書籍等は、書店で購入し又は公共図書館等の施設を利用するなどにより、一般にその内容を容易に知り得るものであり、本制度の対象とする必要はない。政府のその他の広報用資料等についても、当該資料が、所定の窓口に備え置かれているなど、一般にその内容を容易に知り得る状態であれば、同様である。

また、公文書館、博物館、国立大学等において、歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての価値があるために特別に保有されているものは、できるだけ一般の公開に付きるべきであるが、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点からそれぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従つた利用にゆだねるべきであり、対象文書とすることは適当ない。

このような考え方から、本要綱案では、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものの及び公文書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているものを、開示請求の対象から除くこととした(第2第2号ただし書)。したがって、公文書館等又は一般の行政機関が保有している文書の中には、作成又は取得から長期間が経過しているものもあるが、それだけでは、開示請求の対象から除かれることにはならない。

### (3) 行政文書の管理

行政文書の範囲は、開示請求があつた時点において、2(2)イに述べた実質的基準により判断される。しかしながら、そもそもあるべき行政文書がなかなかつたり、その所在が明確でない状態では、情報公開法は的確に機能しない。このため、行政文書の管理が適正に行われることが不可欠であり、その意味で情報公開法と行政文書の管理は車の両輪であると言つてよい。

そこで、本要綱案では、行政文書の管理に関する根拠を法律に置いた上で、各行政機関の長が、政令で定めるとともに、当該定めに従つた適切な行政文書の管理を行うものとした(第23)。

政令で規定すべき内容としては、例えば、行政文書の系統的な分類に関する事項、その作成の責務に関する事項、保存期間に関する事項、廃棄に関する事項、その作成の責務に関する事項、保存期間に関する事項、廃棄に関する事項等、行政文書の管理につき、行政機関を通じて共通的な取扱いをすべき重要な事項が考えられる。

## 3 開示請求権及び開示義務(第3、第5)

### (1) 開示請求権者

情報公開法の目的(第1)との関連では、開示請求権を行使する主体は国民が中心となる。しかし、これを国民に限定して外国人を排除する積極的な意義が乏しく、他方、我が国が広く世界に情報の窓を開くことに政策的意義を認めることができる。

このような考え方から、本要綱案では、開示請求権者を国民に限定せず、「何人も」とし、国内、国外を問わず、広く国民以外の者も含むこととした(第3)。

### (2) 開示・不開示の枠組み

開示請求権制度は、何人に対しても、開示を請求する理由や利用の目的を問わず、行政文書の開示を請求することができるのは、開示権利を定める制度である。このように、行政機関の保有する情報を広く公開することの公益性は、1(1)に述べたところであるが、他方、行政機関の保有する情報の中には、開示することにより、私的な権利利益を害し、又は公共の利益を損なうおそれをするものがある。すなわち、個人又は法人等の正当な利益、国の安全や公共の安全、行政事務の適正な遂行等の利益は、開示することにより損なわれてはならないものである。このような開示することの利益と開示されなければならないとの利益は、共に国民の利益であり、それぞれが適切に保護されるよう両者の間に調整がなさなければならない。そこで、開示請求権制度においては、一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報とし、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書は請求に応じて開示されるものとすべきである。

このような考え方から、本要綱案では、行政機関の長は、適法な開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているところを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負う(第5第1項)との原則開示の基本的枠組みを定めたとした。

このように、不開示情報は、開示されないことの利益を保護しようとするものであるから、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示請求に対して開示してはならないこととなる。しかしながら、一般的には開示されることの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得る。そこで、本要綱案では、このような場合における行政機関の長の裁量的判断による開示の規定を更に設けることとした（第7、後述4(8)）。

### (3) 部分開示

開示請求の対象は行政文書であるが、一つの行政文書に様々な情報が記録されており、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているといつても、それが一部分にとどまることがあります。そこで、不開示情報が記録された部分が、一つの行政文書の中の他の部分と容易に区分することができるとときは、行政機関の長は、不開示情報が記録された部分を除いた部分を開示しなければならないこととした（第5第2項本文）。

しかしながら、不開示情報が記録された部分を除くと、客観的に有意な情報が残らないような場合は、不開示情報が記録された部分を除いて開示することは、行政機関に負担を強いるとともに、開示請求者の不利益にこそなれ、その利益に資するところがない。そこで、このような場合には、「制度の趣旨に合致」するとは認められないでの、行政機関の長は、部分開示の義務を負わないこととした（同項ただし書）。

## 4 不開示情報等（第6～第8）

### (1) 不開示情報の定め方

不開示情報の規定は、できるだけ明確なものとすることが望ましい。そのためには、不開示とされる情報を、行政事務の種類等の事項的な要素（例えば、「〇〇に関する情報」）で画する方法が考えられる。しかし、事項の単位を大きくすると、開示しても具体的な支障がないものが広く含まれることとなり、これを細かくすると、膨大な数量の事項を列挙しなければならず、しかも、行政の全般にわたりこれを網羅することも、細かく事項的に定めた不

開示情報の中から開示に支障のないものを個々に除くということも、極めて困難である。他方、開示請求に係る情報について、開示することによる支障を個別具体的に判断するための定性的な要素（例えば、「〇〇が書きれるおそれ」）で不開示情報の範囲を画する方法が考えられるが、この方法のみでは、基準の定め方が概説的・抽象的になり、制度の安定的な運用に困難を来す場合があり得る。

そこで、本要綱案では、不開示とすることにより保護される利益に着目し、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議・検討等に関する情報及び行政機関の事務・事業に関する情報の六つの類型に分けた上、事項による基準と定性的な基準とを組み合わせることを基本として、不開示情報の範囲をできるだけ明確かつ合理的に画すことができるような規定とすることとした（第6）。

なお、開示・不開示の判断は、開示請求があつた都度なさるのであるから、いつたん不開示とされた行政文書であっても、その後の事情の変化により、開示されるべきものとなることは当然である。したがって、本要綱案では、行政文書の作成又は取得からの一定年数の経過を開示・不開示の判断基準とする規定は設けないととした。

### (2) 個人に関する情報

個人に関する情報の範囲  
ア 個人にに関する情報には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれます。すなわち、個人に関する情報は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人の営む事業に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

このうち、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、その情報の性質上、法人等の事業活動情報と同様の開示・不開示の基準によることが適当であるので、本要綱案では、個人に関する情報から除くこととした。

イ 保護される利益  
第6第1号の規定により開示されないことの利益は、個人の正当な権利利

益であるが、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。また、本来なら、私人が直接当該個人に対して開示を求めることができないような情報を、行政機関が保有しているとの理由のみをもって開示することは、個人情報の適正な管理の観点からも適当ではない。

そこで、本要綱索では、特定の個人が識別され得る情報を開示すると、一般に、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、いわゆる「個人識別型」を基本として不開示情報を定め、その中から開示すべきものを除くという手法を探ることとした。すなわち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るものと、当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除くこととした（同号ただし書）。

なお、上記の趣旨に照らし、具体的事例における個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質及び内容を考慮する必要がある。例えば、一定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼす場合があり得る。このような場合は、情報の性質及び内容に照らし、プライバシー保護の十分を図る必要性の範囲内において、個人識別可能性を認めるべき必要があると考える。

#### ウ 公にされている情報等

法令の規定により公にされている情報（登記簿に登記されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等）や、慣行として公にされている情報（鉢輪者名簿、中央省庁の課長相当職以上の者の職及び氏名等）は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるので、これを例外開示情報とした（第6第1号ただし書）。

「公にすることが予定されている情報」には、公表されることが時間的に予定されているのみならず、当該情報の性質上通常公表されるものも含

まれるが、上記と同様の考慮により、例外開示情報とした（同）。

#### エ 個人識別性のある部分を除いた個人情報

個人に関する情報のうち、社会生活上の情報等にあっては、個人識別性がない状態であれば、これを開示しても、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるものが少くない。そこで、個人に関する情報のうち、氏名その他の個人識別性のある部分を除くことで、個人に関するおそれがないと認められるものがあることをにより、開示しても個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められることがあります（第6第1号ただし書）。

したがって、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報は、本号の適用については、多くの場合、その情報のうち氏名等の個人識別性のある部分を除いた上で、活動内容等に関する部分の情報が開示されることとなるであろう。他方、カルテ、反省文などの個人の人格と密接に関連する情報は、個人識別性のある部分を除いて開示されることにはならないと考えられる。個人の未公表の研究論文、研究計画等の情報（個人事業情報に該当しないもの）で、個人識別性のある部分を除いて開示しても財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるものも、同様である。

オ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

公務員の職務の遂行に係る情報には、公務員の職、氏名に関する情報及び職務行為に関する情報で構成されるものが少なくない。したがって、この種の情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員の個人の活動に関する情報でもある。

このうち、当該公務員の職に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可分の要素であり、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするために、これを明らかにする意義は大きい。そこで、「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報」については、公務員の範囲を限定せず、仮に特定の公務員を識別させることとなても、開示することとした（第6第1号ただし書）。

他方、公務員の氏名は、行政事務の遂行に係る行政組織の内部管理情報として担当公務員を特定するために行政文書に記録されことが多いが、同時

に、当該公務員の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると、公務員の私生活等に影響を及ぼすことがある。この点については、公務員と法人その他の団体の職員とを区別する理由はないので、公務員の氏名については、同号ただし書イにより開示・不開示の判断がなさるものとした。そこで、例えは、中央省庁の課長相当職以上の者については、同号ただし書イ、ロ、ハにより、その職、氏名及び職務行為に関する情報がすべて不開示情報から除外されるため、個人に関する情報としては不開示とされることとなる。

#### カ 公益上の理由による義務的開示

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益があるときは、これを不開示とすべき合理的な理由は認め難い。そこで、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報は、不開示情報から除くこととした（第6第1号ただし書ニ）。

「より必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量は、個人に関する情報の中でも個人的な性格が強いものから社会的な性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命・身体等の保護と財産・生活の保護との間には開示により保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないような慎重な配慮が必要である。

#### (3) 法人等に関する情報

##### ア 競争上の地位、財産権その他正当な利益

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報には、営業秘密等、開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあるが、法人等が有する正当な権利利益は、原則として開示することにより害されるべきではない。事業を営む個人の当該事業に関する情報についても、同様である。そこで、本要綱案では、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報とした（第6第2号イ）。

法人等には、株式会社、公益法人、宗教法人、特殊法人その他の法人のかか、政治団体その他法人格のない団体も広く含まれるが、「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の特別の考慮の必要性等、それぞれの法人等及び情報の性格に応じて、的確に判断されねるべきである。

#### イ わゆる任意提供情報

法人等又は個人の事業に関する情報の中には、内部管理情報、一般にはまだ知られないか、又は非公開を前提としなければ他人に提供されないものがある。

このような情報が、行政機関の要請に応じて任意に提供され、行政機関がこれを保有することになった場合に、行政機関が保有していることのみを理由として、当然に何人に対しても開示されるとするには合理的でない。すなわち、ある種の情報は非公開を前提として初めて受け渡しされるという情報流通の形態は、行政機関との間ににおいては否定されるとする合理的な理由はない。また、行政機関の要請を受け、非公開とする約束の下に初めて提供することを決めた当該情報の提供者における非公開取扱いに対する期待と信頼は、保護に値するものである。

他方、不開示情報を定めるに当たって、非公開約束がある場合にはすべて不開示とするのではなく、非公開約束の下に提供された情報が、当該情報の性質上、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものである場合など、公にしないことにしてほしいという法人等の申出が常識的にも理解できる場合に限る旨の要件を付加することは、不開示情報を合理的な理由があるものに限定するという、この法律の趣旨に合致するところである。

このような考え方に基づき、本要綱案では、行政機関の要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供された情報であって、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているもののその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められたものを不開示情報とすることとした（第6第2号ロ）。

なお、このような要件があらかじめ法律上定まっていれば、法人等はそれ

を前提として任意に情報を提供するかどうかを判断することとなるとともに、行政機関としても、情報の提供を受ける際には慎重な配慮をすることが必要となるので、法人等の自主性が害されることも、非公開の約束が濫用されることはないと考える。

#### ウ 公益上の理由による義務的開示

原則的には不開示とされる情報であっても、開示することに優越的な公益が認められる場合には、不開示すべき合理的な理由が認められない。そこで、本要綱要では、当該法人等又は個人の事業活動によつて生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から、これらの法益を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報を、不開示情報から除くこととした（第6第2号ただし書）。

「開示することがより必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量するとの趣旨である。この比較衡量に当たつては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要がある。特に、人の財産・生活を保護する必要性の判断にあつては、その侵害の内容・程度と保護の必要性が考慮されるべきである。

#### （4）国の安全等に関する情報及び公共の安全等に関する情報

##### ア 保護される利益

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保すること、また、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するため政府に課された重要な責務であり、情報公開法制においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。そこで、本要綱要では、開示することにより、国の安全を害するおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれ又は犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足る相当の理由がある情報を、不開示情報をとすることとした（第6第3、4号）。

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び政治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国家社会の基本的な秩序が平穡に維

持されていることをいう。

「公共の安全と秩序の維持」に、いわゆる行政警察の諸活動まで広く含める理解があり得るが、本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。ここでは、次に述べるように（後述4(4)イ）、司法審査において行政機関の判断が尊重されるべきものを取り上げることにしているからである。したがつて、個人データ等の不法な侵害行為がから人の生命、身体等の保護に関する情報は第4号の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、第4号の対象ではなく、第6号により開示・不開示が決せられることとなる。

イ 認めるに足りる相当の理由がある情報

第3、4号に規定する情報については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、対外関係上のは犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。諸外国においても、これらの特殊性に対応して、大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設け、法の対象外（exclusion）とし、又は裁判所は、初審的（de novo）には審査せず、行政機関の長が開示の拒否の判断をする合理的な理由（reasonable grounds）を有するかどうかを審査するにとどめるなど、法の適用又は司法審査の關係で、他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少なくないところである。

このような事情を前提とすると、司法審査の場合においては、裁判所は、第3、4号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一回的的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当である。本要綱要では、第3、4号に規定する情報については、「おそれがあると認められるに足りる相当の理由がある情報」と規定して、上記のような考え方を表したものである。

#### （5）審議・検討等に関する情報

ア 保護される利益  
行政機関の意思決定は、適正でなければならぬことは当然である。本要

綱案における行政文書の範囲には、行政機関としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることとなるため、これらの情報を開示することによってその適正な意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示することは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするとの観点からは、適当ではない。そこで、本要綱案では、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮して不開示とされる情報の範囲を画することとした。

すなわち、行政機関内部又は行政機関相互の間の審議・検討又は協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が開示され又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき国民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼす場合がある。検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、これらの行政機関の意思決定に対する支障が着過し得ない程度のものである場合には、これを不開示すべき合理的な理由が認められる。このような考え方から、本要綱案では、それぞれの場合に「不当に」との要件を附加した上で、これらのおそれのある情報を不開示情報とすることとした（第6第5号）。

予想される支障が「不当」なものであるかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量してなさるべきである。なお、本号において、人の生命、身体等を保護するため開示することがより必要であると認められる情報を明示的に除外しないのは、「不当に」の要件の判断に際し、種々の利益が衡量されることが予定されているからである。

イ 審議会に関する情報  
審議会に関する情報についても、上記の審議・検討等に関する情報の一般原則が適用される。すなわち、審議会に関する情報の開示・不開示の判断は、当該審議会の議決等により決せられるものではなく、当該審議会の性質及び審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を「不当

に」損なうおそれがあるかにより判断されることとなる。

審議会に関する情報の公開に関する國民の要望は強く、行政の政策形成における審議会の機能に照らし、これをお可能な限り開示することの意義が大きいことに十分に配慮すべきである。

#### (6) 行政機関の事務・事業に関する情報

行政機関が行うすべての事務・事業は、法律に基づき、公益に適合するように行わなければならない。したがって、開示することにより、その事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、不開示とする合意的な理由が認められる。そこで、行政機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とした（第6号）。

監査、検査等、第6号に列記された事務・事業は、行政機関に共通的に見られる事務・事業であって、開示するとその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものであり、その他すべての個別の事務・事業が本号の対象となる。

開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務・事業を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、受益も乏しいことから、「その他行政機関の事務又は事業」という包括的な表現を用いたが、不開示とされるのは、これら的情報のうち当該事務・事業の性質上その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではない。本号が人の生命、身体等を保護するために開示したことにより必要と認められる情報を明示的に除外していないのは、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上の「適正」が要求されているからである。したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものである。

が要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求されることとなる。その具体的な基準については、すべての行政の事務・事業について、この法律であらかじめ定めることが困難である。しかしながら、行政手続法第5条の規定に基づき、各行政機

関において審査基準が定められることとなり、その審査基準と開示請求の処理の具体的な運用は、不服審査や裁判所の個別具体的な評価・判断に服することにより、それらが適正であることが保障されている。

なお、監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務・事業にあっては、ある個別の事務・事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務・事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも、当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に当たることとなる。

#### (7) 国会、裁判所及び地方公共団体に関する情報

行政機関は、国会、裁判所及び地方公共団体（以下「国会等」という。）から取得し又は自ら作成した国会等に関する様々な情報を探してはいるが、本要綱要は、これらとの情報の取扱いについて特に触れていない。

国会等に関する情報の中には、第6第1号（個人に関する情報）から第4号（公共の安全等に関する情報）までに規定する不開示情報に該当するものがあるが、行政機関が、これらの不開示情報の規定に該当するかどうかを判断することについては、それが国会等に関する情報であるからといって特別の取扱いをすべき合理的な理由はない。

しかしながら、行政機関と国会等との間の協議に関する情報や、国会等の事務・事業に関する情報の中には、行政機関相互の協議に関する情報や行政機関の事務・事業に関する情報に関し、第6第5号（審議・検討等に関する情報）及び第6号（行政機関の事務・事業に関する情報）の不開示情報の規定を設けることとしたところと同様に、開示すると、国会等の適正な意思決定を不恰当地拒否する旨の規定を設けることによって検討する必要がある。

なお、これらの情報を開示することによる支障等の有無及び程度を行政機関が判断するに当たっては、必要に応じ、国会等から情報の提供を受け、適

宜な形式で意見を聽くなどして的確に判断するよう努めるとともに、当該機関の憲法上の地位に照らし、開示を不適当とする意見が述べられた場合にはこれを十分にしん酌するなど、慎重な考慮に基づく運用が必要である。

#### (8) 公益上の理由による裁量的開示

第6各号に掲げる不開示情報は、人の生命、身体等を保護するために開示することがより必要なものを除くなどの利益衡量を行った上でなお不開示とすることの必要性が認められる情報であるから、行政機関の長が、これをみだりに公開することは、公益に反し、許されないこととなる。しかしながら、個別具体的な場合においては、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得るところであり、このような場合には、行政機関の長の高度の行政的判断により開示することができるとすることが合理的である。

そこで、本要綱要においては、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めた場合に、行政機関の長の裁量判断による開示を可能とする規定を設けたこととした（第7）。

行政機関の長が開示することの公益性を判断するに当たっては、個々の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならない。とりわけ、個人の人格的な利益の他憲法上保障されている利益については、慎重な配慮が求められる。

なお、具体的な開示請求に対する決定についての行政不服審査の過程において、不服審査会は、この規定の適用・不適用について、審査することができる。

#### (9) 行政文書の存否に関する情報

開示請求を拒否するときは、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で拒否することが原則である。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護される利益が害されることとなる場合がある。例えば、特定の個人の病歴の情報、情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された機微な情報、犯罪の内情調査に関する情報等の開示請求であれば、その開示請求に対し、当該行政文書は存在するが不開示とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで、不開示情報の保護利

益が害されることとなる場合がある。また、開示請求が潔秦的になされた場合、例えば、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報、買収を招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報、特定分野に限定しての試験問題の出題予定期間する情報等が開示請求された場合は、行政文書の存否に関する情報と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、不開示又は不存在と回答するだけで、不開示情報の保護利益が害されることがあり得る。

このような事態に対処するため、本要綱要では、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる場合についての規定を設けることとした（第8）。

なお、この規定の適用範囲を一部の不開示情報の類型に限定することは、それぞれの不開示情報について上記のような問題が生ずることに照らし適当ではなく、また、保護利益の侵害の程度で限定することも、不開示情報を合理的な範囲に限定した本要綱要の趣旨に照らし適当ではない。いざれにしても、この規定を適用して開示請求を拒否するときは、当該拒否決定に際し、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要があり、また、請求拒否決定に付し行政上及び司法上の救済を求めることができるので、この規定の適正な運用は確保されるものと考える。

#### (1) 不開示情報と守秘義務規定との関係

国家公務員法第100条等、行政機関の職員に守秘義務を課している規定における秘密とは、実質的（非公知の事実であって、実質的にそれを秘密として保護するものをいう）に限られるとされており、実質的漏らせば国家公務員法等違反となり、懲戒処分又は刑事罰の対象となる。

一方、本要綱要は、不開示情報以外の情報は開示しなければならないとともに、不開示情報は開示してはならないという構成をとっており、仮に不開示情報を開示すれば、職務上の義務違反になり得る。

これらの解釈を前提とすると、行政機関の職員は、情報公開法による不開示情報以外の情報を開示しなければならない義務及び不開示情報を漏らしてはならない義務と、国家公務員法等による実質的漏らしてはならない義務とを負っており、実質的と不開示情報の位置付けの問題と職務義務規定の適

用の問題との二点について、両者の間に矛盾抵触があつてはならない。

前者の範囲の位置付けの問題については、国家公務員法等の実質的の範囲は具体的に定められているとは言い難いことから、それが明確であることを前提として、不開示情報の範囲と法律の規定上関連付けることは困難であり、また、両者の範囲を関連付けることは、情報公開法の立法において不開示範囲を定める場合の必須要件ではない。

後者の規定の適用關係の問題については、情報公開法に基づき適法に開示をしている限りにおいては、国家公務員法等の守秘義務違反による責任を問わないとすることが可能と考えられる。なお、第7の規定に基づき裁量的開示をする場合についても、その裁量が適法になされている限り、同様の理が働くと考えられる。

#### 5 開示請求及び処理の手続（第4、第9～第16、第24）

- (1) 基本的な考え方  
本要綱要では、開示請求の手続及び行政機関の処理手続については、基本的事項を法律で定め、細目的事項は政令で定めることとしているが、両者を通じて、開示請求をしようとする者にとって利用しやすいことと、行政機関の事務処理が適正かつ円滑に行われるとの画面を兼ね備えた合理的な仕組みとする必要がある。

なお、開示請求の手続については、行政手続法第2章（申請に対する処理）の諸規定が適用される。

- (2) 行政文書の開示に関する権限の委任  
開示請求に対しこれを処理する行政機関の単位は、第2第1号に規定するそれぞの行政機関である。しかしながら、行政機関における事務の効率的な配分を図るため、各行政機関に置かれる内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局に開示請求の処理をゆだねることが適当な場合が少なくない。このような考え方から、本要綱要では、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第2章（行政文書の開示）に定める権限を当該行政機関の職員に委任することができる（第16）。

具体的な権限の委任は、開示請求に係る行政文書の所在、当該行政文書に

記録された情報に関する行政事務の権限の所在、組織の実態等の諸事情を総合的に考慮して決せられるべきである。地方支分部局に権限が委任されるごとに、当該地方に在住する者にとっても、開示請求に関する緊密な相談が容易になること、開示請求書を当該地方支分部局に提出できるようになること、さらには請求拒否の決定の取消訴訟を当該地方の裁判所に提起することができるようになることなどの利点が生まれ、開示請求に関する事前事後の手続全般について、当該地方に在住する者の便宜に資するところが大である。各行政機関における権限の委任が、このような点に十分に配慮したものとなることが望まれる。

### (3) 開示請求をしようとする者に対する利便の提供

国民が、開示請求制度を容易にかつ的確に利用できるようにするために制度の利用方法や行政文書の所在等に関する情報が十分に提供されることは、制度の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとした（第24第1項）。この措置の例としては、情報公開制度の内容、開示請求書の記載方法及び提出先その他の開示請求制度の利用に関する相談及び情報提供に対する窓口を整備すること、主要な行政文書の所在や事務の流れに関する資料を提供することなどが挙げられる。上記の観点からすると、すべての行政機関について対応することが可能な総合的な案内相談窓口を中心及び都道府県の区域ごとに1か所程度は開設するほか、各行政機関における窓口をも充実させる必要がある。開示請求をしようとする者は、このような窓口を活用し、的確な開示請求をすることが望まれる。

### (4) 開示請求の手続 ア 開示請求書の提出

行政文書の開示請求については、開示請求に関する法律関係の内容という重要な事項を明らかにするため、書面を提出してしなければならないこととした（第4）。同様の趣旨から、開示を請求する書面は、日本語で記載することとすべきである。また、遠隔地に居住する者の便宜を考慮し、書面の提出は郵送によることがべきである。なお、ファックス、電子

メールその他的方式による請求についても、行政機関における施設の整備の状況その他の事務処理上の問題を勘案しつつ、開示請求をしようとする者の便宜が図られるよう、適切な対応を検討すべきである。

### イ 請求対象文書の特定

開示請求権制度の適正かつ円滑な運用を確保するためにには、開示請求書に、開示請求の対象が明確に記載される必要がある。すなわち、開示請求の対象として、開示を請求する行政文書の件名が記載されるか、これが困難な場合にあっては、その記載内容から行政機関の担当職員が請求対象文書の件名及びその範囲を合理的な範囲に特定できる程度に記載される必要がある。そこで、本要綱索においては、行政文書の開示を請求する書面には、開示請求に係る行政文書を特定するためには、必要な事項を記載しなければならないことをした（第4）。

### ウ その他の記載事項

開示請求書には、開示請求者との連絡及び通知を確実にするため、住所、氏名等を記載することとする必要がある。しかし、開示請求権制度は、行政文書の開示の請求の理由及びその利用の目的を問わず、また請求者の何人であるかを問わずに行政文書の開示を求めることができるとする制度であるから、請求の理由、利用の目的、開示請求者と開示請求に係る情報との関連性等に関する事項の記載は要求しないこととすべきである。

### (5) 開示請求に対する措置

開示請求に対する行政機関による法の適用関係を明確にし、不服がある者からの不服申立ての機会を広く確保することが適当であるとの観点から、本要綱索では、開示請求に対する決定の種類及び内容を明確なものとする規定を設けたこととした。

開示請求に対する終局的な決定には、開示の決定と請求拒否の決定がある。

開示の決定については、書面により、開示の決定の内容及び開示の実施に開する事項を開示請求者に通知することとした（第9第1項）。なお、開示の実施は、開示に伴う事務処理に要する期間を勘案しつつ、速やかに行われ

請求拒否の決定については、不開示情報が記録されているために開示請求に係る行政文書を開示しない場合（同第2項）と、第8の規定に該当すること、開示請求に係る行政文書が存在しないこと、その他の理由により、例えば、開示請求制度が適用されない文書に対する請求であることなどの理由により請求を拒否する場合（同第3項）があるが、いずれも請求拒否の処分とし、拒否決定を書面で通知することとした。この決定については、行政手続法第8条の定めるところにより、必要十分な理由の提示をしなければならない。

なお、部分開示（第5第2項）となるときは、開示される部分については第9第1項、開示されない部分については同第2項の定めるところにより、決定することとなる。

#### （6）処理期限及び著しく大量な行政文書の開示請求の取扱い

開示請求に対する決定をするためには、開示請求があるが、個々の開示請求に対する決定をするために要する期間は、開示請求の対象となる情報の量の多少、不開示情報該当性の審査・判断の難易、第三者保護手続の要否、行政機関の事務の繁忙の状況等により、おのずから違いますが、一義的に定めることは困難である。そこで、本要綱案では、原則的な処理期限を、適法な開示請求が行政機関に到達してから30日以内とし（もとより、開示請求の内容等によっては30日を要しないものも多いと思われ、その場合には、速やかに処理されねばならない。）、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、30日を限度として、その期限を延長することができることとした（第10）。

しかしながら、一の行政部局が処理すべき開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、これを処理することにより当該部局の通常の行政事務の遂行が著しく停滞することは避けが必要がある。そこで、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、60日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、行政機関の長は、60日以内にその相当の部分につき開示等決定をし、残りの部分については相当の期間内に開示等決定をすれば足りることとした。なお、

この処理期限の特例の規定の適用については、請求があつた後比較的早期に判断することが可能であるので、この規定を適用する場合には、行政機関の長は、30日以内に、開示請求者に対し、60日以内に開示請求のすべてについて開示等決定をすることができない理由及び60日以内に開示等決定をする部分以外の部分についての開示等決定の期限を通知しなければならないこととした（第11）。

上記の場合、現実に開示された内容によつては、残りの部分の開示請求を維持する必要がなくなる事態も予想されるので、相当の部分の開示後、適宜の方法で、開示請求者の意思を確認するなどの運用上の措置も考慮に値する。

なお、特定の部局の保有するすべての行政文書の開示請求や行政機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とする開示請求等に対しても、特別の規定を設けてはいないが、権利濫用に関する一般法理を適用することによって対処することができると言えられる。

#### （7）事業の移送

開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときや当該行政文書に他の行政機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されているときなどは、当該他の行政機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考へられるので、当該他の行政機関と協議の上、事業を移送することができることとした（第12）。

この移送措置は、行政の内部的な問題であるから、処理期限は、当初の開示請求の時点から進行する。また、開示請求者に不利益が及ばないよう、事業の移送は、行政機関相互の協議が整った場合に限り可能とするものであり、これが整わない場合は開示請求を受けた行政機関が処理することとなる。

#### （8）第三者保護に関する手続

開示請求に係る行政文書に、国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されている場合がある。このような場合には、開示請求を受けた行政機関が、第三者の正当な権利利益の保護に関する調査の不開示情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するために必要な調査の

一環として、当該第三者から意見を聴くことが有意義である。そこで、本要綱索では、行政機関の長は、開示等決定をするに際し、当該第三者から意見を聴くことができることとした（第13第1項）。

また、開示請求に係る行政文書に人の生命、身体等の保護のためという公的的理由により不開示情報から除外されるものが記録されているとき（第6号1号ただし書二、同第2号ただし書）又は不開示情報が記録されているが優越する公益の存在を理由として当該行政文書を開示するとき（第7）には、関係者の利益との調整の必要性が類型的に認められるので、行政機関の長は、開示の決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えるなければならぬこととした（第13第2項）。

このようにして、第三者から意見を聴き、又は意見を述べる機会を与えた場合において、当該情報を開示しようとするときは、当該第三者からの不服申立ての機会を確保することが第三者の正当な権利利益を保護するために適切であるので、本要綱索では、開示の決定を当該第三者に通知するとともに、開示の決定と開示の実施との間に不服申立てを講ずるに足りる相当の期間を確保することとした（同第3項）。

#### ⑨ 開示の実施

行政文書の開示には、閲覧及び写しの交付（第2第3号）があるが、行政文書の性質や媒体の種類によっては、技術的な制約が避けられない場合がある。例えば、原本保護の必要性等から原本自体を閲覧に供することが適当でない場合は写しの交付により、磁気ディスク等であつて部分開示の作業が技術的に困難な場合は印字物に部分削除の加工をしたもののが閲覧又は交付によることができるとするなどの措置が必要な場合がある。このような技術的な問題に適切に対処するため、本要綱索では、開示の方法は、政令で定めることとした（第14）。

政令の策定に際しては、技術的な問題等を前提としつつも、開示請求者の便宜を考慮し、できるだけその要望にこたえることができるものとすべきである。なお、写しの交付については、開示請求者の利便を考慮し、郵送によることができるよう努めなければならない。

#### ⑩ 手数料

開示請求権制度の運用には、相当の労力と費用を要するので、開示請求者に、その公平な負担が求められる。手数料の金額、徴収方法等は、技術的な問題を多く含むため、本要綱索では、行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めるところによることとした（第15第1項）。政令の策定に際しては、利用しやすい金額とすることに留意すべきである。なお、手数料の額に関する誤解や紛争を防止するため、行政機関は、必要に応じ、開示請求者に対して予想される手数料の額についての情報を提供するなどの運用上の措置も考慮されねばならない。

手数料については、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政機関の長の裁量によりこれを減免することができるることとした（同第2項）。なお、開示請求権制度は、開示請求の理由を問わず、また開示された情報の利用に制約を課するものでないことから、請求の理由又は利用の目的による手数料の減免を一般的に認める規定は設けず、行政機関の長の合理的な裁量に任だねることとした。

#### ⑥ 不服申立て（第17～第22）

##### ① 不服審査会の設置

ア、不服審査会に対する諮問  
開示等決定（第10第1項）に不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができる。すなわち、開示請求者はすべての請求拒否（部分開示の場合も含む。）の決定について、また、行政文書が開示されるることによりその権利利益が害されることとなる第三者は開示の決定について、それぞれ不服申立てをすることができる。なお、処分の執行停止についても、行政不服審査法の定めるところによることとなる。

通常の行政不服審査であれば、原処分の処分庁か直近上級行政庁が不服申立てを審査して判断することとなる。しかし、行政文書の開示請求に対する決定の不服審査にあっては、行政機関が保有する情報を開示するかどうかの判断を当事者である行政機関の自己評価のみに任せるのでなく、諮問機関としての不服審査会の意見、すなわち第三者的立場からの評価を踏まえた判

断を加味することによって、より客観的で合理的な解決が期待できると言えます。

このような考え方から、本要綱索では、行政上の救済については、不服申立に対する諮詢としての不服審査会を設置し、行政不服審査法に基づく不服申立てに対する行政処理の裁決又は決定は、不服申立期間を超過しているときなど当該不服申立てが不適法であり却下するとき、及び請求拒否の決定を取り消して開示の決定をするとき（第三者に関する情報が記録されているときを除く。）は、諮問の必要性が明らかに認められないでの、諮問は不要とした（第17条）。

このように、本要綱索は、行政不服審査法の定める手続に、不服審査会に対する諮詢、不服申立による調査審議及び答申の手続を付加することとした。行政不服審査法に基づく不服申立てがあつた場合、当該不服申立てを審査すべき行政庁は、行政不服審査法の定めるところにより、速やかに必要な調査を行い、諮問すべき場合であるか否かを判断し、諮問すべき場合であれば、遅滞なく諮問の手続を取るべきである。

イ 不服審査会の性格

不服審査会の性格については、裁決機関とするとの考え方もあり得るところである。しかし、裁決機関とすると、一般に手続が厳格になり、簡易迅速な救済の実現が困難となるおそれがあり、また、当該機関がすべての行政分野にわたる不服申立てについて最終的な行政上の責任を負う判断権限を残しつつ、不服審査会が第三者的立場から意見を述べることに積極的な意義が認められることなどから（前述6(1)ア）、諮問機関とすることとした。

諮問をした行政庁（諮問庁）は不服審査会の答申を待つて最終的な判断をするが、その際、答申を尊重すべきことは当然である。また、答申は公表するものとした（第21第7項）。

#### ウ 不服審査会の設置

不服審査会制度は情報公開法に基づく開示請求制度の要（かなめ）であり、迅速性を確保しつつ統一性のとれた運用を確保するためには、全国に一つ置かれる権威の高い機関とすることが適当である。そこで、両議院の同意

を得て内閣総理大臣が任命する委員で構成される合議制の機関としての不服審査会を、総理府に置くこととした（第18、第19条）。

上記のような考え方から、不服審査会を地方に置く方式は採らなかつたが、地方に在住する不服申立人の便宜については、不服申立書等を郵便で送付することができることを前提とすると、口頭意見陳述の機会の確保が問題となる。この点については、本要綱索では、事件の審議にあたる委員のうちの一部の者に意見の陳述を聽かせ、又は必要な調査をさせることができるように規定されているところであり（第21第6項）、一部の委員が地方に赴く等、地方における案件の実情に即してこの規定を適用することににより、適切な対応が可能であると考えられる。

#### (2) 不服審査における事件の取扱い等 ア 不服審査会の調査権限

不服審査会の審理は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心にも、非公開で行うこととした（第20、第21条）。

不服審査会は、諮問庁から独立した第三者的な立場で、適切な判断をすることができるようになる必要がある。そこで、本要綱索では、不服審査会は、必要と認めるとときは、開示請求に係る行政文書を事件の審議にあたる委員をして直接に見分させること（第20第1項、後述6(2)イ）、不服審査会の指定する方式により行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを分類・整理するなどの方法により諮問に関する説明を求めることが（同第2項、後述6(2)ウ）、その他、不服申立人、参加人（行政不服審査法第24条）、諮問庁（以下、これら三者を「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求めるなど必要な調査をすることができることとした（第20第3項）。

なお、不服審査会は、開示等決定につき、その適法性のみならず当・不当についても判断することができるが、行政機関の長の政策的又は専門的・技術的判断をどの程度尊重して判断するかは、当該情報の性格によることとなる。

イ 開示請求に係る行政文書の提出及び見分

不服審査会の委員が当該行政文書を実際に見分することは、不開示とする理由となる情報が当該行政文書に現実に記載されているか、不開示等の判断が適法妥当か、部分開示の範囲が適切かなどについて、迅速にして適切な判断を可能とするため有効である。また、訴訟では裁判官が当該行政文書を直接に見分できないこと（後述8(2)イ）との関係においても、重要性が認められる。そこで、不服審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求めることができ、諮問庁は、提出の要求があつたときは、これを拒むことはできないこととした（第20第1項）。

「必要と認めるときは」とは、当該行政文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、不服審査会が当該行政文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該行政文書を不服審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められることを意味する。

通常の場合は、不服審査会は、事件の審議に当たり、当該行政文書を直接に見分した上で判断することとなる。しかし、当該行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、不服審査会は、諮問庁から必要な説明を聞き、当該行政文書を提出することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に關する説明の要求（後述6(2)ウ）その他の方法による調査を十分行った上で、当該行政文書の提出を求める必要性について判断すべきものである。

#### ウ 諮問に関する理由の説明

不服審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に關係するような事案にあっては、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断するために、請求拒否の決定があつた行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを一定の方式で分類・整理した書類を諮問庁に作成させ、諮問に係る処分意見の説明を聽くことが有効かつ適切である。また、このような説明

書類があると、不服申立人が、請求拒否処分の違法性・不当性を的確に指摘しやすくなるとともに、後に訴訟になった場合には、迅速かつ適正な訴訟手続の実現にも資すると考えられる。

この説明書類の作成を求める必要性、これを求める時期、特に当該行政文書を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。また、行政文書又はその部分と不開示とする理由との関係の分類・整理の方式は、個々の事案に即した最も適切な方式を不服審査会が指定することとするのが合理的である。

そこで、本要綱要では、不服審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、請求拒否の決定があつた行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを不服審査会の指定する方式により分類・整理することその他の方法により、諮問に関する説明を求めることができる（第20第2項）。

#### エ 不服審査会における事件の取扱い等

不服審査会に適正な判断を行いうための資料が十分に集まるようになるとともに、不服申立人等に必要な弁明・反論の機会を与えるようするため、不服申立人等は、不服審査会に対し、口頭による意見の陳述を求め、意見書又は資料を提出することができることとした（第21第1、2項）。また、不服申立人等は、不服審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができ、正当な理由があるときでなければ、不服審査会はその閲覧を拒むことができないこととした（同第3項）。これらの手続については、不服審査会の調査審議の円滑を確保するため、請求及び提出の期限、実施の方式等に関する手続規定が必要であるので、その細目は政令で定めることとした。

なお、口頭による意見の陳述については、不服申立人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該不服申立人等から意見を聞く必要が認められない場合があり得るので、当該事件の迅速な解決と不服審査会全体の調査審議の効率性の確保のため、不服審査会は、必要がないと認めるときは、これを聽かずて答申をすることができる（同第1項ただし書）。

#### (3) その他の不服審査会関係規定

第三者に関する情報が記録されている行政文書に係る開示等決定に対する

不服申立てについては、一定の範囲の第三者には不服申立てがあつたことを通知すべきであるが、その第三者の範囲をどうするか、また、不服審査会が当該第三者から意見を聴いた上で請求拒否の決定を取り消し、開示が相当である旨の答申をした場合には、行政機関の長は、再度当該第三者から意見を聴かずに入示し得るか（第13第2項との関係）などについて、何らかの措置を講ずる必要がある。また、権限の委任（第16）の実情によっては、行政不服審査法上、再審査請求が可能となることがあり得るが、その場合にも諮問に関する調整措置が必要になる。

その他、不服審査会の組織、委員の任免及び服務、事件の取扱い等について、この法律又は命令に、所要の規定を設ける必要がある（第22）。

#### （4）会計検査院の長のした開示等決定に対する不服申立ての特例

本要綱案では、会計検査院の長のした開示等決定（第16の規定により会計検査院の職員に権限が委任されている場合には、当該職員のした開示等決定を含む。）に対する不服申立てについても、総理府に置かれる不服審査会（第18）に諮問すべきものとしているが、会計検査院の憲法上の性格に照らし、当該不服審査会に対してではなく、別に法律で定めるところにより、会計検査院に不服審査会を置き、同不服審査会に諮問する手続を設けることが考えられる。

その場合においては、本要綱案が諮問機関としての不服審査会を設けた趣旨に照らし、会計検査院に置かれることとなる不服審査会の委員、調査権限、事件の取扱い等についてとは、本要綱案第19～第21に規定するところに準じた内容のものとする必要があろう。

### 7 條則（第24～第29）

#### （1）運用状況の公表

本法の施行後の運用状況に照らし、必要な運用上又は法制上の改善措置が適時に講ぜられるようにするためには、政府が情報公開法の運用状況を的確に把握し、これを公表することが効果的である。

そこで、本要綱案では、政府は、この法律の運用状況に關し、毎年度公表するものとする規定を設けることとした（第24第2項）。

#### （2）情報公開の総合的な推進

基本的な政策、重要な政策又は国民の関心を集めている政策等に関する情報は、国民からの請求を待たずに、広く国民に提供されるべきである。また、環境、消費生活その他特定の行政分野においては、国民一般に伝達すべき情報を行政機関に作成又は取得させた上、最も適切な方法で国民に提供することを義務付けるなどの情報提供制度の充実、強化も図らるべきである。このような情報の公開に関する制度がこの法律に基づく一般的な開示請求権制度と相互に補完しあいながら機能することにより、この法律の目的はよりよく達成できることとなる。

このような考え方から、本要綱案では、開示請求権制度のほか、広く情報公開の総合的な推進を図ることの政府の努力義務を定めることとした（第25）。

#### （3）地方公共団体の情報公開

相当数の地方公共団体において情報公開条例が既に制定されているところであるが、未制定の地方公共団体においては、この法律の趣旨にのっとり、条例の制定に努めるとともに、既に制定済みの地方公共団体においても、この法律の趣旨にのっとり、必要な施策を策定し及びこれを実施するよう努めなければならないといふ規定を設けた（第26）。

#### （4）特殊法人の情報公開

特殊法人については、情報公開を推進すべきであるという国民の要請が強い。特に、国民の生活や安全に密接な業務を行っているものについて顕著である。このような国民の要請にこたえるためにも、特殊法人の情報公開に関する制度又は施策を速やかに整備すべきであると考える。

しかし、特殊法人は、それぞれの法的性格、業務の内容、国との関係が様々である。このため、特殊法人を本要綱案で定めている開示請求権制度の

対象機関とし、行政機関と一緒に取扱いをすることは適当ではない。  
特殊法人の情報公開を進めるに当たっては、個々の特殊法人の性格、業務内容に的確に対応した制度の整備その他の施策を講ずべきである。その際には、国民からの求めに応じた情報の開示とともに、現在、政府において推進されている財務諸表の公表等の措置を含め、国民の関心を集め、国民の生活等に密接な関係を有する情報については、一層積極的な情報の提供が重要である。

このような考え方から、本要綱案では、特殊法人に対してこの法律を直接適用することはしづらいが、政府は、特殊法人の性格及び業務内容に応じて情報の開示及び提供が推進されるよう、情報公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとするという規定を設けたこととした（第27）。

##### (5) 関係法律との調整

###### ア 文書の公開等に関し定めている法律との調整

情報公開法は、何人にも行政文書の開示を請求する権利を認め、開示請求があつた場合は、行政機関の長に不開示情報に該当するものを除き開示することを義務付けるものである。  
これに対し、個別法において、国民に一定の文書（情報）を公表、公示、紹介等の手続により提供する旨又は閲覧、謄本・抄本の交付等の手続により開示する旨を定めるものが多數見られる。また、行政機関の職員に対し一定の文書（情報）を公にすることを禁止する旨を定めるものも見られる。これらは、当該法律の目的を実現するために、一定の文書（情報）を特定の手続の下に提供若しくは開示する旨又は公にすることを禁止する旨を定めているものである。

情報公開法とこれら法律とは、それぞれ制度目的、手続が異なることから、基本的には情報公開法の規定と個別法の規定とがそれぞれ適用されることにしてよいと考えられる。

しかしながら、①個別法により既に同一文書（情報）が公開されている場合には、情報公開法を適用する必要性は乏しく、事務手続の端そとも避けるべきである（なお、公開する期間等が限定されている文書（情報）を当該期間内等について情報公開法の適用を除外する場合においても、当該期間等以

外については情報公開法が適用されることとすべきである。）。②登記、特許、刑事訴訟手続の制度等、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、当該制度にやだねることが適当なものもある。③同一文書（情報）について情報公開法の開示義務と個別法の公にすることを禁止する義務とが抵触する可能性がある場合には、法律上の調整措置をあらかじめ講じておく必要がある。

また、個別法は行政文書一般に対する開示請求権を定める情報公開法がない時期に制定されたものであることにも留意する必要がある。

具体的な調整の内容については、情報公開法を立案する際に検討すべきであるので、本要綱案では、「文書の公開等に關し定めている法律その他の關係法律の規定との間で必要な法制上の調整措置を講ずるものとすること」とした（第28）。

調整措置を講ずるに当たっては、情報公開法の適用について何らかの特例を認める場合にも、本法の趣旨に反しないことを基本とした上で、本法を並行的に適用すると個別法に基づく事務の適正な遂行に支障が生ずる特別の事情があるかどうか、特例を認める文書（情報）の範囲等が法律上明確にされているかどうかなどの点について個別に検討することが必要である。

イ 著作権法との関係  
行政機関が保有する第三者の著作物を著作者本人の許諾を得ず、情報公開法に基づき開示しようとする場合、未公表の著作物であるときは著作権法第18条に定める公表権との関係が問題となり、また、複製物の交付により開示しようとする場合には、同法第21条に定める複製権との関係が問題になる。

これらの公表権及び複製権との関係の問題については、情報公開法の円滑な運用の確保という新しい観点を加え、関係省庁において、必要な調整措置を検討する必要がある。

##### (6) 施行に伴う措置

###### ア 公布後施行までの間の相当の期間の確保 情報公開法が施行されるまでの間に、政府においては、施行のための政令、施行通達等の制定、制度の周知広報等を行う必要があり、また、各行政機関においても、審査基準、行政文書の管理等に関する定めの制定、行政文

書の管理体制の整備（後述7(6)イ）、窓口の整備、職員への周知徹底など所要の事務が見込まれる。このため、本要綱案では、公布後施行までの間に相当の期間を設けることとした（第29第1項）。なお、「相当の期間」は、準備のために必要な事務量に応じて適切に設定されるべきである。

#### イ 施行前の文書の取扱い

行政機関において職員が現に組織的に用いるものとして保有している文書は、当該行政機関の事務運営に必要な範囲で保有されているものであり、情報公開法の施行日の前後で適用関係を異にすることは合理的ではない。そこで、本要綱案では、情報公開法の施行日前に作成し又は取得した文書も対象となることを明確にした（第29第2項）。

行政機関では、過去に作成し又は取得した多種多様な文書が大量に保存されているが、これらは、必ずしも十分に整理されているとは言えない。文書の管理が不十分な状態で法が施行された場合、開示請求に係る行政文書の検索が困難であるなどの事情があるので、法の施行前に、開示請求に的確に対応することができるように、行政文書が適切に管理されようにしておくことが不可欠である。

#### 8 その他の検討事項

##### (1) 個人情報の本人開示

一般的に個人情報を本人に開示することを認めることを存しない状況の下で、情報公開法により個人情報を本人に開示することを認めることについての意見・要望があり、その趣旨は理解できる。しかしながら、結論的に言えば、本人開示の問題は、基本的に個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題であるとともに、本人に開示すべき個人情報の範囲の在り方も、その中で専門的に検討すべき問題であると考える。すなわち、本人開示は、個人の権利利益の保護のための制度の一つと考えられ、行政部門と民間部門を通ずる問題として、その保有機関による収集の制限、適正な管理等の保護の仕組みの中で検討されなければ十分な解決を得ることができないものである。

現在、国における個人情報の保護を目的とする法律としては、行政機関の

保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律があるが、同法は、行政機関の保有する個人情報のうち電子計算機処理に係るものと対象としているほか、医療、教育関係情報は開示請求の対象から除外かれている。医療、教育関係情報の本人開示の問題は、国の施設のみならず公立・私立の施設を含めた情報の取扱いに関する基本的な在り方にかかわる問題であり、それぞれの分野における専門的な検討が必要である。

他方、個人情報の保護に関する制度が整備されるまでの措置として、情報公開法の中に本人開示を認める制度を盛り込むという意見もあるが、本人に開示することが不適切な情報も現実に存在し、不特定多数者を対象とする不開示情報の考え方とは異なる本人開示に特有の開示範囲を規定すること、請求者が本人であることの確認手続を規定することなどの情報公開法の枠組みを越えた検討が不可欠である。さらに、国民の関心が強いのは医療、教育関係情報であり、その取扱いについての専門的な検討を避けて制度化することも適切ではない。

このような考え方から、本要綱案には個人情報の本人開示を認める制度を盛り込まないこととした。しかしながら、国民からは医療、教育関係情報等を中心として本人開示を求める意見・要望が強いことを踏まえ、関係省庁において、個人の権利利益の保護の観点から、本人開示の問題について早急に専門的な検討を進め、その解決を図る必要があると考える。

##### (2) 司法救済上の諸問題

ア 訴訟の土地管轄  
開示等決定（第10第1項）の取消しを求める訴訟については、地方在住者のために、行政事件訴訟法第12条に定める管轄裁判所のほか、原告の居住地の裁判所、開示請求に係る行政文書の所在地等当該行政文書に一定の関連性を有する土地の裁判所等に管轄を認めるべき特例を設けるべきであるとの意見・要望がある。

情報公開訴訟における特別な管轄の必要性を検討するに際しては、地方在住者の訴訟遂行上の負担の実情に配慮するとともに、訴訟制度全般との関連に留意する必要があるが、行政訴訟一般との比較における情報公開訴訟の特色と意義、訴訟遂行上の費用等の公平な負担の在り方などについては、様々

## 第2部 資料編

な考え方があり得るところである。また、本要綱案によつても、地方支分部局に対する処分権限の委任や地方支分部局による事案の処理等の状況によつては、地方において訴訟を提起する場合が広がることとなる。

本要綱案では、土地管轄の問題については取り上げなかつたが、この問題については、上記のような意見・要望が少くないことを踏まえ、今後、情報公開法の運用の実情等を勘案し、行政訴訟一般の問題との関連にも留意しつつ、専門的な観点から総合的に検討されることを望むものである。

### イ インカメラ審理その他の訴訟手続の特則について

情報公開訴訟手続において、インカメラ審理、すなわち、相手方当事者にもその内容を知らせない非公開審理の手続を設けることについては、適正・迅速な訴訟の実現のため、その有効性や必要性が指摘されている。裁判官が問題となつてゐる行政文書を実際に見分しないで審理しても、訴訟当事者の納得を得難いのではないかと考えられるほか、機微な情報が問題となつてゐる場合には、その具体的な内容に立ち入らずに、公開の法廷において、廻分の適法性を十分に主張・立証することの困難も予想されるところである。

しかしながら、この種の非公開審理手続については、裁判の公開の原則（憲法第82条）との関係をめぐつて様々な考え方方が存する上、相手方当事者に吟味・彈劾の機会を与えない証拠により裁判をする手続を認めるることは、行政（民事）訴訟制度の基本にかかわるところでもある。また、情報公開条例に基づく処分の取消訴訟や公務員法等の守秘義務違反事件の訴訟では、この種の非公開審理手続なしに、立証上種々の工夫をすることなどが現に行われており、情報公開法の下では、不服審査における調査の過程で得られた資料が訴訟上活用されることも期待されるところである。

そこで、本要綱案では、インカメラ審理の問題について取り上げなかつたが、今後、上記の法律問題を念頭に置きつつ、かつ、情報公開法施行後の関係訴訟の実情等に照らし、専門的な観点からの検討が望まれる。

その他、同一又は密接に関連する行政文書に係る訴訟が各地の裁判所に係属した場合における訴訟遅延の回避や混乱の防止のための措置等、訴訟手続上の措置の要否について、法施行後の情報公開訴訟の実情を踏まえ、その導入の要否が適時に検討されることが望まれる。

情 報 公 開 法 制  
行政改革委員会の意見

---

---

平成9年1月16日 初版発行

監修——行政改革委員会事務局◎

発行者——田中英雄

発行所——第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2丁目11-17  
TEL(03)3404-2251 FAX(03)3404-2269

---

---

ISBN4-474-00704-2 C2031 E(7) 定価は表紙に表示しております。

(第一類 第一號)

## 衆議院

## 内閣

## 委員会

## 議録 第九号

(三三〇)

## 第一回回国会

## 内閣

## 委員会

## 議録 第九号

出席委員	平成十年五月十五日(金曜日) 午前十時開議
委員長	谷津 義勇君
運事	植竹 雄雄君
運事	小林 興起君
理事	佐々木秀典君
理事	倉田 栄喜君
達沢 一郎君	越智 伊平君
近岡理一郎君	池端 道彦君
野田 実君	上田 勇君
桧田 仁君	鶴淵 俊之君
中路 雅弘君	笹木 竜三君
出席國務大臣	國務大臣 小里 貞利君
出席政府委員	総務省官房 濱上 信光君
委員外の出席者	総務省官房行 政管理 局長 河野 昭君
議 議 議 議 議 議	員 北村 哲男君 員 福岡 宗也君 員 倉田 栄喜君 員 達増 拓也君 員 松本 善明君 法務大臣官房參 事官 同(木島日出夫君紹介) (第一四五八号) 同(寺前義君紹介) (第一四五九号) 同(中林よし子君紹介) (第二四六〇号) 同(大森義君紹介) (第一四五七号) 同(大森義君紹介) (第一四五六号)
議 議 議 議 議 議	員 北村 哲男君 員 福岡 宗也君 員 倉田 栄喜君 員 達増 拓也君 員 松本 善明君 法務大臣官房參 事官 同(木島日出夫君紹介) (第一四五八号) 同(寺前義君紹介) (第一四五九号) 同(中林よし子君紹介) (第二四六〇号) 同(大森義君紹介) (第一四五七号) 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願(今田保典君紹介) (第三三三号) 同(菅原喜重郎君紹介) (第三三四号) 同(畠山健治郎君紹介) (第三三五号) 同(倉田栄喜君紹介) (第一四三六号) 同(菅原喜重郎君紹介) (第一四三七号) 同(中野正志君紹介) (第一四三八号) 同(大森義君紹介) (第一四五七号) 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(佐々木秀典君紹介) (第三三二六号) 同(松本善明君紹介) (第一四五九号)

文化庁 文化部宗 前川 嘉平君
厚生省社会・援 資源工エネルギー
護局企画課長 大泉 博子君
内閣委員会専門 三本松 進君
國務省公電安企 予子力発電安全企
議会内佐藤啓太郎外四名(第一一二三号)
公務員倫理法の制定及び天下り規制強化に関する陳情書外十四件(栃木県栃木市入舟町七の二号)
六都市議会内佐柄和男外十四名(第二一二四号)
同(北海道旭川市六条通九の四六旭川市議会内日高義幸外二名) (第一一五号)
同(岡崎信義) (第三二一一号)
公務員倫理法の早期制定に関する陳情書外三件(宮崎市橋通西)の一つの宮崎市議会内日高義幸外二名(第一一五号)
同(北九州市六条通九の四六旭川市議会内日高義幸外二名) (第一一五号)
情報公開法案に知る権利を明記する等の修正に関する陳情書(東京都墨田区立石七の一二の八号)
同(石田千秋) (第一一六号)
情報公開法案の全面的修正に関する陳情書(東京都港区赤坂九の一の七橋原町) (第一一七号)
非核法の制定と非核三原則の法制定に関する陳情書(鳥取県日野郡日野町根雨一〇一日野町議会内梅林豊) (第一一六一号)
同(大森義君紹介) (第一四五七号)
国家公務員法第一十三条の規定に基づく新たな再任用制度を導入するための国家公務員法等の改正に関する意見

請願(佐々木秀典君紹介) (第三三二六号)
傷病恩給等の改善に関する請願(松岡利勝君紹介) (第三三二七号)
は本委員会に付託された。
○谷津委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(内閣提出第一〇二三号)
行政機関の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出、衆法第一一号)
情報公開法案(松本善明君外一名提出、第百四十一回国会提出、衆法第五号)
行政機関の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出、衆法第一一号)
内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出、行政機関の公開に関する法律案及び第百四十一回国会提出、衆法第五号)
同(北村哲男君外一名提出、情報公開法案の各案を括して議題としたします)。
○小野寺五典君 おはようございます。自由民主党の小野寺五典です。本日はよろしくお願ひいたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。
○小野寺五典君 おはようございます。自由民主党の小野寺五典です。本日はよろしくお願ひいたします。
まず、今回の情報公開法案ですが、これは行政改革の大きな柱になる非常に大きな問題、意味のあるものだと思っております。行政のむだ、不正が一体ごとにあるのか、それを正すこと、あるいは、今日本の行政に求められています行政情報を独占しない、国民が行政を監視していく、こういう大きな意義がある、大きな問題だと思っていまます。
そこで、きょうはこの問題について、少し細かく質問させていただければと思つております。まず、今回の情報公開法の特徴であります、私率直に感じまして、かなり踏み込んだ、一生懸

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
行政機関の保有する情報の公開に関する法律案
(内閣提出第一〇二三号)
内閣提出第一〇二三号)

○生方委員 もちろん、これは個人のプライバシーの問題と非常に密接に関係しておりますので、今のようなお答えになりてしまうのかもしれませんが、野党案についても特に本人情報開示については触れられておらないんですねが、基本的な考え方をお聞かせいただきたい。

○谷澤委員長 生方君に申し上げますが、野党案というのは「行政機関の長が行うことになる、そういう判断的には機関の長が行うことになる」というのが、國の外交についての考へ方をお聞かせいただきたい。

○谷澤委員長 生方君に申し上げますが、野党案については触れられておらないんですねが、基本的な考え方をお聞かせいただきたい。

○生方委員 済みません。三党案について。共産党案のときはは共産党案と言わせていただきますので。

○鶴田議員 私のもの案は、四条の三項に、当該行政情報に係る個人または法人等がその開示について承諾をしたときは、開示請求者に対し当該行政情報を開示するものである。承諾をしたときは開示をしなければならない。こういう規定を置いています。

その規定の趣旨は、自らの情報といつもの行政等々によってどういふうに位置づけられてあるのか、それを本人が知りたい、あるいは本人が承諾するのであれば、それは認められるべきである。そのような基本的な考え方方に立つて規定をいたしました。

○生方委員 次に、不開示情報についての法人等に関する情報についてお伺いをいたします。政府案では、法人等または個人の事業活動によつて生ずる人の生命、身体もしくは健康への危害、または財産もしくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除くとなつてますが、その判断はだれがするんでしょうか。

○小里国務大臣 開示請求に係る行政文書の開示、不開示の判断基準の一部を構成するものと思つておられます。行政文書の開示、不開示の判断は、開示請求を受けた行政機関の長が行つても

のであると説明申し上げておるところでございま

すが、請求されてくる文書に記録されてくる情報が該規定に該當するかどうかの判断も、第一次の判断は、裁判所の審査の対象となる。

○生方委員 行政機関の長というものは、一番上と二番上とがなんとかま

で含まれるとどうことなんでしょう。

○瀧上政府委員 基本的には一番上位の者とい

うことです。(生方委員「どうことは、大臣ですか」と呼ぶ)各省庁であれば大臣とい

うことになります。

○河野政府委員 対外的な責任を負うのは、各行

政機関の長、大臣でございます。ただ、対応性等

の文書がたまってしまうことになる心配はございませんか。

○生方委員 そうしますと、大臣のところへ大量

の文書がたまってしまうことになる心配はございませんか。

○生方委員 基本的に、こういうことで裁量開示

というものが認められてくるとどうことを私は評価したいと思います。

しかし、これも変に揃りますと、企業が任意に提出したものについては公開しない、情報を集め

るために当然そういう条件がつけられることは

しようがないでしょけれども、それによって、

野党案には特に「行政機関の長が認める」とつ

三党案には特に「行政機関の長が認める」とつ

き」という文言が入つておらないのですが、今の政府の答弁を聞いて、どのようにお考へになつております。このことは情報公開法要綱案の方に明らかにされてくるといつざいました。

法律では、この行政改革委員会の要綱案及び要綱案の考え方方に示されている趣旨を法律上明確に表現するために、「行政機関の長が」との規定を挿入したものでございまして、要綱案の内容を何ら変更するものではないといつざいました。

○生方委員 三党案について何いたいのですか。

法律では、この行政改革委員会の要綱案及び要綱案の考え方方に示されている趣旨を法律上明確に表現するために、「行政機関の長が」との規定を挿入したものでございまして、要綱案の内容を何ら変更するものではないといつざいました。

異なるものではない、こういうお答えであります。

私どもの案には「行政機関の長」というのは入っていませんが、もともと要綱案には入っていないのです。そのためには、國民の参加が必要なものだと云ふものである。

そのためには、國民とともに考へると云ふ参加型の行政に改めなければならない。そのためこそ、この行政情報公開法が必要である。そういう視点に立つならば、この意思形成過程情報の公開が必

要になります。それとともに、今の行政行為といつのは、官僚的一方的な判断で行えるものではなく、かなり難しくなります。そのためには、國民とともに考へると云ふ参加型の行政に改めなければならない。そのためこそ、この行政情報公開法が必要である。そういう視点に立つならば、この意思形成過程情報の公開が必

要になります。それとともに、今の行政行為といつのは、官僚的一方的な判断で行えるものではなく、かなり難しくなります。

そのためには、國民とともに考へると云ふ参加型の行政に改めなければならない。そのためこそ、この行政情報公開法が必要である。そういう視点に立つならば、この意思形成過程情報の公開が必

ぎょうせい)

# 情報公開制度のポイント

情報公開法要綱案・その論点

情報公開法研究会／著

区別して書き分けるのが適当なのかどうか。

○ 国家の重大な秘密に関わるような情報は、裁判所自身が判断を自律的に制限し、かなり緩やかな証拠でも認めると考えられるので、実際は両者を書き分けても、判断により自ずから区別されていくのではないか。

すなわち、国の安全に関する情報等について、司法審査がある程度限定されてしまふべきであるとの基本的な考え方をとりつつも、それを条文上、あえて区別して書くべきかについて、積極、消極両様の意見が述べられた。議論の結果、

○ 部会としての考え方をできるだけ明確に国民に明らかにすることが望ましい。この考えが支持され、中間報告では、不開示情報の表現及び注記で、その趣旨を明らかにすることとされた（注3）。

（注3） 情報公開法要綱案（中間報告）では、第6不開示情報の注記に、「③④が『…おそれがあると認められる相当の理由がある情報』とし、⑤⑥が『……おそれがあるもの（情報）』としているのは、司法審査の程度等に相違があるとの趣旨である。」旨の記述が加えられた。

## （2）部会における議論の概要（主として中間報告後）

### ア 司法審査の在り方に特別の考慮をすべき理由・趣旨

1) 国の安全に関する情報等の不開示情報としての取扱いにつき、司法審査との関係で特別の考慮をするべき理由については、議論の結果、意見において「第3、4号に規定する情報については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、対外関係上の又は犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。」（要綱案の考え方4(4)イ）とされたように、当該情報の性質に求められた。

2) このように、司法審査の在り方に特別の考慮をすべき趣旨は、基本的には、裁量の問題として考える意見が支持されたが、行政機関の立証負

担の軽減の観点も議論された。

すなわち、国の安全に関する情報等については、「おそれがあると認められる相当の理由についても、裁判所などに、その内容を説明するのも難しいのではないか。」との指摘がなされたように、特に公開法廷における立証の困難性は否定したいところである（注4）。他方、5、6号の情報についても、3、4号と同様に、公開法廷で立証することが困難な事例が想定されるところであり、3、4号に固有の問題と考えることには疑義も提示された。

（注4） 不開示情報を事項的に定めるべきかについても議論され、「外交・防衛等の国の安全に関する情報や捜査等の公共の安全に関わる情報については、我が国には秘密保護法もなく、行政機関や裁判所で審理されることを踏まえると、不開示事項は……、事項的に整理するのが望ましいのではないか。」との意見が述べられたが、これに反対する意見も述べられた。

不開示情報の定め方一般に通ずるが、「外交に関する情報」のように大くりに定めると不開示範囲が広くなりすぎ、細目的な事項を設定すると不開示情報カタログが膨大な量になってしまう。また、「捜査手法や捜査計画などは、事項的に不開示することも考えられるが、定性的な規定であっても支障の立証は難しくないだろう……」との意見もあり、国の安全等に関する情報についても、事項的規定とはしないこととされた。

### イ 要綱案の表現方法（「相当の理由」）

1) 中間報告に示された「相当の理由」という表現については、中間報告の検討段階においても、「警察官職務執行法のように一段縛る考え方もあるので、ここではそうではなく、裁量を認めるような表現について検討すべきではないか。」との指摘があつたところであるが、中間報告に対する意見等の中には、「相当の理由」を行政機関の裁量を制限する意味であると誤解するものもあり、その表現の在り方にについて、更に議論された。

これについては、

- ③及び④については、行政機関の長の不開示とした判断を尊重するという方向で考えるので、「おそれがあると行政機関の立証負

足りる相当の理由があるもの」とするのも、一つの案ではないか。

- 国の安全等情報は、市民にとつてはむしろ非常に重要な情報であり、もつと要件を厳格にすべきであるとの意見もあるのだから、司法審査においては、行政機関の判断に広くゆだねるような主観要件とするのではなく、他の条項よりも多少裁量の幅が広いという程度にとどめ、客観要件の形を維持するのがよいのではないか。

等の意見が述べられた。

この点については、最終的には、

- 「相当な理由がある」は、数多くの立法例があるが、各条文の中でも「要件を厳格にしているのか、緩和しているのかは区々であり、法文上その趣旨を明らかにすることは困難なので、要綱案の条文はそのままにして、注の趣旨を明確にする説明を付せばよいのではないか。との意見が支持され、「要綱案」としては「……おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報」と表現し、「考え方」において、このような表現をとった理由を説明することとされた。

- 2) また、司法審査の在り方に相違があることを、裁判所の自制にゆだねるか、法律上取扱いを決めるかについても議論されたが、
  - 行政機関に裁量権を与えるのは基本的には立法者であり、③④について裁量権を与えることは可能ではないか。⑤⑥などで裁量権が認められるものがあれば、それは裁判所が自己抑制したという説明になるのではないか。

- との意見が支持され、要綱案において、3、4号と5、6号を区別して規定し、立法者の意思として、行政機関の長の裁量を尊重することを明らかにする方針が採用された。

なお、この点に関しては、

- ③及び④の情報について、裁判所としては、結局は、高度の政策的判断や専門的・技術的判断を要するもの、つまり行政機関の裁量判断を尊重するのに相応しいものについてだけ限定的に③④を適用すること

にならないのではないか。外交や防衛の情報はすべて③④で判断するのではなく、⑤⑥で判断すべきものが少なくないのではないか。

との意見も述べられた。

実際に、外交、防衛、犯罪捜査等に関する情報であっても、司法審査において他の不開示情報と区別した取扱いをさするまでもないもののが少なくて、ある（注5）。

（注5） 要綱案の不開示情報の表現については、中間報告の後、次の2点が修正された。すなわち、第一に、3号の「通貨の安定」については、国際協調の側面に着目して3号に含めたが、国際的側面は「他国等との信頼関係」等で、国内的側面は6号の「事務の適正な遂行への支障」で保護されること、経済関連情報一般に拡大解釈されるおそれがあるとの意見があつたこと等を考慮して、削除することとされ、第二に、4号の「公共の安全と秩序の維持」については、広い意味での行政警察活動全般を意味するとの理解があり得るので、「犯罪の予防・捜査……その他『公共の安全と秩序の維持』とし、刑法の執行を中心としたものに限られる」とを明確化した。

## ウ 司法審査の在り方

- 1) 行政裁量と司法審査との関係については、伝統的な考え方では行政裁量が認められるということは司法審査が及ぼさないということであるが、現在の判例、学説上は、裁量処分についても一定の司法審査が及ぶ場合が認められており、審査の及ぶ範囲、審査の密度、審査の方式等につき、多くの裁判例があり、また学説上も様々な理解があるところである。

前述のように、部会においては、国の安全等に関する情報について、は、司法審査において、行政機関の長の裁量判断が尊重されるべきであるとされたが、さらに、行政機関の長の判断をどの程度尊重することが適當であるか、これをどのように審理・判断するのが適當かなどの点について議論された。

- 2) 裁量処分の審理・判断の方法については、多くの裁判例が参照されたが、代表的なものとしては、次の最高裁判決がある。
  - 昭和48年9月14日（地方公務員の分限処分）（注6）
  - 昭和53年10月4日（在留期間更新拒否処分）（注7）

## ○ 平成4年10月29日（原子炉設置許可処分）（注8）

（注6） 昭和48年9月14日判決（民集27巻8号925頁）。「地方公務員法第28条に基づく分限処分は、任命権者の純然たる自由裁量によるものではなく、分限制度の目的と関係のない目的や動機に基づいてされた場合、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきない事情を考慮して処理理由の有無が判断された場合、あるいは、その判断が合理性をもつものとして許容される度を超えた場合には、裁量権の行使を誤ったものとして違法となる。」とする。

（注7） 昭和53年10月4日判決（民集32巻7号1223頁）。「裁判所は、出入国管理令21条3項に基づく法務大臣の在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無についてそれが違法となるかどうかを審査するにあたっては、右判断が法務大臣の裁量権の行使としてされたものであることを前提として、その判断の基礎とされたり重要な事実に誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し、それが認められる場合に限り、右判断が裁量権の範囲を超えて又はその濫用があつたものとして違法であるとすることはできる。（いわゆるマクリーン事件）。

（注8） 平成4年10月29日（民集46巻7号1174頁）。「原子炉施設の安全性に関する被告行政の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政の判断に不合理な点があるか否かという観点からおこなわれるべきであって、現在の科学水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会及び原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政の判断がこれに依頼してされたと認められる場合には、被告行政の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」とする。

3) 当初は、昭和53年判決が用いている「判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであるかどうか」との審理判断基準が検討された。当該基準は、判例上、裁量権の行使が違法になる場合の一般的基準として用いられているが（注9）、昭和53年判決の事案が、原告に在留更新を請求する権利がなく、大臣に広範な裁量権限が認められる場合であり、開示請求権の権利性を前提とし、裁量を認めると言っても他の不開示情報の場合より若干広い程度にとどめるべきであるとの意見もある本法の場合に用いることは適当ではないとの批判があった。

## （注9） 藤田寅晴「（第三版）行政法I（総論）」青林書院p116

また、司法審査に特別の考慮をする情報の性質は、政策的判断とにより、専門的技術的判断が中心であるとの理解ともからみ、「平成4年判決の基準を参考にできないかとの意見もあった。  
さりに、裁判所が、白紙の状態から行政と同一の立場に立って徹底的に審理し判断する「具体的判断代置方式」をとるか否かという観点からも議論された。この点については、「③及び④については、裁判所はde novoで判断をしない、つまり裁判所が行政機関の判断の仕方を離れて、自らの立場でゼロから判断し直すことはしないという趣旨であることを、説明しておくのがよいのではないか。」という意見と、「③及び④のカテゴリーと⑥及び⑦のカテゴリーとでは、性質上近いものがあると考えられるので、裁判所が行政機関に代わって初めてから判断するという基準を持ち込むと、かえって混乱するのではないか。」との意見があつたが、結局、「裁量権を与えるとか裁量統制の方法については、学問上の議論があると思うが、部会としては、③④と⑤⑥では違ひがあり、③④では行政機関の第一次的判断を尊重して、裁判所で審理・判断されることを明確にしておけばよいか。」との意見が支持された。

その上で、昭和48年判決が用いている合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるかという基準が参考にされ、「裁判所は、第3、4号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当である。」（要綱案の考え方4(4)イ）とすることとされた。

## エ 不服審査における審理

司法審査との関係については、上述のとおりであるが、不服審査会における審理に際しての3、4号の情報の取扱いについても検討された。  
この点については、

- 「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報」とすると、情報の性質に基づく不開示の要件となり、不服審査会も裁判所と同様の審査の仕方をしなければならないのではないか。
- これまで、司法審査における取扱いを念頭において議論してきたものであり……不服審査における審査の仕方は、別に考えられるのではないか。

などの意見が述べられた。

部会としては、実際上、不服審査会においては非公開で調査できるので、「相当の理由」の有無について、裁判所以上に実質的な判断が可能であることを考慮し、不服審査会における調査・審議の在り方は、当該情報の性質に応じて、初審的なものとするか否かを含め、その適切な運用にゆだねることが相当であるとされた。

**審議・検討等情報**

行政機関においては、政策について最終的な意思決定を行うまでの過程など様々な場面で、審議、検討や協議が行われているが、これらの審議、検討や協議に関する情報（審議・検討等情報）の中には、開示すると適正な意思決定に支障を及ぼすものも存在すると考えられる。また、そうしたものは、行政の分野を問わずにわかつて存在すると考えられる。

これまで制定されている諸外国の情報公開及び地方公共団体の情報公開条例においては、規定の仕方や不開示とされる範囲は異なるが、この種類の情報を開示とすることのあるのが一般的である（注）。

部会において、この種の情報の取扱いの問題は、主要な論点の一つとして取り上げられ、熱心な討議が行われた。

（注） 外国法及び条例においては、この種類の情報を不開示としている具体的な理由直な議論の保護、未成熟であることによる誤解の回避、将来の意思決定の

- として、「行政機関の決定の質に対する損傷を防止する」（アメリカ司法省「FD-1Aガイド1992年版」）、「開示すると……無用の誤解を与える、又は無用の混乱を招くおそれがある」とする（東京都情報連絡室「情報公開事務の手引き（再訂版）」）ことなどが挙げられている。
- なお、外国法においては、職員による助言や審議の内容については、事項的に不開示情報とされているところが多いことも注目される（アメリカ、カナダ、フランス等）。

#### (1) 審議の経過

##### ア 「検討方針」までの審議

- 1) 一般の審議・検討等情報
- 部会における検討の早期の段階において、「行政部内で自由に意見を出させることは重要なことであり、それが公になると自由に意見を言う活力が失われてしまうようになることに気をつけるべきではないか」とか、「意思形成過程情報について、意思決定前の段階で開示すれば、国民に誤解や混乱をもたらすおそれがあるのではないか」といった、この種類の情報を開示とする必要性を指摘する意見が出された。その一方で、「行政参加、行政の透明化によるコントロールという開示による利益もあるのではないか」、「意思形成過程の情報であっても、例えば、地域住民にとっては重大な関心事については、どういう方向で進んでいくのかを知りたいと思うのは当然である。」などといった、この種類の情報を開示していくことの利益を指摘する意見も出された。
- また、不開示とすべき範囲について、「意思形成過程情報といつても非常にあいまいであり、いろいろなプロセスを経て最終的な決定に至るまでのものを、全部意思形成過程情報だという捉え方をすると、全部開示されないことになってしまうのではないか」との、意思形成過程といふことを理由に不開示範囲がいたずらに拡大されることを懸念する意見が出された。
- これらの意見を踏まえ、審議を進めた結果、平成8年1月12日の「検討方針」において、「意思形成の途上にある情報については、行政部門の率直な議論の保護、未成熟であることによる誤解の回避、将来の意思決定の

情報公開制度のポイント  
—情報公開法要綱索・その論点—

平成9年10月1日 初版発行  
平成9年11月25日 再版発行

著者 情報公開法研究会  
発行所 株式会社 きぶつばい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)  
本部 東京都杉並区荻窓4-30-16 (〒167-8088)  
電話番号 編集 03-5349-6616  
営業 03-5349-8666

<検印省略>

印刷 行政学会印刷所 (M)  
乱丁・落丁本は、送付小社負担にてお取り替えいたします。  
©1997 Printed in Japan.  
ISBN4-324-05279-4 (5105382-00-000) [略号: 情報公開制度]

第一類 第二号) 衆議院内閣委員会議録第八号

		平成十年五月十二日(火曜日) 午前九時五十分開議	
出席委員			
委員長	谷津 義男君	同日	虎島 和夫君
理事 植竹 雄雄君	理事 小此木八郎君	辞任	橋 康太郎君
理事 小林 興起君	理事 梶穂 良行君	補欠選任	桑原 豊君
理事 佐々木秀典君	理事 中沢 健次君		
理事 倉田 栄喜君	理事 三沢 淳君		
連席 逢沢 一郎君	小野寺五典君		
越智 伊平君	佐藤 信二君	五月八日	
橋 康太郎君	近藤理一郎君	元日赤教議者議婦に対する慰労給付金に関する 請願(武藤嘉文君紹介)(第二一四一號)	
鹿野 和夫君	野田 実君	元日赤教議者議婦に対する慰労給付金増額に関する 請願(石井啓一君紹介)(第二一七二號)	
萩野 造基君	松田 仁君	同(日野市朝君紹介)(第二一七三號)	
平沢 道彦君	池端 清一君	同(日野市朝君紹介)(第二一四四號)	
鹿野 和夫君	桑原 錠君	同(池端清一君紹介)(第二一六五號)	
石井 啓一君	深田 駿君	同(石井啓一君紹介)(第二一六六號)	
鶴淵 俊之君	楳古由起子君	同(坂上富男君紹介)(第二一四二號)	
寺前 嶽君	同(坂上富男君紹介)(第二一四三號)		
佐木 龍三君	同(坂上富男君紹介)(第二一四四號)		
出席國務大臣	國務大臣 小里 貞利君		
出席政府委員	総務官房課上 信光君		
委員外の出席者	総務官房課上 信光君		
総務官房課上 信光君	戦争被災に関する調査会設置法の早期制定に関する 請願(植竹雄雄君紹介)(第二一四五號)	○谷津委員長 これより会議を開きます。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一〇三号)、行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出)、情報公開法案(松本善明君外一名提出)、第百四十一回国会衆法第五号)
総務官房課上 信光君	同(田中申君紹介)(第二一七一號)	内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、北村哲男君外五名提出)、行政情報の公開に関する法律案及び第百四十一回国会衆法第五号)	五名提出、衆法第一一号)、情報公開法案(松本善明君外一名提出)、第百四十一回国会衆法第五号)
総務官房課上 信光君	傷病恩給等の改善に関する請願(河村建夫君紹介)(第二一六四號)	○植竹委員 私は、情報公開法につきまして、自由民主党を代表して質問いたしたいと思いま	行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(内閣提出第一〇三号)、行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君紹介)(第二一七一號)、傷病恩給等の改善に関する請願(河村建夫君紹介)(第二一六四號)
総務官房課上 信光君	同(田中申君紹介)(第二一七一號)	す。 実は、本日、この情報公開法案につきまして、こうして当委員会で審議が開始されることになったことにつきましては、私も非常に感銘深い思いがしているところであります。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(内閣提出第一〇三号)、行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君紹介)(第二一七一號)、傷病恩給等の改善に関する請願(河村建夫君紹介)(第二一六四號)
総務官房課上 信光君	は本委員会に付託された。	政府が情報公開法の検討に着手するに至ったその端緒は、私が尊敬しておりました大平正芳先生におきまして、情報の円滑な提供と適正な管理を図るため検討を行い所要の改善措置を講ずる旨の、昭和五十五年一月の内閣総理大臣の施政方針演説においてであります。その後、政府は、我が国の実情に合った情報公開の制度化を進めるため、幅広い検討を行っていたところであります	が、ようやくこうして国会の場で審議が開始されに至ったことは、大変意義深いものを感じます。今から思いますと、大平内閣の時代というのは、まさに我が国の政治、経済、社会の大きな転換期であったと思うのであります。以降、我が国は、ボーダーレス化あるいはグローバル化している世界の中で、財政構造改革を進める一方、国際貢献、経済構造改革、環境問題、高齢化社会問題等、重要な課題に対応しなければならないといふ、まさに厳しい状況に直面しております。
総務官房課上 信光君	本日の会議に付した案件	そこで、私は、情報公開法につきまして、自由民主党を代表して質問いたしたいと思いま	このようにして、政治を行政に対する国民の信頼が除け、一般国民の政治離れあるいは無党派化の動きも指摘されているところであります。二十世紀の到来を間近に控え、まさに政治も、それを執行する行政も大きく変わらねばならないと感ずるのです。
総務官房課上 信光君	(内閣提出第一〇三号)	そこで質疑に入ります。	そういう時期に到来しているところでありますので、現在、橋本内閣は、まさに今私が申し上げました状況認識を立てて、二十一世紀にふさわしい政治、経済、社会を創造するため、一丸となって六大改革を推進しているところであって、その中でも、行政改革というのは、政府みずからの問題として率先して行るべき課題だと思っております。
総務官房課上 信光君		審議の申し出がありますので、順次これを許します。植竹雄雄君。	小里大臣には、この行政改革を推進するかなる大臣として大変御苦労をされており、その功績は、だれもが認めるところでありまして、さらにもう一つ、今、国会に提出されました長年の懸案であつた情報公開法案を取りまとめられたことに對し、心から敬意を表する次第でござります。
総務官房課上 信光君		○植竹委員 私は、情報公開法につきまして、自由民主党を代表して質問いたしたいと思いま	さて、この法案の立案に当たっては、行政改革委員会の意見を最大限尊重して立案されました。この意見は、行政改革委員会において幅広い専門的な検討がなされ、また、その過程では各方面で

す。

さて、情報公開法の内容についての質問に移ります。適正かつ明確に定めるかということあります。

情報公開法の中でも最も重要な問題といふのは、公開、非公開の範囲をいかに定め、そこで大臣にお伺いしたいのであります。政府の情報公開法における公開、非公開の範囲の定め方に関する基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○小里国務大臣 公開しますが、公開しませんかというその基準、けじめをつけること、ただいまお話をありました。行政改革委員会で最も苦難されたところであると思います。不開示情報の規定について、そういうことでもそういう経緯もございましたが、外国法制や条例を参考にしながら、また各方面からの意見も聽取され、論議を重ねられてまいりましたところであります。

行政情報を原則公開とする仕組みであります。公共の利益など、公開すれば国民に不利益をもたらす情報もあるわけでございます。このような公開の必要性と保護の必要性を比較考量し、保護すべき情報は適正に不開示情報と定め、それ以外のものはすべて公開するという仕組みを法律上の基準として定めるところが最も重要であらう。

加えまして、法律の運用に当たりましては解釈に紛れがないよう、法律条文として明確なものとすることが必要である。そういう判断のあと、政府といつましても、このような考え方に基づきまして、行政改革委員会の御意見に沿って法案の立案を行ったところでございます。

○植竹委員 長官が言われますこと、全く同感でございます。行政情報というのは、やはり今言われましたように原則公開すべきであり、かつその公開は徹底したものがあるべきだと思います。そのとおりだと思います。他方、個人情報や企業情報、あるいは外交防衛情報、また犯罪捜査

等の、その他のいろいろな行政運営から考えまして公開に実際上支障のある情報が少なくないことが当然であるわけであります。

守るべき情報につきましては、守った上での公開でなければならぬと思っております。プライバシーや企業秘密が漏洩される情報公開は全く

ナンセンスだと考えておるのであります。自国の安全や国民一般の安寧が害されるおそれがある情報を開示しているような国は、世界でどこにもないということだと思います。

そこで、この点に関して一つお尋ねしたいと思います。情報公開法案では、個人情報については、特定の個人が識別できる情報については不開示にすることとなっておりますが、法人に関する情報につきましては、不開示情報に書かれた支障があるかないかを個別に判断することになっているわけあります。法人には、株式会社のほか、学校法人あるいは宗教法人などさまざまなものがあるわけであります。この法人に関する情報といふものは、公開されることにより明確に財産上の利益が不当に侵害されるような者それがある場合には、当然不開示とされるものと思います。

このよろな経済的な利益とともに、法人にはそれが含まれるが、「権利」には「当該法人等」の有する日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれるものとしております。こうしたことでございます。

このように、憲法が保障する権利、例えばお話をされましたが、ここで特に強調しておきたいわけであります。このように、憲法上の権利は、宗教法人について言いますと、憲法上の信教の自由などは権利の中心的なものといふべきであります。このよろな経済的な利益とともに、法人にはそれが含まれるが、「権利」には「当該法人等」の有する日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれるものとしております。このように、憲法が保障する権利、例えばお話をされましたが、ここで特に強調しておきたいわけであります。このように、憲法上の権利は、宗教法人について言いますと、憲法上の信教の自由などは権利の中心的なものといふべきであります。

このよろな経済的な利益とともに、法人にはそれが含まれるが、「権利」には「当該法人等」の有する日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれるものとしております。このように、憲法が保障する権利、例えばお話をされましたが、ここで特に強調しておきたいわけであります。このように、憲法上の権利は、宗教法人について言いますと、憲法上の信教の自由などは権利の中心的なものといふべきであります。

とはいがなる権利を保護しているのか、お伺いいたします。

「法人等」には、お話をございましたように、株式会社、公益法人、あるいは宗教法人その他の法人の権利のない団体といえども窓口会などがあります。その権利は、法人格のない団体が含まれるわけだと思います。法人格のない団体が含まれるわけだと思います。法人格のない団体といえども窓口会などがあります。そのため、窓口会などは、その権利には「当該法人等」の有する日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれることとしており

ます。

「法人等」には、お話をございましたように、株式会社、公益法人、あるいは宗教法人その他の法人の権利のない団体といえども窓口会などがあります。そのため、窓口会などは、その権利には「当該法人等」の有する日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれることとしており

ます。

もその取り扱いについていろいろと苦慮しておるところだと思いますが、外國でのこれらの情報の取り扱いの状況及び政府の情報公開法における

その規定の仕方と趣旨について、総務庁にお伺いいたします。

○海上政府委員 外交防衛情報や警察情報につきましては、外國制度の取り扱いにつきましてでございますが、こういった情報につきましては、その

特殊性にかんがみまして、例えばアメリカでは、大統領命令による秘匿指定が正当になされたもの不開示、国際テロリズムに関するものなどを適用除外としているところでございます。

(第一類 第一號)

內閣委員會

議錄第十一卷

三八八

保護することが必要であると私は思いますが、乱用のおそれを理由に保護しないというのは、本末転倒ではないでしょうか。任意提供情報につきましては、乱用の危険性が高いため、適用範囲を限定すべきとの意見もあります。このような意見に対し、再び政府であります。このようなことはどのような考え方でつくられていますのでしょうか。

○海上政府委員 法人等から非公開を前提として任意に提供された情報であつても、これをすべて不開示情報とするのではございませんで、法人等における通常として公にしないこととされている行政機関の長は、任意提供情報の取り扱いに当たりましては、この規定に基づきまして、適正に決定する必要があるわけでございます。そしてまた、行政機関の長の開示、不開示の判断は、最終的には情報公開審査あるいは裁判所の審査の対象となるものでございます。したがつて、この規定が乱用を許容するものではないというふうに考えております。

○小此木委員 わかりました。

統計として、外交、防衛、捜査関係情報についてであります。

国際協調、世界の平和の維持は重要なことであります。他方、自國の安全を守らないとか自國の発展を願わないなどうよな国は、私は、どこにも存在しないというふうに思います。各國においてこのような重大な利益にかかる情報は厳格に管理されているものであります。我が國のみ例外とすべきではないと思います。

参考人の中には、防衛、捜査情報のよう、国民の権利に重大な影響を及ぼすものを最終的に司法判断に服させるべきであり、「行政機関の長が認めるにつけ相当の理由がある」、こういう表現は削除すべきという意見がありました。しかしながら、國益の保護増進は、まさに国会の最

も重要な使命であります。貴重であります。論点は、まず、公開、非公開の判断が國の安全保障や重大な國益等にかかる問題について、どこまで個別具体的な審査を司法機関に求めるかと、いうことであると思います。このようなものは、高度に政策的、専門的な問題であります。この行政に対する民主的な統制で対処できる問題であると考えます。この規定は行政機関の恣意的な運用を広範に認める事になるから反対との意見がございましたが、このような意見については、政府はどうでしょうか。

○海上政府委員 政府案の情報公開法第五条第三号及び第四号の規定は、外交、防衛、犯罪捜査等に関する情報のすべてを対象とするものではなく、このような情報のうち、國の重大な利益等に係るものに限っているものでございます。そしてまた、諸外国の情報公開法におきましても、國の安全等に関する情報につきましては、その特殊性にかんがみまして、特別な取り扱いを規定いたしておりますところでございます。

この情報公開法の第五条第三号及び第四号の規定に該当する情報であつても、まず行政機関の長は相当の理由の有無についてこの法律の趣旨に沿つて適正に判断すべきであります。そしてまた、裁判所の司法審査を一切排除するものではありませんで訴訟が提起されれば、裁判所は、行政機関の長の判断に合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審査するというになりますので、行政機関の恣意的な運用を許容するものではないというふうに考えております。

○小此木委員 次に、審議、検討情報の取り扱いでありますが、意思形成過程情報について、野党案では規定が設けられておりません。参考人からも不要ではないかとの意見がございました。審議、検討情報の類型を設けた趣旨を教えていただきたいと思います。

○海上政府委員 資料でもあります。内閣委員会議録第十一号 平成十年六月四日

は、そのカテゴリに特有な支障のおそれがあることから、不開示情報の類型を設けているところが多いわけでございます。

しかしながら、行政改革委員会での御議論においては、政府はどうでしょうか。

○海上政府委員 政府案の情報公開法第五条第三号及び第四号の規定は、外交、防衛、犯罪捜査等に関する情報のすべてを対象とするものではなく、このような情報のうち、國の重大な利益等に係るものに限っているものでございます。そしてまた、諸外国の情報公開法におきましても、國の安全等に関する情報につきましては、その特殊性にかんがみまして、特別な取り扱いを規定いたしておりますところでございます。

この情報公開法の第五条第三号及び第四号の規定に該当する情報であつても、まず行政機関の長は相当の理由の有無についてこの法律の趣旨に沿つて適正に判断すべきであります。そしてまた、裁判所の司法審査を一切排除するものではありませんで訴訟が提起されれば、裁判所は、行政機関の長の判断に合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審査するというになりますので、行政機関の恣意的な運用を許容するものではないというふうに考えております。

○小此木委員 次に、審議、検討情報の取り扱いでありますが、意思形成過程情報について、野党案では規定が設けられておりません。参考人からも不要ではないかとの意見がございました。審議、検討情報の類型を設けた趣旨を教えていただきたいと思います。

手数料について、政府案では政令で定めることとしております。参考人の方々から、どのような類となるのかがなかなか見えない、こういう指摘もありました。また、公益目的の請求については減免すべきとの指摘があったところであります。

手数料は、額の定め方次第では開示請求権の行使の阻害要因となりかねないものもあると思います。一方で、開示請求の処理に相当の手間と費用がかかることも容易に想定ができるところであります。個人の権利行使に伴い生ずる負担について、すべて一括納税者の負担とすることが適当かどうかはまだまだ議論が分かれているところだと思いますが、公益目的というのは一体何かという

○小此木委員 手数料の額については、ただいま議員もお触りいただきましたが、政令によって定められるものといたしておりますが、このことにつきましても、関係方面からいろいろ御意見があります。殊に、国会、この委員会におきましては御意見をお聞かせいただいておるところでございまして、各方面の意見にも配慮しながら、実費の範囲内におきまして、しかも利用しやすい適切な価格を決めていくべきである、経費を決めていくべきであると判断いたしております。

○小此木委員 それでは、ちょっと具体的に二、三お聞きいたしますが、今大臣がおっしゃいました実費にはどういうものが含まれるのか。あるいは、手数料の算定について、電磁的記録の公開の方法とも関連いたしまして、どの程度具体的に議論をされているのか。もう一つ、今後の検討の中で手数料の金額が具体的に明らかになるのは大体いつごろでしようか。

○海上政府委員 實費の内容といいたしましては、請求された書類の探索、開示・不開示の決定の審査、開示決定等の通知書の発行、請求者に交付する写しの作成等、開示請求及び開示の実施のための事務における人件費、光熱料、事務用機器等の設備費、消耗品などが含まれるものと考えております。

そして、手数料の算定についての磁気的記録の公開の方法等も含めての議論の進み度合いというようなことでござりますが、先ほども大臣の方からお答え申し上げましたとおり、手数料の具体的な額等につきましては今後政令で定めることとなります。現段階では、開示の実施に係る手数料

とは好ましいことではなく、他の非開示事項に該当すること等の実質的な理由があつて初めて非開示とすることができる解すべきであります。合議制機関等はこうした認識に立つたうえで、みずから開示・非開示を判断することが必要です」（浜田他監・前掲『セミナー情報公開』一八一頁）としているのである。

また、東京都条例の制定の際に提言をまとめた東京都情報公開懇談会副座長・西尾勝東京大学法学部教授は、東京都条例九条六号について「このことは審議会等に対して、『公開したくないものは公開しない』自由を積極的に容認したものではない。審議会の多くは、広い意味での都民参加の機関であるから、職員機構以上に公開に努めるべき責任がある」「少なくとも、会議録などの内容が他の非開示事項に該当しないかぎりその全部又は一部を開示するよう努めなければならない」として、開示請求された個々の公文書の内容によって開示しない実質的な理由を判断するべく（たとえば、開示しない実質的な理由をふまえて個々の公文書につき開示しない旨を議決することなどによって）解釈・適用がなされなければならぬことを明らかにしている。しかも、「その会議録などを事後に開示することはなんら支障がないことが多いのではないか。会議が非公開であつたから会議録も開示できないといったように自動的に判断することのないもつて強く望みたい。まして、会議録の全部を非開示にしなければならない事例はごく稀なのではないか」として、会議録の全部を非公開とする議決方法に疑問を呈している。（西尾勝「どうもこう公報」一九八六年八月号五頁）。

実際、玉の湯訴訟第一審判決では、都知事敗訴部分について都知事は控訴しなかつたため、その部分は第一審判決が確定し、会議録を除く審議資料は公開された。その審議資料を精査しても、当該資料を開示するおよそその会議の結論を妨げるといふような事項は見当たらなかつた。しかし、その後の運用をみると限り、合議制機関の適用除外事項は、西尾教授の意見のようには適正に運用されていない。

このような運用が今後も続くのであれば、やはり前記「第二東京弁護士会」の意見のとおり、本非開示事由は

条例改正により廃止すべきである。また、情報公開法の制定の際にも、このような適用除外事項は認めるべきではないだろう。少なくとも、北海道条例九条二項四号「実施機関（知事及び公営企業管理者を除く。）道が設置する大学の教授会並びに道の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報のうち、会議の内容、議決事項、審議の参考とされた事項等に関するものであつて、開示するににより、当該合議制機関等の公正又は円滑な会議の運営が損なわれると認められるもの」のように、実質的な判断ができるよう規定であるべきだろう。

## 5 防衛・外交情報——情報の原則公開と守秘義務

### 防衛・外交情報の原則公開

情報公開法は、すべての政府情報の公開を原則とするものであり、知る権利を制約してもやむをえない正当な理由がある必要最小限の場合にかぎり非公開とすることができるにすぎない。この原則にもとづいて防衛・外交情報の適用除外事項も定められることになる。日本では、自由人権協会が、一九七九年九月に「情報公開法要綱」を発表し、情報公開制度の確立をつとに提唱した。この中では、防衛・外交情報についての適用除外事項は、「わが国の安全に関する情報 法律にもとづき個別に非公開とする旨の指定がなされている情報であつて、公開することにより、わが国の安全を著しく阻害する現実の危険があり、かつ他の諸利益との比較においてもなお公開することが相当でないと認められる情報。」「外交に関する情報 法律にもとづき個別に非公開とする旨の指定がなされている情報であつて、公開することにより、わが国の外交關係を著しく阻害する現実の危険があり、かつ他の諸利益との比較においてもなお公開することが相当でないと認められる外交上の情報。」と立案されている。

この規定は、その後の国会に提出された野党各党の情報公開法案に大きな影響を与えた。たとえば、「我が国の安全又は外交に関する事項であつて、閲覧又は謄写をせることにより国家の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれがあると明白に認められるもの」（日本社会党・情報公開法案六条一項二号）、「我が国の防衛又は外交に関する事項であつて、閲覧又は謄写をせることにより国家の安全又は利益を著しく害すると認めるに足りる相当な理由があるもの」（公明党・民社党・新自由クラブ・社会民主連合・公文書公開法案六条一項一号）、「我が国と他国との外交交渉における公文書の内容をなす事項であつて、これを事前に閲覧若しくは謄写をせることにより当該交渉に支障を来たすおそれがあると認められるもの又は当該事項について我が国と他国との間で非公開とする旨の取決めがあるもの」（日本共産党・行政機関の公文書の公開に関する法律案六条一項二号）但し、防衛情報はすべて公開とし独立した適用除外事項は設けていないなどである。

この野党案の比較からも明らかなどおり、日本において、防衛・外交情報の適用除外事項を検討するについて、不可避の課題は、憲法上の戦争放棄・戦力不保持条項（九条）との関係で、防衛情報の非公開が認められるのかどうかという点であつた。

しかし、自衛隊が現に存在し、防衛情報について「極秘」「秘密」「秘」の区分による秘密指定がなされ、外交情報についても同種の秘密指定がなされている以上、この秘密の壁をどのように打ち破り、可能な限り防衛・外交情報を公開とし、開かれた政府を実現するかが、現実の問題である。情報公開法の制定にあたっては、この視点から、できる限り要件を絞った防衛・外交情報の適用除外事項が検討されるべきであろう。

さらに、自由人権協会は八一年五月に「情報公開モアル条例」を発表し、自治体レベルからの情報公開制度の確立を求める運動を提唱した。これに呼応して、自治体では条例化が着々と進んでいく。防衛・外交は国の事務であり防衛・外交情報の適用除外事項を規定する必要がなかつたことも、条例化を進める要因の一つであつたこと

とは否定できない。

### 情報公開差止訴訟

ところが、予想に反し、防衛情報に関する非公開の是非が現実の問題となつた。一九八九年三月一五日に市民が、那覇市内にある自衛隊基地のなかに建築する対潜水艦作戦センター（ASWOC）の建築計画通知書及びその添付図面の情報公開を請求した事案である。那覇市はいつたんは非公開決定としたが、これを不服とした請求者が異議申立てを行い、異議申立てを受けた那覇市は、再検討し、非公開決定を取消す方針を固めたところ、これを新聞報道で知った那覇防衛施設局が異議申立て手続きに対し、行政不服審査法二四条により利害関係人としての参加を申立てた。防衛施設局は、これらの情報は防衛秘密に属するとして、公開に対する意見書を提出した。

しかし、那覇市は同年九月二八日、建築計画通知書及びその添付図面には防衛秘密に属する情報は存在しない、単なる図面であるとして、異議申立てに対する決定を経るまでもなく、先の非公開処分を取消し、新たに公開決定を下した。

これに対し、国は、同日、那覇地裁に行政訴訟法による情報公開決定処分取消訴訟を提起し、その執行停止の申立てを行つた（資料13）。那覇地裁は一〇月一一日、有執行停止の申立ての一部を却下し、一部を認める決定を下した（那覇地決平成元年一〇月一一日判時一二一七号一四頁。訴訟に至る縛縛については金城壁・藤井幹雄「自衛隊施設と情報公開」法時六二一巻一号六七頁。評紙として棟居快行「判批」判評二七六号二〇頁、恒川隆生「機関委任事務情報の公開をめぐる抗告訴訟と國的地位」法時六四卷一一号一一一頁などがある）。那覇市は却下部分に相当する一二三点の図面等を請求者に公開したが、残り一二点については、公開決定があるにもかかわらず、執行停止決定によって公開できなくなつた。この結果残り一二点の公開処分の違法性については引き続い情報公開決

定処分取消訴訟で争われるところとなつた。

この事案の積極的意義は、国が「防衛秘密」であると主張する情報が情報公開条例に基づいて公開されるようになつたといつてある。これ以後も那覇市では、自衛隊基地内の武器弾薬庫やレーダー通信施設の建築設計図面を公開しており、情報公開条例に基づく防衛情報の公開はもはや定着したものとみてよい。

しかし、一二点の建築設計図面等については、裁判所が執行停止を認め、日本で初めての情報公開決定処分取消訴訟が争われた。この争いには以下のような問題点があつた。

- ① 本来、抗告訴訟は「公権力の行使」によって権利・利益を侵害される国民の権利・利益の救済を図ることを目的とする訴訟であるところ、果たして国が国民と同じ立場で抗告訴訟を提起する原告適格を有するか。
- ② 「防衛秘密」「防衛行政の公正かつ円滑な執行」を主張する国には、処分の取消を求める、訴えの利益はあるのか。
- ③ 建築基準法一八条一項によつてなされた建築計画通知文書の保管は国の機関委任事務か那覇市側の固有事務か。
- ④ 地方公務員法三四条の守秘義務規定が那覇市条例六条一項一号の「法令により明らかに守秘義務を課された情報」に該当し、本件非公開図書はそれを理由として非公開としなければならないものか。
- ⑤ 本件非公開図書を公開することにより、那覇市条例六条一項四号ウの「市の機関と国等の機関との間ににおける協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの」に該当するか。
- ⑥ 防衛行政は那覇市条例六条一項四号オの「行政」に該当し、本件非公開図書を公開することにより「防衛行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らか」といえるか。

以上の点が本案訴訟でどのように判断されるか注目された。

那覇地判平成七年二月二八日は、次のとおり判示し、国の訴えを却下した。

#### 法律上の争訟にあたらない

第①点については、抗告訴訟は、個人の権利利益の救済を目的とする主権訴訟であるから、原則として、行政主体が原告となつて抗告訴訟を提起することは認められないとの立場を明らかにした。もつとも、行政主体が私人と同視される地位にある場合あるいは国民と同様の立場に立つものと認められた場合には、例外的に、抗告訴訟を提起する余地があるけれども、本件のように国の適正かつ円滑な行政活動を行つ利益が侵害されたことを理由とする訴えは、まさに行政主体が、他の行政主体に属する行政庁の公権力の行使によつて、その行政権限の行使を妨げられるという場合そのものであり、いかなる意味でも、個人の自由や権利の侵害と同様に見る余地はなく、法律上の争訟にあたらないとした。

さらに、本件において原告が主張する秘密とは、国の防衛上の秘密である。防衛上の秘密は、私権であるアライバシーの権利とは全く異なり、国家の安全保障に関する公共の利益そのものである。また、防衛行政を具体的に担つ主体であり、人や物的設備等を組織化した集合体としての防衛庁を中心とする国の行政機構を觀念した上、當業に係る秘密を保護される私企業と比較しても、両者はその目的が全く異なり、防衛行政遂行の過程には私的権利の実現と言う性質はなく、私的な側面がない。以上のとおり、国の秘密保護の利益を侵害されたことを理由とする訴えも、主権訴訟の外的枠組みには一応合致しているものの、救済を求める利益の性質は私的利益ではなく公的・利益といわざるを得ないから、法律上の争訟にあたらず、抗告訴訟の枠を超えるものである。

本件訴訟の性格は一種の機関訴訟であり、これを許す特別の規定がないのであるから、本件各訴えは不適法と

いうべきである。よって本件各訴えは却下を免れないものである」と判示された。

本件訴訟は、地方自治体の情報公開決定処分に対して、国が処分取消を求めるという、いわゆる情報公開差止訴訟であった。

アメリカ情報自由法の下では、連邦政府機関による情報公開措置に対し、情報提供者がその情報公開の差止を求めて、いわゆる逆情報公開訴訟（reverse FOIA訴訟）と呼ばれる——が提起されることがある。これについては7で述べるが、日本でも逆情報公開訴訟を提起しうるか、いわゆる原告適格が問題となる。

那覇地判は、地方自治体の情報公開決定処分に対しては国は防衛上の秘密の保護を理由として処分取消の抗告訴訟を提起することは法律上の争訟（裁判所法三条）に該当らず、認められないとして、特別の立法的措置がない限り國が逆情報公開訴訟を提起することを否定したのである。

傍論として、那覇地判は、本件図書がたまたま機関委任事務の処理に関して取得した文書であり、その管理方法についても主務大臣である建設大臣の指揮監督権が及ぶものであるから、職務執行命令訴訟（機関訴訟）を提起することができた旨判示しているが、本件事案においては、抗告訴訟が提起できなくても、職務執行命令訴訟を提起できたのであって、国は提訴段階で選択を誤つたといべきではなかろうか。

なお、那覇地判は、機関委任事務の処理に関して取得したものでない文書の場合を想定すると、職務執行命令訴訟の方途もなく、司法的救済は不可能といふことになる旨指摘するが、これはやむを得ない結論である。これまで、自治省は情報公開条例の制定にあたって、事实上、「国等との協力關係を損なう」情報は非公開とすることができる旨の適用除外事項を条例の中に規定するように指導してきた（総務庁監・前掲『情報公開』二七八頁）。現に多くの地方自治体の条例には、その種の適用除外事項が存在している。那覇市条例六条一項四号ウも同種の非公開事由である。情報公開条例に基づく地方自治体の固有事務の公開について、国はこれを放置してきたので

あるから、本件判決のような結果は当然に予想されたことといえよう。

同判決は、かかる結果は、情報公開に関する法制を整備して、地方自治体の本旨を侵害しない範囲で、国や他の地方公共団体との利害の調整を図り、国等による情報の開示の差し止めの方法について、合理的な仕組みを制度化することで解消すべきである、その際には、裁判所を解決調整機関として、機関訴訟の制度を盛り込むことも方途のひとつであろう、と述べるが、情報公開法の立法とその解釈にあたり、同法と情報公開条例との関係について、議論をもぶ提言であると解せられる。

#### 固有事務情報であつて実質祕ではない

これに付加して、本件訴訟の審理経過や本案について判断を示しておかなければ控訴審において本件訴訟の争訟性について異なる判断がなされた場合には必要的差戻し（民訴法三八八条）となり訴訟経済に著しく反することに鑑み、いわゆる狭義の原告適格の有無についてはさて置き、本案についても、当裁判所の判断を示しておくこととする、として、第②点については論及を避けたが、第③点以下の本案については、次のとおり判示した。

第③点については、国の機関委任事務の処理に関して収集・作成された情報であつても、その公開は原則として地方公共団体の固有事務と解すべきであり、情報公開条例による公開の対象とすることができる」とした。従つて、那覇市条例が、機関委任事務により取得した文書についても、公開の対象になると定めたことは、地方自治法一四条一項の趣旨に反しないとして、那覇市側の固有事務であることを明らかにした。この点は、情報公開法の立法とその解釈においても、機関委任事務により取得した文書の取扱いについて、当然の前提とされるべきところである。

第④点について、那覇市条例は、非公開とすべき情報として、六条一項一号において「法令により明らかに守

秘義務が課されている情報」を掲げている。しかし、本件図書に記載された情報は、「これにはあたらない」とされた。その理由は、1 建築基準法九二条の一（確認の申請書に関する図書の閲覧）の規定は、守秘義務を課したものと解することはできないから、右「法令」には該当しない、2 本件図書に記載された情報が、秘匿の必要性を具備していない、3 具体的には、本件図書には秘密保全に関する訓令に基づく秘密の指定手続がなされておらず、またそもそも本件図書は建設に関する多くの人の目に触れるを得ないという性格を有するうえ、実際の管理のあり方を見ても、秘密保全のために必要と考えられる万全の措置がとられているとはいひ難い、ということである。

まだ一二点の公開図書（本件公開図書）により、本件建物地下階部分の外壁、天井（地下階のある部分に限る）、地下床スラブのそれぞれの厚さ並びに土かぶり厚及び地下部分の深さの様相を相当程度まで推定することができる。その結果によれば、これらの点においては、本件建物地下階部分の様相は、およそ抗たん性の程度を問題とするまでもない程脆弱なものであることは明らかであった。さらに、地下階部分は一体として利用され、地下階全体の床面積も一四二三・八一平方メートルの程度の広さしかないのであるから、抗たん性の観点からみて、地上階のある部分の天井の厚さが推定できる以上、地上階のない部分の天井の厚さを秘匿することの必要性につき、多大な疑問が生じるところであるばかりか、本件公開図書によつて、本件建物の地下階の様相が右の程度まで判明し、判明した結果によれば、地下化したといつても、特段抗たん性を備えた施設ではないのではないかとの強い疑惑が生じている。

本件条例六条一項一号に該当しないこと（本件処分の適法性を基礎付ける事項）の主張立証責任を被告・那霸市長が負うとしても、また、情報の内容を公開する「となく立証活動を行わなければならぬ」という訴訟活動上の制約を考慮に入れるとして、原告・国において、具体的な事実を主張して右の疑惑を相当程度払拭するべく

反証しなければならない。ところが、国側証人はいずれも抗たん性に係る情報の重要性を一般論として抽象的に主張するのみで、本件図書に記載された内容に則しての重要性を何ら説明しないし、また原告提出の書証も右反証として充分ではない。

さらに、原告が主張する警備上の支障に係る情報については、本件図書を秘匿することが警備上重要な意味を有すると認めるところについて著しい疑問があるうえ、本件公開図書により原告が最も秘匿を要するとする電子機器、通信機器や発電機が設置される部屋がどこであるかは、極めて容易に判明する。

そして、原告は、本件図書のうち一つの図書から、ASWOC施設のコンピューターの消費電力の最大値が推定でき、消費電力が明らかになれば、コンピューターの性能が明らかとなると主張するが、これらの図書からASWOC施設のコンピューターの消費電力の最大値を意味ある精度で推定することができない。

従つて、ASWOCが防衛上重要な施設であることを前提としても、本件図書に記載された情報には、要保護性が認められないといるべきである、と判示した。

これまで、沖縄密約事件最高裁決定（第一小決昭和五三年五月二一日刑集二二巻二号四五七頁）等により、「國家公務員法一〇九条一一号、一〇〇条一項にいう秘密とは、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい、その判定は司法判断に属する」とされてきたところであるが、本件判決は、右最高裁決定等をふまえて本件未公開図書の情報は地方公務員法三四条、自衛隊法五九条にいう「秘密」として保護するに値しないと判断したものである。國が「秘密」と主張するものでも、特に、秘密指定もなされていないことも一判断要素として「秘密」にあたらないとしたものであつて、「秘密」の限界を画するものとして意義ある判断といえよう。

### 国との協力関係は損なわない

第⑤点について、本件非公開図書に記載された情報は、公開しても国との協力関係は損なわれない、つまり那覇市条例六条一項四号ウに該当しない。その理由は、次の如きのとおりであるとした。

1 原告・国は、建設省住宅局建築指導課長作成の「建築基準法第一八条二項による図書等閲覧について(回答)」という、沖縄県土木建築部長からの照会に対する回答書をもつて、建設大臣が指揮監督権ないし勧告権により、被告に対して、本件図書に記載された情報を公開しないように指導した旨主張する。しかし、右回答書には一般的、抽象的な見解が示されているに過ぎず、本件図書に則しての具体的な指示も示されていない。従つて、右回答書をもつて「具体的かつ明確」な指示と言つことはできない。

2 また、国は、本件処分がなされると、建築基準行政に多大な支障を生じ、ひいては国との協力関係を著しく損なうと主張する。しかし、被告や他の地方自治体による自衛隊施設に係る計画通知書や添付書類の公開決定等がなされた後にも、建築計画適合審査事務に支障を来すという事態が生じているとは証拠上認められない。

3 さらに、国は、防衛行政の分野において、国との協力関係を著しく損なうおそれがあると主張する。しかしながら、既に検討したとおり、本件図書に記載された情報は要保護性を欠き、本件図書が公開されても防衛行政上著しい支障が生じるとは認められないから、国の主張は前提を欠く。

第⑥点について、那覇市条例は、非公開とすることができる情報として、六条一項四号オにおいて「その他公開するに適さないもの、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報」を掲げているが、右規定にいう「行政」とは市政に限られると解するのが相当であり、国等の行政をも含む一般行政を指すものと解すべきではない、と判示した。

### 防衛・外交の監視と公開実例

防衛・外交情報については、国民による行政の監視あるいはシビリアン・コントロールという点から、自治体レベルでも開示実例を積み重ねて行き、(単に憲法九条違反の情報はすべて公開すべきであるという議論、あるいは守秘義務があるからすべて非公開であるという議論にどどまらず) 非公開とすべき個別具体的な理由がきめ細かく主張立証されない限り公開するという原則を確立していく。これをふまえた情報公開法における防衛・外交情報の非公開事由が解説適用されるべきであろう。那覇市情報公開差止訴訟は、そのことを実例をもつて示したということができる。裁判所は、この訴訟の過程の中で、原告と被告に対し、八回にわたり文書で主張について求取明した。資料1はその実例の一つである。特に非公開図書の具体的な内容についても非開示の事実を明らかにしない限度で記載内容の特定に努めた。また、非公開のラウンドテーブルで、公開図書から非公開情報を推認できるかについて、被告・那覇市長の代理人から詳細な説明を求めた。この訴訟指揮は情報公開裁判において、非公開事由を個別具体的に主張立証するために最も重要なところである。文書・図画の特定、記載内容の概要が不明なままでは、その公開非公開の判断自体が難になぞれる疑惑があるからである(この重要性については本書三章一七三頁)。しかし、被告が非公開図書を証拠として提出し、迅速に立証しようとしたところ、その証拠申出を却下した(その経過については、岩村智文「防衛情報公開訴訟の課題」法時六四巻一二号一八頁)。これによつて、単なる図面の公開についての裁判で第一審判決まで約六年もかかってしまった。国民の「知る権利」の保障という点からは問題のあるところであり、情報公開訴訟の証拠調べのあり方に工夫を必要とするところである(本書三章一八五頁)。

防衛情報の公開については、この他、名古屋市において陸上自衛隊守山駐屯地の危険物施設合帳が名古屋市条例に基づいて公開された際の、名古屋市公文書公開審査会の一部非公開処分裁決がある。この裁決に従い、名古

屋市は建築計画通知書の中の配置図に記載された建物使用一覧表、保管管理者の氏名、階級を載せた危険物施設台帳を一部公開した（名古屋市公文書公開審査会平成四年五月七日答申）。

また、米軍相模補給廠に新築の四棟の倉庫（一般倉庫、資材倉庫、低温倉庫、冷蔵倉庫）について建築基準法一八条二項に基づき横浜防衛施設局から相模原市に提出された計画通知書及びその添付図面を相模原市条例に基づき公開請求した事例について、相模原市長は米軍が非公開を求めているという防衛庁の言い分に従つて同条例六条一項三号の「国……の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれのあるもの」に該当するものとして非公開処分にした。このため、請求者は横浜地方裁判所に公文書非公開処分取消訴訟を提起したが、その後請求者がアメリカ情報自由法に基づく公開請求をしたところ、米軍を通じて公開された。実は米軍は非公開を求めていなかつたことが暴露された事例である。この事例では相模原市長は公文書の公開によつても国との「協力関係又は信頼関係を著しく害する」ことには該当しないことを認め、非公開処分を取消して、請求文書をすべて公開する旨の決定をした（間部俊明「米軍基地と情報公開」法時六四巻一一号三五頁、沢田政司「米軍倉庫文書の公開請求に問答無用の非公開処分」自由と正義四一巻五号五一頁）。

以上のとおり、防衛情報についても、これが機関委任事務となり、地方自治体が情報公開条例を有する場合には同条例に基づいて着実に公開されている。このような公開実例を積み重ねながら、情報公開法の立法とその解釈にあたつては、真に非公開とされるべき防衛・外交情報とは何かが検討されるべきであろう。

## 6 部分公開義務規定——「和解」手続及び非公開審理手続の可否

### 抗告訴訟における和解

行政事件訴訟法には、和解に関する明文の規定がないため、行政訴訟、特に抗告訴訟において裁判上の和解というものが許されるか否かが問題とされてきた。特に、実務においては、当事者・裁判所共に、現実的紛争解決のために非常に関心のあるところであり、論議されてきたところである（南博方「行政訴訟上の和解」法学雑誌一二巻一号一頁、田中真次「行政訴訟における和解」続学説展望（別冊シリ四号）四八頁、遠藤さみ「行政訴訟における和解」別冊判タニ号（行政訴訟の課題と展望）一六八頁など）。

もつとも、実務家からは、「つとに」行政訴訟における和解の許否については、債務の履行の問題とか指定代理人の権限についての疑義が指摘されて、「裁判外で権限ある行政機関の手によつて一切の行政上の手続きを済ませ、然る後に訴訟を取り下げるというやり方の方が事件の処理方法としては確実性があり、優れています」という見解が示され、「事実上の和解」あるいは「事実上の紛争解決」によつて解決する場合が多いのではないかと推測されている（統一行政事件訴訟十年史二〇頁、遠藤・前掲論文一七一頁など）。

さらに、最近、改めて、行政訴訟における和解というものを、実務上の慣行との関係でどのように理解すべきかについて議論されている。これによると、「和解は通常事件と同じようにやつていい。ただ、行政処分の効力に影響するような和解はできない。行政処分を取り消すという内容の和解はできない。あるいは、行政処分を変更する内容の和解はできない。それ以外のことだったらできるといふことで、実際問題として和解はかなりやつております」という実務上の運用が紹介されている。具体的には、行政処分の効力に影響しないような和解内容に

三宅 弘（みやけ ひろし）

1953年生まれ  
1978年 東京大学法学部政治学科卒業  
1983年 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
1993年 弘波大学修士課程 経営・政策科学研究科（企業法  
学専攻）修了

日弁連司法制度調査会情報公開制度特別部会委員（1985  
年～1994年）、同行政手続法特別部会委員（1987年～1993  
年）、第二東京弁護士会情報公開制度推進委員会副委員長  
(1991年～1994年)、愛媛大学法文学部講師（1993年）な  
どを経て、  
現在、日弁連国家秘匿等情報問題対策委員会委員、自由  
人権協会情報公開小委員会委員、情報公開法を求める市  
民運動運営委員、情報公開法制定推進会議事務局長

編著書　【情報公開】（共著、学陽書房）1987年  
　　【MEMOがとれない——最高裁に挑んだ男たち】  
（共著、有斐閣）1991年  
　　【情報公開ハンドブック】（第二東京弁護士会編、花  
伝社）1988年  
　　【情報公開条例の研究】（第二東京弁護士会編、花伝  
社）1994年

事務所　原後総合法律事務所  
〒160 東京都新宿区荒木町4番地4 森初ビル4F  
電話　　03-3341-5271  
FAX　　03-3359-5975

情報公開ガイドブック——立法から活用の時代へ  
1995年12月20日 初版第1刷発行

著者　　三宅弘  
発行者　平田勝  
発行　　花伝社  
発売　　共栄書房  
〒101 東京都千代田区西神田2-7-6川合ビル  
電話　　03-3265-3813  
FAX　　03-3239-5272  
振替　　00140-6-59661  
装幀　　長澤後一  
印刷　　中央精版印刷株式会社

©1995 三宅 弘  
ISBN4-7634-0290-0 C0032

主張は事実とは認められないことにならう)。この場合は、「被告に到達した書面で契約解除の意思表示をした」という命題は、事実についての命題であると考えることになる。しかし、到達についての具体的な状況が次のような場合であり、こうした具体的な状況についてどのような法的判断をするかが問題になっている場合には、「被告に到達した書面で解除の意思表示をした」ということが、事実についての命題となつているかは疑問である。すなわち、原告が、被告の家を訪ねたが、被告に会うことができず、被告の郵便受けの中へ契約解除の意思表示を記載した書面を置いてきた。しかし、現実に被告が同書面を見る前に同書面が消失したとすれば、その場合には、原告が被告に到達した書面で契約解除の意思表示をしたといえるか否か問題となる。この場合には、原告が被告に対して直接に当該書面を手渡していないことから、当然に書面による契約解除の意思表示がないといえるわけではないし(書面が被告の支配下に届き被告が了知し得る客觀的な状態になれば、被告に到達したと考へてもいづれも明確を考へるとより)、逆に当然に同意意思表示があつたと常にいってよいかも問題である(被告の家といつても、既に長期間その家に現在する者はなく、被告は、家財道具などをその家に置きながらも、海外に滞在中であつて、被告の住所といえるか問題がある)。つまり具体的な状況を考へるとより)。こうした場合には、要件事実としての主張や事実の認定は、いずれも右の具体的な状況についてすべきであり、こうした具体的な状況に対する法的判断として、それが「書面が又に到達した」ことになるかの判断を示すべきであると考える。これに類似したことは、事実認定の多くの場面において問題となるところでも過言ではない。

この最後に説明した「到達」と同様に、後述(後記4「規範的要件・評価的要件」)の規範的要件や評価的要件とまではいかないが、通常の事実よりは評価性を持つているものとしては、民法九五条の「要素」同一八〇条の「所持」、同四九三条の「弁済の提供」などがその例といえよう。

この価値的概念と次に述べる規範的要件や評価的要件との区別は極めて困難な問題であり、現在もまだ確定的意見

を持つにいたっていない。かつて筆者は、全くの試論として、次のように述べたことがあるので、その時の意見を引用して大方の御批判を受け、更に考へ方を深めていきたいと考へる。すなわち、「評価概念すべきものの中に、厳密にいえば、二種類あつて」一つは、〔中略〕過失とか正当事由のように、極めて評価性の高いものであり、もう一つは、意思表示の到達といふときに問題となる「到達」などのように、その評価性が必ずしも高くはないが、事実扱いをするのは相応でないと考へられるものがある。この区別をする意味は、前者では、評価根拠事実も評価障害事実も考へるべきであるが、後者では、評価根拠事実のみを考へるべきであり、評価障害事実は考へるべきではないといふことであろう〔中略〕と一応は考へている。しかし、この点は、まだ十分に結論を得てゐるわけではない〔後記5〕<sup>(8)</sup>。

(8) 伊藤「裁判規範としての民法に関する一考察」一七頁。評価根拠事実、評価障害事実などの用語については、後記4「規範的要件・評価的要件」における説明参照。

#### 4 規範的要件・評価的要件

以下に取り上げる規範的要件・評価的要件の直接の内容をなす過失、正当理由(事由)などの概念は、事実扱いで扱うものに比べればもろんのこと、価値的概念に比べても、さらに一層その指示する具体的な内容を表現できるという意味での表示価値は低い。ここに問題があるわけである。

価値的概念で述べたような評価性が更に高まつた場合として、例えば、過失、民法一一〇条の正当理由、借地借家法の更新拒絶に関する正当事由(同法六条、二八条)などがある。また、こうした場合は、必ずしも、実体法の法条の中に明文で表現されているとは限らない。例えば、不動産の一重譲渡の場合や賃貸借契約の場合などに問題となる

いわゆる背信性なども同様である。こうした抽象的規範的概念を要件の中に包含している要件を規範的要件といいう。<sup>(8)</sup>  
さらに、訴害行為取消権の発生要件の一つとして必要な債務者の無資力も抽象的な評価を意味するものである。製造物責任法においては、製造物等の欠陥により損害を生じさせたときはその賠償責任があると定められているが、この欠陥という要件も、同様である。例えば、こうした無資力とか欠陥とかいう概念は、そのこと自体のなかに過失とか背信性とかの規範的要素を含むものではない。したがって、これらの要件を規範的要件といいうのは、名称の問題としては適当ではない。筆者は、これを評価的要件と名付けたい。規範的要件も評価的要件の一種であることになるが、規範的要件という名称は、従来の慣行として定着していると考えられるので、これをそのまま使用するのが妥当であろう。

筆者としては、こうした過失、正当理由（事由）、欠陥、無資力などの規範的又は評価的要件については、過失、正当理由（事由）、欠陥、無資力などを根拠付ける具体的的事実が要件事実であると考える。したがって、要件事実としての主張や事実の認定は、いずれも右の具体的な事実についてすべきであり、こうした具体的な事実に対する法的判断として、それが過失、正当理由（事由）と評価できるかの判断を示すべきであると考える。

そのように考えず、抽象的な評価概念の主張のみで足りるとした場合には、前述（前記「問題の発端」）のように、具体的な訴訟の場における攻撃防御の目標となり得ず、審理が混乱することになつて相当でない。ただ、このような規範的要件の場合は、当事者が当該規範的要件の評価根拠事実として主張したことになると、裁判所が判決をするに当たり当該規範的要件の評価根拠事実と考えることとなることが細部にわたり一致するといつてもよいとは言ふべきである。むしろ相当程度食い違つことが多いと考えられる。したがって、評価根拠事実としてあまりにも細かい具体性を要求することは、裁判所が当事者の主張しない事実を認定したことになり、弁論主義違反の問題を生ずる危険がある。これは、

次に（後記三「事実の具体性と特定性」）述べる問題であるが、結局は、民事訴訟による紛争の適正迅速な解決を基本的基準として、当事者の攻撃防御及び裁判所の審理判断に必要にして十分な具体性といつばかなく、裁判所の認定との齟齬を防ぐ考え方としては、当事者が実際に主張した事実と同一性のある範囲（相手方の防御権を実質的に害しない限り、この同一性の判断は、できる限り緩やかにすべきであらう）では、当事者は予備的にそうした事実も主張していくと考えることによつて対処することができるよう。

規範的要件（評価的要件も同じであると考えられるが）については、なお言及すべき問題が少なくとも一つあると考える。

まず、規範的要件における評価障害事実についてであるが、借地借家法六条、二八条における（もしくは以下引用例は旧借家法一条の一についてのものである）「正当の事由」に関して、賀集教授は、まず、「息子が婚約したので、挙式後は賃貸家屋に入居させたい」という具体的な事実が要件事実であり、「要件事実論は、かかる事実を『評価根拠事実』と呼ぶ。」とされる。次に、「この婚約はどうやら解消したらしいといつて、賃借人は、婚約解消の事実を主張した場合に、この主張は、障害事由であろうか。要件事実論は、かかる事実を『評価障害事実』と呼ぶ。」と述べられ、そこに付された注において司研『要件事実一巻』三四頁を引いた上、「しかしながら、賃借人は、息子の『目下婚約中』を主張しているのであるから、婚約解消みといつことを障害事由にするのは、問題ではないか。」と批判される。<sup>(9)</sup>しかし、司研『要件事実一巻』三四頁は、婚約中とか婚約解消を評価根拠事実や評価障害事実として取り上げた記述を全くしていないし、「賃借人側の建物使用の必要性を示す事実は、正当事由ありとの右の規範的評価の成立を妨げる効果がある」とし、「右のような規範的評価の成立を妨げる事実」を「評価障害事実と呼ぶことにする」と述べた上、「評価根拠事実と評価障害事実とは、相互に事実として両立」するものであると説明している。したが

つて、賀集教授の前記批判は、何らかの誤解に基づくものではあるまいか。前記の事例自体についていえば、筆者も、賀集教授のいわれるとおり、「目下婚約中」が評価根拠事実であらうから、それと矛盾する「婚約解消済み」は評価障害事実にはなり得ないと考えるし、おそらく司法研修所民事裁判教育室も同様に考えるのではなかろうか。

次の問題は、規範的要件（評価的要件でも同じであると考える）においては、その最終的判断そのものが立証責任の考え方によつておれると考えるのかという問題である。この問題については、概ね二つの異なつた考え方があるよう思われる。一つは、正当事由について「真偽不明」という問題ではないとした上、「判断不能」という形での一つのアナロジーですが、だけどそういう意味での判断不能といふことがあるのだ、そして正当事由が伴なわなければ解約申入れをなすことを得ずと書いてあるその正当事由に判断不能があつたときには負けるのだ、そう言つてはいるのです。」という考え方である。この考え方には、正当事由があるかは事実の立証の問題ではなく、その意味では立証責任の問題ではないが、正当事由の有無が判断不能のときは、あたかも「正当事由があつたとはいえない」という判断の結果となつて、正当事由のあることにつけ立証責任があるのだ、同様に考えられる、という趣旨であろう。他の一つは、正当事由があるかについては、「事実の次元であれば証明責任規定を援用してあるとかないとか決められるけれども、それが法解釈の場ではそういうものはない。（中略）そのときは、決め方は、証明責任の場合とは別のルールによるのであって、借家法全体の精神とかその他いろいろな要素を持つてくることができるのです。」という考え方である。筆者は、次のように考える。規範的要件における個々の要件事実（主要事実）、例えば賃借人の使用を必要とする具体的事情の一つとしての賃借人の同家屋における継続的な食堂の営業の事実については、存否不明といふことが起きて、もしそれが評価障害事実の一つとなつてゐる場合であるとすれば、その事実は存在したものと扱うことはできない。その意味で立証責任の考え方によつて処理することになる。しかし、例えばA、B、Cという正

当事由の評価根拠事実も、甲、乙、丙という評価障害事実も証明されて、その総合判断をする作業の性質は借地借家法の法的解釈の問題であつて、事実の認定の問題ではないから、そこで立証責任の観念が働く余地がないのは明らかである。その判断の困難な場合にはどうするかといふことであるが、裁判官は、その全力を擧げて法解釈の力を絶えずして、何としてもその点について決めなければならない。したことはすべての法的評価に関する法解釈（無数に例を挙げる）ことでもあるが、例えば、「履行の催告」が要件となつてゐる場合に、ある行為をそれに該当する行為と法的に判断するかについて両説あり、その判断が困難といふ例でもあります（あらう）にあることであり、別に正当事由の判断に限つたことではない。ただ、その場合の判断に当たつては、「正当事由がないと自信を持って判断できる」という場合もあるらしく、「正当事由があるとの法的判断にまで踏み切れない」という場合もあるであらう。その何れの場合も、原告敗訴という結果にはなる。その限りでは、「正当事由」というものについて立証責任が賃貸人にあること類似した結果となる（もしA事実について賃貸人に立証責任があるときは、A事実の不存在との判断に達したことも、A事実の存在の証明は不十分であるとの判断になつたとも、原告敗訴となる、というのと類似してゐる。むかしかいのんじか、格別珍しいことではなく、前記履行の催告の例でも、催告に該当する行為と法的に判断するという作業の性質は、やはり立証責任の考え方で決めてはいるわけではないが、結果として催告があつたと法的に判断できないと、催告について立証責任を有する当事者の敗訴となる）。ただ、規範的要件の場合に注意すべきは、これを立証責任のアナロジーひらつか、そういうわないかというのは、言葉の問題にすぎないとしても、立証責任があると同じことてしまふと、評価障害事実の不存在についてまで賃貸人に立証責任があるとの誤解を与える危険がある。以上のように考へると、前記二つの考え方は実質的にはあまり変わらないといつてもよいのではないか。

(88) 「法律效果の発生要件として、過失、悪過失あるいは正当理由、正当事由といった規範的評価に関する一般的、抽象的概念を取

り込んだと解される実体法は少なくない。(中略)規範的評価の成立が所定の法律効果の発生要件となつていて。そこで、これらは規範的要件と総称されるが、法文上、その発生要件を前記のような一般的・抽象的概念を用いて表現するばかりじろから、「一般条項とも呼べる。」(司研「要件事実一巻」二〇頁)。

(88) 通説は、訴訟行為取消権の第要件事件の一つとして、債務者の無資力が必要としている(内田寅「民法Ⅳ債権総論・担保物権」二七九頁(平八、東京大学出版会))。反対説もあるが、筆者も、債務者の財産の管理・処分権と債務者の権利保全のための介入権との調和を求めるための接点として、無資力要件は必要であると看えている。

(89) この点については、前記第二章第六節三「製造物責任法における要件事実」参照。

(90) ここにいう要件事実は、筆者の用語法では主要事実と同義である(第一節「定義」参照)。

かつては「過失」などの法文上の表現をそのまま主要事実とする考え方があるが、具体的な事実を主要事実(ここで要件事実という表現を使用すると、学説の用語法との関係で混乱するので主要事実という表現を使用しておいた)と看える考え方がある。現在のほぼ通説にとってよいのではないか。学説の状況について、高橋『重注講義民訴法』三五九頁、三六〇頁は、「かつての通説は、法規の構成要件となつてゐる要件事実をそのまま主要事実だといつたが、しかし「過失」「正当事由」を主要事実と解し」といたが、「直接に証明の対象とする」といふべき事実は、過失と評価されうる具体的な事実(中略)である。そして、そのような具体的な事実こそ主要事実だとされるのである。現在では、この考え方の方が通説となつてゐる(中略)と述べる。中野他「新民訴法講義(稿)」(鈴木正裕教授執筆部分)一七三頁は、「従来の学説の中には『過失』じたいを主要事実とする説も多かつたが(中略)最近では、酒井は通説、スコーン連合のソウェルで、当事者の主張を要するという見解が優勢である」と述べてゐる。伊藤慶貞「民訴法(稿)」二五七頁、上田「民訴法」二二七頁、司研「要件事実一巻」二二三頁、新堂「新民訴法」二八五頁〔事実の具体的程度について検討を要することを強調する〕も具体的な事実を主要事実と看えてゐる。いずれにしても、現在は、具体的な事実を主要事実と看える方が多数説であることについては、問題はないものと看える。

(91) 司研「要件事実一巻」二三三頁参照。

(92) 賀集「要件事実の機能」四六頁。

なお、賀集教授は、同論文四六頁以下において、規範的要件において評価根拠事実・評価障害事実といった形の要件事実を考えること自体に疑問を呈されるが、賛成することができない。なお、丹野達「民事訴訟における弁論の機能——主要事実と間接事実を中心として」(判例四五卷一号二二頁(平五))は、上記のような形で規範的要件における要件事実を看えておりを積極的に支持する(ちなみに丹野氏は、賀集教授と同様に、裁判官(司法研修所教官を含む)と大学教授の各経歴を有する)。

(93) 研究会「証明責任論とその周辺」判タ二三五〇号五二頁(昭五二)における倉田卓次氏の発言。

(94) 研究会「証明責任論とその周辺」前掲注四九頁における賀集唱教授の発言。賀集唱「請求の構成と举証責任及び訴訟指揮への影響」判タ六八六号三頁、四頁(平元)も、規範的概念については举証責任の問題ではなく、その判断は裁判官の職分である旨を述べる。

## 5 黙示の意思表示

以下に取り上げる默示の意思表示は、明示の意思表示に比べて、その指示する具体的な内容を表現できるという意味での表示価値が低い。そこに問題があるわけである。

規範的・評価的要件の場合と類似した問題が生ずる場合の一つとして、默示の意思表示の問題がある。<sup>(95)</sup>「又」と云ふが、又を貸主、又を借主として、別紙目録記載の土地について使用貸借契約を締結した(当該土地を「引き渡した上それを無償で貸すこととした」という趣旨の表現である)といふ主張があつた場合において、この契約が書面であろうと口頭であろうと、あるいは他の何らかの行動によるものであろうと、それが明示にされたものであるといふよりもは、このまま事実についての主張があつたものと扱い、この事実についての命題について、直接にこれを審理の対象として、認定・判断の対象とすればよい。

しかし、例えば、使用貸借契約のような場合には、こうした契約は、親族・知人などの間で、お互ひの人間関係や

〈著者紹介〉

昭和29年名古屋大学法学院卒業。同年司法修習生。昭和31年東京地・家裁判事務。同36年米国ハーバード・ロースクールマスター・コース卒業 (J.L. M.)。同41年東京地方裁判所相手。以後、最高裁判所家庭局第一兼第二課長、和歌山地・家裁判所長、名古屋高等裁判所部統括判事、東京高等裁判所部統括判事などを歴任。平成7年退官。その間、司法研修所教官、司法試験検査委員、法制審議会民事訴訟法、民法各部会委員も務める。現在、創価大学院法学研究科担当教授、弁護士、博士（法学）名城大学。

〈主 著 等〉

民法注解・財産法第一巻・民法総則（共同監修・共著）  
 （平成元、青林書院）、同第二巻・物權法（共同監修・共著）（平成9、青林書院）、事実認定の基礎—裁判官による事実判断の構造（平成8、有斐閣）、要件事実・事実認定（共同編著）（平成14、有斐閣）、要件事実・事実認定入門（平成15、有斐閣）  
 「要件事実と実体法」シリリスト 869号（昭和61）ほか要件事実・事実認定に関する論文多数。

要件事実の基礎 裁判官による法的判断の構造  
*The Foundation of the Ultimate Facts in Civil Litigation*

平成12年12月31日 初版第1刷発行  
 平成16年1月30日 初版第4刷発行

著 者 伊藤 滋 敬夫  
 発 行 者 江草忠敬  
 株式会社 有斐閣  
 電話 (03) 3264-7314 (編集)  
 郵便番号 101-0051  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>



印刷・既印刷／製本・株式会社アトラス製本  
 © 2000, Shigeo Ito, Printed in Japan  
 落丁・乱丁本はお取替えいたします。  
 ISBN 4-641-13251-8

図本の全額または一部を無断で複写複製（コピー）することは著作権法上の禁じられています。本物からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2322)にご連絡ください。

事項索引

あ 行	相手方の援用しない自己に不利益な陳述	—と行為規範としての民法……211
か 行	意思の解釈……132	—と証明責任規範……215
過 失	疑わしきは罰せず……250	—と立証責任……238
間接事実	開港危険の抗弁……37	—の意義……206
重 量	—と立証責任……77	—の構成……218
間接反証	重要な——……63	—の要件の定め方……241
規範説	間接的反証……110	詐欺……212
規範的要件	規範説……200	錯認……47, 185
客観的立証責任	規範的要件……60, 126	事実説明責任（義務）……169
求証明	客観的立証責任……71	事業性……41
クーリング・オフ	求証明……173	事件の筋……175
経験則	クーリング・オフ……44	自己のためにする意思……34
欠 陷	経験則……100	事 実……115
現代型証拠	欠 陷……38	—と評価……115
権 利	現代型証拠……23	—の具体性……137
—と立証責任	権利……10, 145	—の存否不明……72, 187, 198, 221
権利抗弁	—と立証責任……77	—の特定性……143
権利自白	権利抗弁……69	—の評価性……120
行為規範	権利自白……146	—の不可分性……254
—の要件の定め方	行為規範としての民法……190, 211	事実上の推定……100
攻撃防衛方法	—の要件の定め方……229	実務教育……278
抗 弁	攻撃防衛方法……149	実務における理論……280
障 害	抗弁……150	時的要素……61, 145
消滅の	障害の——……154	司法制度改革……277
—	消滅の——……154	社会的実在……255
—	—	証明権……66
主張責任	—	自由心証主義……100
主觀的立証責任	主張責任……62	修正法律要件分類説……200
主觀的立証責任	—	主觀的立証責任……71
—と立証責任	—	主張自体失当……195
—の対象	—	主張責任……62
—の定義	—	—と立証責任の関係……81
—の転換	—	—の転換……104
—の分配	—	—の分配……68, 197

密

# 環境法の要件事実

法科大学院要件事実教育研究会報第7号

伊藤滋夫(編)

日本評論社

## 要件事実論の考え方

伊藤滋夫

### 〈説明の趣旨〉

本研究会における討議の参考として、要件事実論の考え方について、小生なりに、  
概説的な説明を行うことを目的とする。

### I 環境法における、民法（民事法）と行政法の各視点からみた要件事実論の役割

民法（民事法）と行政法とは、それぞれの制度の具体的趣旨、関係する対象、  
関係者などについて多くの相違点があると思われるが、そのことによつて、両  
法において、要件事実論自体が基本的に異なることではないと考える。  
要件事実（民事裁判における主張立証責任対象事実と同じ事実である）は、裁判  
において立証ということを考えて決められる实体法の要件に該当する具体的事  
実であるから、その要件は、当該实体法の制度の趣旨を最も適切に実現できる  
ものでなければならない（その具体的な決定プロセスについては、後記II(4)参照）。  
したがつて、上述したような制度の具体的趣旨、関係する対象、関係者などに  
ついて多くの相違点があるとしても、結局は、その全体を総合的に判断して、  
当該制度が全体としてどのような目的を実現しようとしているか（全体として  
の当該制度の趣旨）を基準にして要件事実を決定すべきである。その意味に  
おいては、民法（民事法）と行政法とでは何ら異なるところがないと考えられ  
る。

ここで、最もも議論が混乱するところをどのように考えるかという点であろう。こ  
の点は、後記IV 1 参照。

### II 民法における要件事実についての各説の理解

#### 1 はじめに

民法における要件事実について各説があるが、その各説についての正確な理  
解が、要件事実論について噛み合った討議をするために必要と考えられるので、  
この点について簡潔に説明する（あくまで、私見による説明であつて不十分であ  
ることを恐れる）。

以下では、主張立証責任対象事実という表現も用いるが、それは、主張立証責任対象事実と  
責任の対象となる具体的的事実のことである。そして、主張立証責任対象事実と  
要件事実とは同じ事実である。

#### 2 規範説（旧法律要件分類説）

同説は、法規の条文通りに要件事実を考える説であるが、民法が415条に典  
型的にみられるように、主張立証責任対象事実の基準となることを念頭に置い  
て条文の形式を定めていいないので、同説は、破綻していると考えられ、今日に  
おいてこの説をとる論者は、ほとんどないと思う。ただ、修正法律要件分類  
説のことを規範説という文献もなくはないので、用語の問題として注意を要す  
る。

#### 3 証明責任規範説<sup>1</sup>

同説は、民法の規定が証明のことを考えないで決められているので、民法の  
規定に証明責任規範を加えて考へるべきであるとする説であるが、民法の規定  
が主張立証責任のことを考へて規定していないとした場合（例えば、民法561  
条と563条3項の場合）に、どのような民法の規定と組み合わせて考へるのが、  
証明責任規範を決める基準をどのように考えるのかなどについて、明確な説明  
をしていないのではないかとの疑問がある。

<sup>1</sup> 同説の簡単な説明は、伊藤滋夫「要件事実論と民法学——新たな民法の動向も視野に入れて」  
【要件事実の現在を考える】（函書法務、2006年）16～19頁参照。

#### 4-1 修正法律要件分類説（通説といわれている）<sup>-2</sup>の内容

##### ——修正法律要件分類説の諸相

修正法律要件分類説といわれる見解は、その内容が、必ずしも統一して同じではないし、明確とも言いかねない。その点を意識して考えないと、議論の混乱を招くおそれがある。ここでは、便宜上、同説の代表的と思われるものとして、①の説と②の説を挙げておく。③の説は、修正法律要件分類説といえるからは別として、いずれも代表的な学説なので、参考として挙げておく。

その上で、まず①の説の批判を述べて、他の説の批判にも言及することとする。

##### ①青山普充教授説<sup>-3</sup>

まず民法典の条文の定め方に従って立証責任対象事実を定め、その上で、そうした定め方によることがどうしても不當であるときには、その段階で、「これを補充し修正する原理として実質的なファクターを参考とする」ことによって修正を加えて立証責任対象事実を決定する見解である。同教授の見解は、まづ民法典の条文の形式によって立証責任対象事実を考え、それを後に修正するという点が明確に説明されていると考る（だからこそ、同教授は、修正法律要件分類説が、「思考経済」に適うとも、それにによる修正は、「どうしてもその〔条文の〕基準に従うことが不都合な場合」〔〔 〕内は伊藤滋加筆〕に行うともいわれるのである。上記の修正原理としての「実質的ファクター」が何かの具体的説明はない（証明の難易などのファクターも入るものと理解される）。

##### ②司法研修所説<sup>-4</sup>

①説のように、いったんは法律の条文の形式で決めた上で修正するという点は、必ずしも明確に表現されてはいない。条文の形式とその他の実質的事情を総合して判断するという見解であろう。「実体法の解釈」（そもそも、その意味するところが不明確であるが）と「立証の困難」の双方を基準とするように解される説明があり<sup>-5</sup>、混乱があるようと思われる。

##### ③伊藤眞教授説<sup>-6</sup>、高橋宏志教授説<sup>-7</sup>

この両説とも、修正法律要件分類説に属するといえるかどうかは明らかではない。伊藤眞教授は、「実体法の解釈によって定まる」と述べられるが、ここにい

う「実体法の解釈」ということが何を意味するかについては、明確な説明がない。なお、同教授は、「条文の文言から許される範囲<sup>-8</sup>で、事実の蓋然性など実質的事情を取り入れるべきである。このような考え方方は、修正された法律要件分類説と呼ばれることがある。」と述べられる。この引用部分の前段は、同教授自身の見解であるようであるが、そうだとすると、同教授の見解は、修正法律要件分類説に分類してもよいのかかもしれない。その場合の修正原理は、「事実の蓋然性などの実質的事情」ということになる。

高橋宏志教授は、いくつかの説の総合的適用を主張されるようであるが、結局は、いわゆる何説に分類するべきものが不明である。その説明も曖昧さを残しているようと思われる。

#### 4-2 修正法律要件分類説の批判<sup>-9</sup>

##### （1）前記4-1の①の説（青山説）について

1) 同説は、まづ民法典の法条の定め方によって立証責任対象事実を決めるというが、同法条が立証のことを考えないで決められているのに、まずはそれはのみを基準として、立証責任対象事実を決めるところは、理論上の根拠を欠く。

##### 2) 民法典の法条の定め方は、それを基準として立証責任対象事実を定め

2—同説の簡単な説明・批判につき伊藤滋夫編著『要件事実論義』（衛務法務、2008年）206～207頁（以下、伊藤編著『要件事実論義』）という。参照。

3—中野真一郎ほか編『新民事訴訟法講義』（第2版補訂2版）（有斐閣大学双書、2008年）372～373頁（青山普充教授執筆部分）。

4—司法研修所説も【増補 民事訴訟における要件事実 第1巻】10頁と司法研修所編『改訂 問題研究 要件事実—言い方による取扱例15題』（法曹会、1996年）8頁とでは微妙に異なる。

5—【改訂 問題研究 要件事実】59頁、105～106頁。

こうした点の批判については、伊藤編著『要件事実論義』183～192頁参照。

6—伊藤眞『民事訴訟法』（第3版3訂版）（有斐閣、2008年）328～329頁。

7—高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上』（有斐閣、2005年）485頁以下。

8—「条文の文言から許される範囲」が何を意味するかは不明であって、この説明には疑問がある。例えば、民法415条の「責めに帰すべき事由」に関して行われている通常の考え方（「責めに帰すべき事由がないこと」を消極要件とする考え方）は、「条文の文言から許される範囲」内のものといえるのが疑問があるのでなかろうか。

9—伊藤編著『要件事実論義』206～207頁参照。

る基準としては不明確である場合（例えば、民法557条1項の場合）には、同説は、立証責任対象事実を定める基準を求める趣り所を失うことになる。

3) 同説は、まず法条の定め方によって立証責任対象事実を決めた上、その定め方が実質的に不当であるときにこれを修正すると説明するが、そうであるならば、立証責任対象事実の決定のための基準は、当初から実質的相当性があるのであって、法条の定め方は、何ら基準となつてないといわなければならない。同説の見解の根拠は、理論上成り立たないと考える。

4) 同説は、まず法条の定め方によって立証責任対象事実を決めた上、その定め方が実質的に不当であるということを説明するが、同説は、法条の定め方に従った定めであるという以上には、このような当初の定め方によって決められた要件の性質について、何も説明していない。民法典における法条の定め方に従つて要件を定めているのであるから、そして定められた要件は当然に民法の要件であると考え、それ以上の根拠づけをしていいのである。実質的理由によって民法典の法条の定め方を修正した後の要件は、そのように法条の定め方に従つて決めたものであるという根拠がなくなるのであるから、どのような性質の要件であるか不明とならざるをえない。同説は、その点について何らの説明をしていない。その点において、同説は、立証責任対象事実の決定のための見解として、理論上の根拠を失く。

5) 修正法律要件分類説と裁判規範としての民法説（私見）との実質的違

い

「修正法律要件分類説も、立証責任対象事実の決定基準として「立証の公平」を言うものと考へられるのであるから、結局、上述したような理論上の難点を別とすれば、同説は、裁判規範としての民法説と実質的には変わらないのではないか。」という疑問もありうるので、その点について、次に述べる<sup>10</sup>。

上記4-1における説明からもわかるように、修正法律要件分類説は、必ずしも「立証の公平」という表現を使用しているとはいえないが、同説が、「立証の公平」という裁判規範としての民法説と同様の表現を使用していると考えたとしても、同説の考え方には、次のような疑問がある。  
修正法律要件分類説の代表的論者は、「立証の公平」の内容として、民法

の制度趣旨ということを考えないで、結局は、立証の困難その他の実質的フアクター（その内容が正確にはわからぬのが問題であるが）を挙げているよう思われる。そうだとすると、現実の立証責任の分配の上において、制度趣旨を基準とする裁判規範としての民法説と、実際にも違つた結論となる可能性がある。

例えば、民法557条1項による解除の意思表示とその相手方による履行の着手の先後関係に関する立証責任の所在については意見が分かれうるが、解除をしようとする買主が相手方である売主の履行の着手より前に、解除の意思表示をしたということは、通常は、立証が困難であろう。しかし、同条は契約の拘束力を不當に弱めるものであるとの見解<sup>11</sup>からすれば、なるべく同条による解除をし難くするのが妥当であるとの見解も成り立つ。そうすると、このような民法の制度趣旨の理解を前提とし、かつ、制度趣旨に適うことを立証責任対象事実の決定基準とする考え方からは、買主による解除の意思表示の到達が売主による履行の着手より前であつたこと」の立証責任があるとの結論になる<sup>12</sup>。これに対して、立証の困難な事実について立証責任を負わせるべきでないことを基準とする考え方からは、売主に「買主による解除の意思表示の到達前に売主が履行に着手したこと」の立証責任があるとの結論になるであろう。したがつて、この二つの考え方の間では、結論が異なることになる。

ことは、単に理論上の難点に止まらない<sup>13</sup>ということになるわけである。

10—なお、その他にも、修正法律要件分類説は、主張責任と立証責任の一致を当然には認かぬよう思われるので、その点について批評するべき点もあるが、省略する（この点については、伊藤・前掲（注1）「要件事実論と民法」16頁参照）。

11—こうした見解は、内田貴「民法II 債務各論〔第2版〕」（東京大学出版会、2007年）114頁にも紹介されている。

12—司法研修所「民事訴訟における要件事実 第1巻」151頁には、二つの異なる結論が記載されている。あるいは、本文記載のような考え方の差を反映した表現であるとみるべきかもしれない。

- (2) 前記4-1の②の説（司法研修所説）について  
この説は、前記①の説と異なり、「まず民法典の法条の定め方に従って立証責任対象事實を定める」というように考えているかが明確ではないので、上記(1)で述べたような、この点に関する批判は、当てはまらないことになる。  
しかし、立証責任対象事實を決める基準が、上記のような実質的事情といふのみで、それ以上には明確ではないのは、この説も同じである。したがって、そのことからくる疑問点は、前記4-1の①の説と同様に残らざるをえない。  
また、この説の場合には、修正法律要件分類説という名称は、その見解の実態を表しておらず、不適切であるということになる。むしろ、立証の公平説といふべきである。
- (3) さらに、もしも、修正法律要件分類説が、当初から、民法典の条文の形式に基づくこともなく、実質的考慮で立証責任の分配を定めており、かつ、その実質的考慮といふものが、民法（实体法）の制度趣旨を基準とするというのであれば、前記のように、その説の名称の当否はともかく、その実質的内容は、私見と同一の見解であることになる。

## 5 裁判規範としての民法説（私見）<sup>14</sup>

- (1) 民法典（平成16年法律第147号）。いわゆる民法現代語訳法による一部の條文を除く）の条文の形式は、その要件に該当する事實が存否不明になったときのことを見て、定められてはいない。そのことは、法典調査会第75回会議における梅謙次郎委員の発言<sup>15</sup>からも明らかであるし、さらに、次のようない民法の規定が少なからず存在することからも明らかである。すなわち、立証責任の観点からいえば、不合理な規定（例えば415条）、規定の形式が抵触する規定（例えば、167条1項と147条1号、548条1項と2項、561条と563条3項）および規定の形式からは立証責任の所在が不明ともいえる規定（例えば557条）などがある。
- (2) そこで、裁判の場において条文の要件に該当する具体的事實が存否不明になることがあった場合にも、民法を適用しないでは裁判をすることができない以上、上記のような要件に該当する事實が存否不明になつたときのことを考えて、定められてはいない民法の規定を、そうした事實が存否不明になることを

がある裁判の場で適用することができる民法の規定とするための作業、すなわち裁判規範としての民法の構成をする作業をしてなければならない。その作業は、民法典に内蔵されている意味を裁判規範としての民法という觀点から明確にする作業であつて、民法の解釈という性質を有するものである。立法機關が定めた民法の内容を変えるものではないのであるから、民法について行われている他の解釈と同様に、当然に許されるべきものである。

(3) そうすると、裁判規範としての民法の構成をする作業をどのように考へ方の下に行うかを検討しなければならない。上述したように、その作業は、裁判の場において民法の要件に該当する具体的事實が存否不明になることがあつた場合にも、民法を適用することができるようにするための作業であるところ、民法の要件に該当する具体的事實が存否不明になることがあつた場合に、その事実をどのように扱うかという点については、理論上、二つの立場があつる。一つは、要件に該当する事實が存否不明であつても、当該事實を存在したものと扱うという考え方<sup>16</sup>である。こうした考え方も、論理的にはありうるが、人の普通の考え方方に反し、不合理なものである（そのためわり難くもある）ので、賛成することができない。他の一つは、要件に該当する事實が存否不明であるときには、当該事實を存在したものとは扱わない（当該事實の存在が明らかになつたときには、當該事實が存在したものと扱う）という考え方方は、人の普通の考え方方に合致し、合理的なものである（そのためわり易くもある）ので、賛成することができない。したがつて、裁判規範としての民法の要件は、その内容となる事實が存否不明であるときには適用にならない（同事実が証明されて初めて適用になる）という考え方を前提として定めるべきである。例えば、「善意の第三者には対抗することができない。」という規定は、善意ということが存否不明のときには適用せず、同事実が証明されたときには限つて初めて適用するという考え方を前提とした上で、その当否を考えて作成すべきである。

裁判規範としての民法の要件に該当する具体的事實、すなわち要件事実が存省略せざるをえない。

13-本來は、ここで、法学における「理論」というものもつ意味について検討するべきであるが、

14-伊藤謙著『要件事実論義』204～206頁参照。

15-法典調査会民法講習記録・法務図書館叢書資料9・95頁。

16-前田達明「競・主張責任と立証責任」判タ640号（1987年）66頁。

否不明になったときには、これを作成するものとは扱わないという考え方に基づいて、裁判規範としての民法の要件を定めるという考え方には、立証責任対象事実を要件事実とするという考え方にはかならない<sup>17</sup>。換言すれば、立証責任対象事実を内容とする要件が裁判規範としての民法の要件であるということになる。主張責任対象事実は、後記(5)で述べるように、立証責任対象事実通りに決まるのであるから、結局は、主張立証責任対象事実が要件事実である。

(4) そうすると、次に、立証責任対象事実を決める基準は何かを検討しなければならないことになる。その決定のための最終的基準は、立証責任の負担の公平（立証の公平と同じ意味である）である。立証責任の負担の公平は、民法の定めている制度の趣旨に従って決める。制度趣旨から主張立証責任対象事実を決定する具体的プロセスは、次のようなことになる<sup>18</sup>。

まず第1に、民法の当該制度の趣旨を常に考慮しながら、立証という問題を考慮に入れないで、民法全体を体系的に検討し、民法の規範全体のもつ相互関係を基準として、何が正しい民法の規範構造かを判断する。そして、そうした意味での民法の規範構造（立証という問題を考慮に入れないで決まった規範構造）を、立証の困難性を考慮に入れてもなお維持できるかを検討する。立証の困難性を考慮に入れて検討するという意味は、上記の立証という問題を考慮に入れないで決まった民法の規範構造の通りに、立証責任対象事実を定めた場合に、そもそもも考えた民法の当該制度の趣旨の実現に役立つことになるかを検討するということである。

この考え方には、立証の困難性を制度趣旨と無関係に、それ自体独立の決定要素として考えるものではない。当該制度の趣旨が適切に実現できるようには、裁判規範としての民法の要件（それに該当する具体的な要件事実である）の形式を正しく決定するためにどのように考えるべきかという視点から、立証の困難といふことを考慮するということである<sup>19</sup>。

以上で論じた問題は、どのような規範構造を主張立証責任対象事実の決定基準となる規範構造と考えるべきかについて、非常に重要な問題である。そして、所有権に基づく目的物返還請求訴訟の場合、履行遅滞に基づく損害賠償請求訴訟の場合（これらの場合は検討済みである）以外の場合を含む民法ルールの規範

構造全体を検討しなければ（こうした全体的検討はまだ未了である）、一般的な結論を出すことは躊躇されるところである。また、立証の困難性を上述のような意味で考慮するところが、民法の守備範囲内であるかについても、問題がないわけではないと思うが、以上述べてきたこと全体の検討の性質は、少なくとも「基本的に」<sup>20</sup>民法学の問題であることに間違いはないと考えている<sup>21</sup>。

筆者としては、現在のところ、以上のように考えている<sup>22</sup>。

ちなみに、いわゆる民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号。いわゆる民法現代語化法）は、民法109条、478条、543条について、改正法が条文の形式を今回の改正のようないふ形にしたのは、いざれも立証責任の所在を条文の形式上も明示する趣旨であったといわれている<sup>23</sup>。すなわち、本文・ただし書の形式（前者が原則であり、後者がその例外であるという形式）が、それぞれの形で立証責任対象事実を定めるために用いられたということである。もとより、それぞれの条文ごとに、その制度趣旨が考察された結果、そのような

17—「立証責任とは、訴訟上ある要件事実の存否が不明に終わった結果、その事実を存在しているものと訴訟上扱うことことができないために、当該要件事実の存在を前提とする法律効果の発生が認められないという不利益又は危険をいう。」（伊藤『要件事実の基礎——裁判官による法的判断の構造』（有斐閣、2000年）71頁）。

18—この点についての詳しい説明は、伊藤編著『要件事実論義』226～253頁参照。

19—こうした考え方に対しては、最近の見解として、神田安明『民法理論の要件事実論への影響——二つのアプローチを巡って』法律論叢79巻6号（2007年）97頁以下による批判があるが、筆者は、本文で述べたように考えているので、同見解にそのまま賛成することはできない。

20—今までの民法学における議論においても、例えば、「第三者の保護要件として、善意のほか、無過失をも要求すると取引の安全を害することになるので、相当ではない。」といった議論がさることには珍しくはないと考えるが、それは、無過失の立証の困難性ということを考慮に入れた議論であるといえる。こうした意味で、從来の民法においても、立証の困難性ということがおよそ考察の範囲外であつたわけではないと見えるので、所有権に基づく返還請求事件、履行遅滞に基づく損害賠償請求事件の規範構造を考えるにあたつてすでに検討した立証の困難性の問題は、民法学の範囲内の問題であるといえるよう思うが、どうであろうか。こうした問題に溝通した拙論としては、伊藤・前掲（注1）「要件事実論と民法」46頁、伊藤達夫「事実認定と実体法」司法研修所論集97号（創立50周年記念特集号）（1997年）1頁以下がある。

21—現在、筆者は、山本敬三教授の今後の見解に注目している。同教授は、民法規範、立証責任、立証の公平、立証の困難などの重要な問題にに関して重大な関心をもち、座談会における発言や著書における説明において、その点について触れておられながら、基本的なところで意見を留保しておられるところとされる（伊藤・前掲（注1）「要件事実論と民法」22頁注30参照）からである。

22—池田真朋編『新しい民法——現代語化的経緯と解説』（有斐閣、2005年）33頁、35頁、38頁〔いすれも吉田徹参事官執筆部分〕は、このことを明言している。

立法がされるに至ったのであるから、所有権に基づく目的物返還請求事件（占有原のことが例外として抗弁となると考えるべきである）、履行遅延に基づく損害賠償請求事件（履行〔厳密には履行の提供〕のあつたことが例外として抗弁となると考えるべきである）における原則・例外（請求原因・抗弁）の配分の具体的仕方が正しいとの根拠に援用できるものではないが、主張立証責任対象事実の配分の仕方を表現する形式としては、原則・例外という規範構造の形式を考えることの正当性の根拠とはなりうるものと考える。

(5) 立証責任を基準として、それと同一の基準で主張責任を決める。両責任は一致する<sup>-23</sup>。

(6) 裁判規範としての民法というものは、上述のように、裁判の場においては要件に該当する具体的な事実が存否不明になることがあるが、その場合にも民法を適用しないで裁判をすることができないので、そうした場合にも民法典の条文を裁判の場で適用できるように構成された民法のことをいい、それ以上の意味をもたない狹義のものである。裁判規範としての民法が、証明のことを考えない民法（小生は、それを行為規範としての民法と呼んでいる）よりも重要であるとか、証明のことを考えない民法は意味がないとかいうようなことでは、決してない（小生は、そうしたことまで一度も述べたことはない）。行為規範としての民法があつてこそ、そこからの解釈として、裁判規範としての民法が構成できるのである<sup>-24</sup>と考えている。この点について私見を誤解して批判する向きもあるようなので、念のため一言しておきたい。

### III 行政訴訟における訴訟物

通常、民事の給付請求（売買代金請求など）事件の訴訟物を「売買代金請求権」といっているのは、一種の略称であつて、正確には、「売買代金請求権の主張」というべきである。裁判によって権利が形成される形成訴訟（典型的には、離婚訴訟）を考えた場合には、このようにいわないと的確な説明ができる。そうした形成訴訟においては、形成要件の主張が訴訟物である<sup>-25</sup>。新旧訴訟物理論の点は別として、これが現在の通説であると考えられる<sup>-26</sup>。

處分の違法一般であると解している（最二小判昭49・7・19民集28巻5号897頁参照）。と述べており、こうした考え方を基本としてよいのではないかろか。ただ、表現の問題としては、上記の説明のように、単に「違法性」（「違法性そのもの」という印象になる）という表現を使用せず、「違法性の主張」という表現を使用したほうが良いと考える（その点を意識した上で、便宜上略称を用いることまでいけないという必要もない）。

そして、原告による「違法性の主張」は裏返せば被告による「違法性の主張」ともある。

なお、行政処分の取消訴訟における訴訟物が、当該処分の違法性一般の主張であるとともに、当該取消訴訟を提起する原告において、どの程度具体的に、当該処分の違法性を指摘する必要があるか、被告において、どの程度、当該処分の違法性のすべてについて主張立証をする必要があるかの問題がある。この点については、今のところ、まったくの一応に過ぎないが、次のように考えている（研究会でのご教示を得て、さらに検討をして、改善をしていきたいと考えている）。

既述のように、行政処分の取消訴訟における訴訟物が当該処分の違法性一般の主張であるとすると、訴えの性質から考えると、原告は、請求原因では、債務不存在確認の訴えの場合と同様に、当該処分が違法であるとして、当該訴訟物を特定すれば足りると考える。そうすると、被告は、債務不存在確認の訴えにおいて被告が当該債務の発生原因を主張立証することになると同様に、当該処分が違法であることの評価根拠事実（要件の性質によっては違法であるとの法的主張で足りるかもしれない）をすべて主張るべきであろう。もっとも、その場合に、そうした被告の主張について原告が争わない点については、争点と

23— そう考える理由については、伊藤達夫「要件事実・事実認定入門（補訂版2刷）」（有斐閣、2008年）50～53頁参照。

24— 民判規範としての民法に対する批判に対する筆者の反論については、伊藤達夫「要件事実論の現状と課題」伊藤滋夫＝難波孝一編『民事要件事実論』第1巻！（青林書院、2005年）15頁以下、伊藤・前掲（注1）「要件事実論と民法」10～11頁各参照。

25— 中野貞一郎ほか「民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕」（有斐閣、2008年）38頁、45頁以下（田和幸教授）、中野貞一郎「民事裁判入門〔第2版補訂版〕」（有斐閣、2005年）96頁以下各参照。

26— 伊藤達夫「民事訴訟法〔第3版・3訂版〕」（有斐閣、2008年）171頁、179頁は「権利関係」や「形成を求める法的地位」そのものを訴訟物といいうような表現を使っている。

はならず、立証の問題は生じない。原告が違法の指摘を先行して行っている場合には、原告が違法であるとの指摘をしていない点は、原告が争わないと考えて、被告は適法であるとの主張を、法的に包括的な形の主張するなど、適宜簡略な形で許されるということになるであろう（しかし、この場合にも、被告は、すべての点について適法性について何らかの形の主張をしなければならないと考える）。

少なくとも、司研『実務的研究』142頁以下にい、いわゆる第一類型の処分については、理論上の構造は以上のようになると考える。

早期の全事情の提出、早期の争点確定という訴訟運営上の観点から、原告が違法性のあるとすると特定の部分を特定する義務があるとの理論は相當なのが、その点についても、すでに述べた点と同様に、それは、行政処分の取消訴訟に特別のことではなく、通常の債務不存在確認の訴えにおいても同様なのであって、債務の発生を争うのか債務の消滅を主張するのかなど、必要な限度で特定の指摘をするべきではないか、ということと共通の性質の問題であると考える（行政処分の取消訴訟において、違法性一般が訴訟物であると考えるとすると、その要請がより強いということになるのである）。

司研『実務的研究』168頁の説明には、明確性を欠き、疑問の点もある。例えば、主要かつ重要な違法要件については、すべて被告が主張立証するべきであるかのようにも読める（同頁第2段、第4段）が、原告が争わない限り、立証の問題は生じないと考えるべきであろう。

以上の違法の指摘の点は要件事実（主張立証責任対象事実）の問題ではないことが重要な点であるが、その点については、司研説も同じである。そして、いかなる意味でも、上記の説明は、主張責任と立証責任との分離を肯定するものではないことを強調しておきたい。

#### IV 行政法における要件事実論

##### 1 要件事実論の観点からみた、行政法における実体法の意味<sup>-27</sup>

- (1) 要件事実論が実体法の問題であることは間違いないが、行政法における実体法とは何かを明確にする必要がある。単に「行政実体法」というと、行政手続を決めた法律はすべて行政実体法ではないことになるおそれがある。言葉

の定義をしておかないと、いたずらに議論が混乱するおそれがある。

(2) 要件事実論の観点から考えて行政実体法というものは、訴訟物である当該「違法性の主張」に影響を与える（取消し・無効原因となる）手続の履践の有無は実体法の問題である。例えば、管轄の規定（行政法12条）、出訴期間の規定遵守（行政法14条）など、当該行政訴訟自体の手続に関する法律は、行政訴訟の手続に関する法律であり、行政実体法ではない。したがって、このような意味での手続に関する法律については要件事実の問題はない。

(3) 行政処分の前提として、ある手続の履践が必要とされ、その履践の欠缺が当該処分の効力に影響を及ぼすときは、要件事実論の観点からは、同処分の効力を判断するための実体法上の問題であると呼ぶのが適切であると考える。行政法の場合には、効力が行政処分という形で問題になると呼ばぶのが適切であるが、民事法でもある手続の履践が実体法上の権利の存続・消滅に影響を及ぼすことがあるが、そうした問題は実体法上の問題であると考えることに疑問はない（もちろん、それは民事訴訟に関する手続法上の問題ではない）。例えば、特定商取引法4条は訪問販売において法律で定められた書面を交付することを要求している。そして同法9条は、同法定書面が交付されてから8日間を経過した時は解除権（クーリングオフの権利）を喪失するとしている。この法定書面の内容がいささかでも法令の定めるところに達していないときは、法定書面を交付しないと解する立場をとるとすれば、厳格な手続の履践がされていることが、実体法上の権利の存続・消滅に影響するのである。

より端的には、行政処分と最も類似していると思われるのが、株主総会決議取消訴訟（会社法831条）などの会社法上の形成訴訟である。その場合の会社法上の遵守すべき手続の履践の欠缺は、決議取消訴訟においては実体法上の問題であると考える。同取消訴訟を審理する民事訴訟法（民事手続法）上の問題ではないことは明らかである。

27-以下の考え方を明確に論じた行政法上の文献を発見することができなかつた。あればご教示をいただきたい。

## 2 行政法における要件事実論についての各説の理解

行政法における要件事実論は、民事法における要件事実論とやや異質とも思われる展開をしながら、各説があるようと思われるが、その各説についての正確な理解が、要件事実論について噛み合った討議をするために必要と考えられる。

各説の紹介は、司研『実務的研究』170～172頁や南博方ほか編『条解行政事件訴訟法〔第3版〕』(弘文堂、2006年) 201～210頁〔春日偉知郎教授筆部〕にある。しかし、前者は、侵害処分・授益処分説を基本とし、これに法律要件事実説や個別具体説の方法論をも取り入れて考えるというが、各説の相互の関係が不明確である。また、後者は、主張立証責任対象事実の決定基準としては不十分な説明に止まっている。また、後者は、民事訴訟における要件事実論と行政訴訟における要件事実論とが、有機的な連携をつけられずに未整理のままや羅列的に述べられているようにも思われる。

## 3 行政訴訟における主張立証責任対象事実の決定基準

行政訴訟における主張立証責任対象事実の決定基準は、すでに述べてきたところから明らかなように、あくまでも制度趣旨であって、立証の困難も処分の性質もすべて、主張立証責任対象事実をどのように決定したら、制度趣旨に合致することになるかという視点から考えるべきであり、またそれで足りる。前記2で述べたように、司法研修所や春日教授の説明には、納得のできないものを感じる。

条文の形式は、それが立証責任の所在を明らかにした民法現代化法(平成16年法律第147号)のようなものを見き、主張立証責任対象事実の決定基準として決定的な意味をもたない<sup>28</sup>。消費者契約法9条1号の条文の形式(「……無効とする。」)にかかわらず、消費者のほうで無効原因である平均的損害額を超えることについて主張立証責任があるのでなく、平均的損害額を超えないから有効であることにについて事業者に主張立証責任があると解するとも十分に可能であると考えるべきである<sup>29</sup>。最判平18・11・27(いわゆる学納金返還請求訴訟事件)の判示には疑問もあり、同判決は、学納金返還請求訴訟のような訴訟事件に限定して考へることが望ましい。

行政法における要件事実論は、民事法における要件事実論とやや異質とも思われる展開を示しながら、各説があるようと思われるが、その各説についての正確な理解が、要件事実論について噛み合った討議をするために必要と考えられる。

各説の紹介は、司研『実務的研究』170～172頁や南博方ほか編『条解行政事件訴訟法〔第3版〕』(弘文堂、2006年) 201～210頁〔春日偉知郎教授筆部〕にある。しかしながら、各説があるようと思われるが、その各説についての正確な理解が、要件事実論について噛み合った討議をするために必要と考えられる。

行政訴訟の取消訴訟で、同処分を課す行政処分である場合には、原告は、請求原因として、当該処分を特定して、それが違法であることを指摘すれば足り、被告は、抗弁で、同処分の適法性の要件事実の具備を具体的的事実で主張立証するべきである（このときは、訴訟物の表現としては、「訴訟物は適法性の主張である」というのが馴染みやすい感じがするが、それは、あくまで感じだけの問題であると考える）。このような場合が、侵害処分が問題となる場合を考える。

行政処分の取消訴訟で、同処分が、国民として一般人が有する利益に比べて、特別の利益を原告に付与することを原告が求めたのに対して、原告には当該特別の利益を受ける要件事実が具備されていないとして、これを拒絶した行政処分であるときは、原告は、請求原因として、当該特別の利益を受けるための原則的要件事実を主張立証するべきであり、被告は、抗弁として、当該処分を受けることができない例外的要件事実を主張立証するべきである<sup>30</sup>（このときは、「訴訟物は違法性の主張である」というのが馴染みやすい感じがするが、それは、あくまで感じだけの問題である）。

したがって、私は、侵害処分・授益処分説といわれれる説であることをもとより、小生は、上述した二つの異なる性質の処分の判断が容易であると考えているわけではない。しかし、当該処分が上記処分のいずれに属するかを考えるべきかの判断は、関係する各法規の制度趣旨を総合勘案することによって、困難ではあっても、不可能ではないと考えている。

侵害処分・授益処分説をとつた場合において、具体的要件事実の決定をするにあたっては、次のようなことに留意するべきである。例えば、侵害処分の性

28—その興味ある裁判例としては、地義のものではあるが、森林法34条5項の主張立証責任対象事実について判示した宮崎地判平6・5・30判タ875号102頁以下(特に、108頁の判示)がある。

29—消費者法要件事実研究会の議事要旨・報告要旨(法科大学院要件事実教育研究所報第6号(2008年)63頁以下、92頁以下)各参照。

30—こうした考え方を理解するためには、要件事実論における原則・例外の考え方、ひいては、いわゆるオープン理論という考え方を理解することが重要である。こうした点については、伊藤編著『要件事実講義』227頁、229頁、241頁以下、253頁以下各参照。

質を有する行政処分であるからといって、原告において、原告において、原告にはならないのではないか。例えば、飲食店業の許可を申請する場合に、都道府県の許可が必要であるが、これは、本来営業の自由という点から考えれば、受益処分ではない（同申請に対する不許可処分は侵害処分である<sup>31</sup>）。しかし、飲食店営業という、人の健康に関する飲食の提供という業務の性質からすると、申請者が原告として、当該不許可処分の取消しを求めるときは、まず申請者において、都道府県の定める公衆衛生上必要とされる基準に合致すること（基本的な衛生設備の具備があつたこと—その具体的程度は問題でない）について、主張立証責任を負う。不許可処分があつた場合において、不許可処分をした都道府県知事（被告）は、それにもかかわらず、衛生上好ましくない状態（例えば、水道管の腐食など）があることについて、主張立証責任がある<sup>32</sup>、と考えるべきではなかろうか。「基本的な衛生設備がないこと」まで、許否を決める都道府県知事が、基本的な衛生設備が具備されていないかどうかわからぬ（同設備が具備されているかどうかわからぬと同じである）場合にも、営業の許可をしなければならないと考えるのは、相当でないよう思う。詳しくは、政令を含む、食品衛生法51条、52条などの検討をした上でないと、断定はできないが、考え方の問題としては、上記のようになるのであるまいが。

それは、この場合には、まったく的一般国民という出発点ではなく、一定の基準を備えた者という出発点から考えるべきであると思う。侵害処分についていた前記の説明において、小生が、「同処分が、原告が国民として本来有している権利を制限し義務を課する行政処分である場合」と述べたのも、こうしたことを考えているからなのである。通常は、国民であるかが問題になることはなく、国民であることをまず原告が立証するという形で意識されることはない。本件は、上述したような意味で、その点が異なるということになると考えるわけである。

31—判研『実務的研究』173頁も同旨。ただし、司研は、同頁で「侵害処分であり、行政庁において、主張立証責任を負うことになる」と述べるのみであり、あたかも、行政庁がすべての事実に主張立証責任を負うかのような印象を受ける。

32—こうした考え方を理解するためにには、前掲（注30）において言及した要件事実論における「原則・例外」の考え方を考える必要がある。

## 行政の環境配慮義務と要件事実

北村喜宣

### 〈報告の趣旨〉

原告適格拡大につながる行政事件訴訟法2004年改正は、第三者訴訟としての環境行政訴訟に「本案審理の時代」の到来をもたらした。しかし、処分の根拠法には、必ずしも環境配慮条項が規定されていない。そこで、環境保全の観点からは、環境配慮義務を確定して裁量統制をする解釈論が必要になる。ところが、従来は、原告適格拡大論に議論が集中していったために、充分な検討がされていない。本報告では、主として、環境配慮に關する明文規定をくつ法律に基づく処分にあたって、環境配慮義務をいかに導出するかを検討し、環境配慮義務と要件事実との関係を考える。

### I 「本案審理の時代」における理論的可能性

1 「環境配慮」と法的根拠

環境に影響を与える事業に対する許認可が抗告訴訟で争われる場合、従来は、原告適格の厚い壁が存在していた。このため、行政の裁量判断において環境配慮をする必要があるのか、あるとして適切な環境配慮がされたのかにまで司法審査が及ぶことは少なかった。第三者訴訟における原告適格拡大を企図する2004年の行政事件訴訟法改正は、この状況を大きく変える。第三者にとっての侵害処分を争う環境行政訴訟において、「本案審査の時代」がようやく到来した<sup>1</sup>。

1—行政事件訴訟法改正が環境行政訴訟に与える影響については、主として、原告適格と処分性という訴訟要件について議論されており、本案審査への影響については、まだ十分な認識がもたれていないようと思われる。橋本博之「原告適格論と仕組み解釈」自治研究84巻6号（2008年）77頁以下、94頁も参照。

3 むすびに  
昨年1月16日、伊藤先生から環境法要件事実研究会に関するメールを頂戴してから本研究会が終了するまでのこの1年余り、伊藤先生の真摯かつ旺盛な研究意欲と、驚くべき行動力に圧倒され続けたことを正直に告白し、併せてこのような機会を与えてくださった伊藤先生に心からの感謝を申し上げて、結びに代えさせていただきます。

### 研究会に参加して

## 行政訴訟における要件事実論・覚書

米田雅宏

### 1 はじめに

本稿は、「環境法要件事実研究会」（以下、本研究会といふ）に参加したのを受けて、「行政訴訟における要件事実論」をめぐる二、三の論点を今後の研究のための覚書として書き留めるものである<sup>1</sup>。本研究会は、環境法を主題とするため民事訴訟の領域も議論の対象となっているが、本稿では差し当たり行政訴訟（とりわけ取消訴訟）の領域に限定して論ずることとしたい。

### 2 行政訴訟における要件事実論

要件事実論は行政法学説において未だ十分に認知されていないといつてよい。要件事実とは「法律効果を生じるために必要な実体法の要件に該当する具体的な事実」であつて、「民事訴訟において主張立証責任の対象となる事実」を意味すると説明されていることから、要件事実論は、主張立証責任対象事実を決定すること（証明責任の分配）をその基本的な機能とみているといえるだらう<sup>2</sup>。しかし、行政訴訟において要件事実論を展開する場合、少なくともその前提として、以下に述べる点に留意する必要があるようと思われる。

1—筆者は要件事実論に明るくないゆえ、本稿には思われ誤解や理解不足が含まれているおそれがあるが、それらはすべて今後の研究課題として受け止めたい。執筆の機会を与えてくださった伊藤滋夫教授には、この場をお借りして心より御礼申し上げたい。なお、本稿で触れている名ハナリスト・参加者による報告・発言の詳細については、本書に掲載されている記述を参照されたい。

2—参照、伊藤滋夫「要件事実論と基礎法学の協働・序説」法學セミナー639号（2008年）9頁。さらに包括的に「要件事実」というものが法律的にどのような性質のものであるかを明確に理解して、これを意識した上、その上に立って民法の内容・構造や民事訴訟の論理・判断の構造を考える理論」とも説明される。伊藤滋夫「要件事実の基礎——裁判官による法的判断の構造」（有斐閣、2000年）14頁。

### (1) 客観的証明責任から主観的証明責任へ

一般に行政訴訟の審理は、その基本的な理念として職権主義を採用し、可能な限り真偽不明とならないような審理手続を予定していることから、証明責任を語る意義は比較的小さいといえる<sup>3</sup>。裁判の基礎となる資料の収集についての機能および責任を当事者のみならず裁判所にも認める職権証拠調べの規定（行訴法 24 条）は、職権主義を示す制度の一つであるが、これは、行政訴訟が国民の権利保護のみならず行政の法律適合性の確保をその目的としているゆえ、相対的に実体的真実の探究が求められていることに由来する<sup>4</sup>。もちろん、同規定は弁論主義の考え方を踏まえており、また職権（探知）主義であっても現実に真偽不明に陥ることには避けられず、その限りにおいて証明責任は問題にならうが、しかしそのことは行政訴訟の上記特質からみれば二次的な問題であり、決して行政訴訟固有の性格を見失うことを見失すことではない。

このようにみたとき、行政訴訟では相対的に「証明責任の役割が始まる前の自由心証のはたらき」に注目する必要性が出てこよう。そもそも（客観的）証明責任は、真偽不明に陥った場合の裁判の規準を定めるものであるが、その事前の作用として、訴訟の審理過程における当事者および裁判所の行動を規律する行為規準としても働く。例えば、原告に証明責任がある場合、原告には裁判官が確信を抱く程度までの立証（本証）が要求される一方、被告の立証活動はその確信を搖るが程度の立証（反証）で足りるとされるようになり、立証活動の指針に反映するし、また裁判官がその事実について確信に近づけば、そのままでは審理の打ち切りとなることを予告して被告に立証を促すなど裁判官の訴訟指揮の指針にも投影される<sup>5</sup>。民訴法學説はこのような観点から、係争事実の存否を不利益に判断される危険を避けるための、審理過程における立証の必要性をいち早く主題化し、これを特に主観的証明責任（抽象的証拠提出責任）と呼んで客観的証明責任の審理過程への働きかけを考察している<sup>6</sup>。そしてさらによく主観的証明責任（現実の立証の必要性）の重要性を指摘するものとして、実務公法学会編『現実行政訴訟法講義』（民事法研究会、2007 年）170 頁以下（滝口弘光）。

偏在を調整するためにには、条文で一律に定められる大雑把な客観的証明責任では対応切れないという問題認識があるといいう<sup>7</sup>。なるほど、行政訴訟において從来特に問題とされてきたのは、行政主体と私人との間に当初から存在する証拠の偏在であり、これを個々の立証活動の過程でどのように適正化させるかであった。このように考えると行政訴訟においてこそ、やや觀念的な争いに終始している感のある証明責任の分配基準よりも<sup>8</sup>、証拠提出責任による当事者の行為にヨリ一層目を向ける必要性があることを押さえておかなければならぬ<sup>9</sup>。さればすなわち「原告と被告との相互の主張立証活動の中で真実がない」<sup>10</sup>。これにはすなわち「審理過程」を行訴法理論において正面か解明されていくというダイナミックな審理過程」を行訴法理論において正面から位置づけることにはかならない<sup>11</sup>。すでに民訴法學説は「審理過程の規律原理の解説」にその問題関心を移してきているが<sup>12</sup>、行政法學説はこの点一部の実務家を除いて——十分意を払つてこなかつたようと思われる<sup>13</sup>。

3—参照、藤田宙靖「第四版行政法 I」（総論）〔改訂版〕（青林書院、2005 年）446 頁。

4—以上、雄川一郎「行政争訟法」（有斐閣、1957 年）153 頁、210 頁以下の説明に基づく。

5—新堂幸司「新民事訴訟法」〔第 4 版〕（弘文堂、2008 年）533 頁。

6—新堂・前掲（注 5）533 頁。

7—小林秀之「新訴訟法」〔第 2 版〕（弘文堂、2003 年）173 頁。

8—詳しくは、松本博之「証明責任の意義と作用」青山善充=伊藤眞輔「民事訴訟法の争点」〔第 3 版〕（有斐閣、1998 年）205 頁以下を参照。

9—参照、小林・前掲（注 7）174 頁。

10—教科書レベルにおいて未だ証明責任の分配基準が整然とカタゴリカルに論じられているのは、訴訟審理における証明責任論の意義・機能から論する民訴法學説との大きな断絶を示すといえよう。もとも以上のことは、証明責任の分配基準を論ずることを決して整視するものではない。分配基準をめぐる各学説については、参照、南博方=高橋滋編「条解行政事件訴訟法」〔第 3 版〕（弘文堂、2006 年）201 頁以下（春日伸知郎）。

11—同じく主観的証明責任（現実の立証の必要性）の重要性を指摘するものとして、実務公法学会編『現実行政訴訟法講義』（民事法研究会、2007 年）138 頁以下（特に山本和彦発言・伊藤眞發言）。12—伊藤眞ほか「民訴法の論争」（有斐閣、2007 年）124 頁（曾和俊文）。その意味において、民訴法學説においても共有していく必要があるう。

13—伊藤眞ほか「法律を誠実に執行する任務」（憲法 73 条 1 号）を導きの糸として、「事案について一覧表」、「法律を誠実に執行する任務」概念を提示し、行政過程では「立証責任」よりも「調査検討それ自体の定期的調査検討をする責任」概念を提示する。簿井一哉「申請手続過程と法」（法部法ほか編「行政法責任」）の所在が重視されることを指摘する、簿井一哉「申請手続過程と法」（申請手続過程と法）（新構想 II）（有斐閣、2008 年）278 頁、284 頁以下は、行政訴訟の審理過程において行政の調査検討義務（並びにその程度）が果たす役割を検討する上で興味深い。

14—なお、近時「法律を誠実に執行する任務」概念を提示し、行政過程では「立証責任」よりも「調査検討それ自体の定期的調査検討をする責任」概念を提示する。簿井一哉「申請手続過程と法」（法部法ほか編「行政法責任」）の所在が重視されることを指摘する、簿井一哉「申請手続過程と法」（申請手続過程と法）（新構想 II）（有斐閣、2008 年）278 頁、284 頁以下は、行政訴訟の審理過程において行政の調査検討義務（並びにその程度）が果たす役割を検討する上で興味深い。

事実、実際の行政訴訟では主張立証責任の帰属に必ずしもこだわらない運用がされることが多いという。例えば谷口豊判事は、裁量処分の逸脱濫用における主張立証責任は原告が負うとする一般的見解を紹介しつつも、「現在では、行政手には裁量責任は原告が負うとする」と述べ、伊方原発訴訟の在り方にについて合理的な事実について主張立証をするべきとの前提から、その合理性の基礎となる具体的な義務があるとの考え方をも通説的なものとなっているように思われる」と述べ、伊方原発訴訟判決<sup>15</sup>を挙げた上で、さらに「都市計画決定の違法が主張される訴訟の実務では、まずは都市計画決定の違法を主張する側である原告が、行政手の裁量権の逸脱と濫用であるとする所以となつている具体的な事項を肯定し、それに関する事実を主張し、これに対して、被告となる行政手は、原告が争点として指摘した具体的な事項を含む全体について、都市計画決定の合理性を基礎づける事実を主張するのが通常である」としている<sup>16</sup>。本研究会でも、「主張、立証責任は、本来、原告が負うべきもの」とした伊方原発訴訟判決は主張立証責任の所在について述べたものと読むのではなく、単に争点形成のための「違法性の指摘」と読み替えるべき旨、主張されている〔議事要旨〕伊藤発言<sup>17</sup>。いざにせよ、少なくとも実務では主張立証責任の帰属にこだわらず事案に応じた合理的な——あるいはad hocな<sup>18</sup>——訴訟指揮<sup>19</sup>・主張立証が行われているといえよう<sup>20</sup>。

問題は、このような審理手続を（行政）訴訟法理論上どのように位置づけるかである<sup>21</sup>。「実質上」行政手に主張立証責任を負わせること（あるいは、証明責任を負わない行政手に事実おおよび証拠の提出義務を課すこと）に関するいえば、現時点では、訴訟を誠実に進行する義務（民訴法2条）から説明しようとするもの、ある特定の状況の下で事案解明義務なるものを観念して説明しようとするもの<sup>22</sup>、あるいは行政訴訟の特質を踏まえ、説明責任という一般原則から説明しようとするもの<sup>23</sup>などがある。これらは、証拠資料の充実という点で、行政の法律適合性確保に寄与する職権主義的理念が弁論主義を介して現れるものとの見方もできるが<sup>24</sup>、いずれにせよ、行政訴訟の特質を踏まえ、審理過程における訴訟当事者の行為責任を——争点形成レベルと主張立証レベルの違いにも留意しつつ<sup>25</sup>——明らかにしていくことが必要であろう。

## (2) 攻撃防衛体系を通じた「裁判における法的判断の構造」の可視化

15—最判平4・10・29民集46巻7号1174頁。

16—谷口豊「裁量行為の審査方法」藤山雅行編『新・裁判実務大系25 行政争訟』（青林書院、2004年）241頁以下。「具体的事項」（原告）の主張と「全體」（被告）の主張の対比は、交告報告でも示されている。

17—小早川光郎「行政法講義下II」（弘文堂、2005年）179頁、201頁は、該判決は「主張立証の必要」の問題として原告の主張立証負担の墮落を図るものと位置づけている。

18—「研究会／現代行政訴訟の検討課題」（ジャーリスト95号（1989年）84頁）〔鈴木康太判事発言〕：「難しい（法律一筆者註）要件ですと、審理しているときに、裁判官はその場でどちらに立証責任があるかすぐには判断がつかないときもあります。とりあえずは、分からなければ、両方に十分に弁論するようにと言つて審理を進めるという場合もあるのです。もっとも、ほとんどの要件は、審理を終わるまでには、乖離をする合議体の3人の裁判官の考えがまとまっています!」。

19—行政訴訟における訴訟指導の重要性については、位野木益雄ほか「行政事件訴訟の新理をめぐる実務上の諸問題（研究会4）判例タイムズ16巻5号（1965年）55頁以下も参照。

20—また実務では、裁量処分につき、被告が処分の適法性に関する主張立証を行った後は、原告がその後の内容に限りがあることを主張立証していくのが通常であり、原告が裁量権の逸脱、濫用について完全な立証をするまでは被告において積極的な反論反証はないなどといった都通りがされることがあります<sup>26</sup>。参考、中川文久ほか編『公法系訴訟実務の基礎』（弘文堂、2008年）360頁以下。

21—このような審理形態を訴訟法理論としても正面から位置づける必要性を唱えるものとして、宇賀克也ほか編「対話で学ぶ行政法——行政法と隣接分野との対話」（有斐閣、2003年）168頁〔山本和彦発言〕。

22—参照、竹下守夫「伊方原発最高裁判決と事案解明義務」木川統一郎博士古稀祝賀論集刊行委員会編「民事裁判の充実と促進（中）」（判例タイムズ社、1994年）1頁以下、善日隼知郎「事案解明義務——伊方原発訴訟上告審判決」伊藤真一加藤新太郎編〔ジャーリスト増刊「裁判から学ぶ」民事実証定〕（有斐閣、2006年）96頁以下。なお事案解明義務論の射程をめぐり、伊方原発訴訟は具体的な状況に關わる事案解明義務の適用例ではなく「事実關係の型（つまり原告訴訟という型）によって定型的に主張立証責任を実質上行政手に転換したもの、との指摘（「證事要旨」伊藤発言）が注目される。他方、これを訴訟法上事案解明義務と位置づけるものの、この義務は憲法上市民に対する行政機關の一般的義務（説明義務）に由来する、と説明する見解もある（山本隆司「日本における裁量論の変容」判例時報1933号（2006年）17頁）。

23—北村和生「行政訴訟における行政の説明責任」鶴田力ほか編『行政法の新構想III』（有斐閣、2008年）94頁以下は、山本・前掲（注22）17頁と同様、事案解明義務は説明責任を具体化したものと位置づけるものの、民訴法上同義務成立の要件とされている「証據からの距離」は、多くのケースで開闢施限を有する行政においては重要な要素とならない、とする。

24—例えば、「訴訟における行政の説明責任」の論述としてしばしば引用される、小早川光郎「調査・処分・証明——取消訴訟における証明責任問題の一考察」成田耕明ほか編『行政法の諸問題（中）』雄川一郎先生献呈論集」（有斐閣、1990年）269頁では、行政に関する立法の趣旨の的確な実現に努める任務は、行政手のみならず裁判所も負う、とされていたことに注意すべきである。

25—山村恒年「行政過程と行政訴訟」（青山社、1955年）230頁は、争点の特徴の主張責任は区別すべきとする。藤山雅行「行政訴訟の審理のあり方と立証責任」藤山雅行編『新・裁判実務大系25 行政争訟』（青林書院、2004年）297頁以下も参照。

要件事実論の射程は、証明責任の分配やその審理過程への働きかけにのみ及ぶものではない。要件事実論は、複数の要件事実が訴訟物との関係で訴訟当事者の攻撃防御方法として相互にどのような意味をもつているかを考え、各攻撃防御方法の体系的位置づけを行うことによって、裁判における合理的な法的判断の構造を明らかにするものもある<sup>-26</sup>。したがって、いずれの当事者がいかなる主要事実について主張立証責任を負うかという観点から請求原因・抗弁・再抗弁等を区別する作業は、「本案審理の時代」(北村報告)に入った行政訴訟において今後ますます注目されよう(本研究会の主たる議論もこの点にあつたといつてよい。越智報告、参照)<sup>-27</sup>。

もつとも取消訴訟の訴訟物が、問題とされている行政処分の違法性一般であると考えられており<sup>-28</sup>、また行政処分については通常その根拠法令に処分要件が明示されていることから、あえて主張立証対象事実とは何かについてこれまで論じられるようなことはなかつたといつてよい<sup>-29</sup>。しかし、主張立証対象事実が必ずしも根拠法令から明らかとならないケースもあり、原子炉等規制法24条1項4号「災害の防止上支障がないもの」といった評価的要件などはその典型例といえるだろう(交告報告、参照)。主張立証対象事実を具体的に示す作業が特に要請されるのは、森林法10条の2第2項1号が規定する「おそれ」規定(予測的因果関係)のように、行政処分の行使にあたつて行政庁に一定の予測が求められているケースである(河村報告、参照)。かつて筆者は、「おそれ」規定に代表される危険概念(解釈命題は「損害発生の蓋然性」)の解釈方法について論じたことがある。それは、事実に関する論理的推論(帰納的推論)という手法を用いるものであり、事実の選択方法、選択時点、結論の導き方(推論方法)に一定の準則を与えることによつて客観的な認定方法を獲得しようとするものであった<sup>-30</sup>。そのポイントは、行政庁が損害発生の蓋然性を認定する際、決定可能な最終時点(措置を講ずることによって損害を回避しうるぎりぎりの時点)において、無視をしても結論を左右することのない事実を除くすべての事実を漏らすことなく判断(推論)の基礎に取り入れているか否かにある<sup>-31</sup>。河村報告は、前記「おそれ」規定を基礎づける事実を、①到達の因果関係(開発による土砂の住宅地への到達可能性)、②発現の因果関係(到達した土砂による被害発生の可能性)の各連鎖を基礎づける事実と捉えた上で

で原告・被告の主張立証対象事実(評価根拠事実・評価障害事実)を詳細に示すものであったが<sup>-32</sup>、これを行政庁の判断の推論過程審査として再構成するならば(①に含まれる、土砂の崩壊可能性の有無についていえば)「本件開発区域の表土層の土壤が、表層崩壊を起こしやすいといった特殊性を有している」ことを推論の基礎となる事実に取り入れていたか否か(「表土層の土壤」の性格を最も

26—伊藤滋夫「要件事実・事実認定入門——裁判官の判断の仕方を考える〔補訂版〕」(有斐閣、2005年)187頁以下。

27—要件事実論を「訴訟進行を表出できる証明責任論」と位置づけるものとして、王天華「行政裁量の觀念と取消訴訟の構造(五・完)」(國家学会雑誌120巻7=8号)(2007年)50頁以下。王・前掲67頁は「要件事実論の視点から見れば、〈一般的な証明責任分配の指導理念を考慮せず、弁護法的過程とはいえない裁量処分取消訴訟のあり方を志向する〉“原告説”(裁量処分の違法事由の證明責任は原告にあるとする説—筆者註)は、裁判官を認識論的な誤りに陥らせる危險性をもつものとなる」と警告し、裁量処分取消訴訟に要件事実論の根柢を導入する必要性を説く。

28—司法研修所編「改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」(法曹会、2000年)142頁。

29—藤山雅行「行政事件と要件事実」(伊藤滋夫=長秀之編『民事要件事実論Ⅱ』(青林書院、2005年)320頁以下。

30—ちなみに、「おそれ」を認定するにあたつて損害が発生する正確な確率などは重要ではない。重要なのは、損害発生の条件を形成する前段事実から損害発生という結論が論理的に(あるいは合理的に)導かれるか否か(結論が確認された諸事実によって確証されると度合いが高いか否か)である。その限りにおいて評価的要素を含んだものである。法的三段論法における論理的推論(主張の論述から結論に至る過程)は蓋然的な平穎感覚に裏打ちされた整合性が要請される旨、山田八千子「要件事実論と法哲学」法学セミナー639号(2008年)29頁。

31—これは、「最大の明細性の要件」を充足しているかどうかの審査に觸れる。詳細は、拙稿「危険概念の解釈方法——損害発生の蓋然性と帰納的推論(一)～(四・完)」(自治研究83巻8号95頁以下、10号87頁以下、11号(以上、2007年)118頁以下、84巻1号(2008年)103頁以下)を参照。なお、「おそれ」は從来、比較的裁量論の中で論じられてきたが、判断過程のあり方次第では斟酌が否定されることもありうる。「讓事要旨」の筆者の発言では、事物の特性によつては行政庁にその判断を委ねることがある旨述べているが、このような説明に問題がないわけではない。確かに許可基準が合理的な審査基準などで明記されている場合には、その審査基準の適合性の有無を審査すればよいといふことから裁量を認めるとするというのではなく、裁判所が考慮すべき事実を選定し行政庁の判断過程を厳密にチェックすることができる(例えばドイツでは「危険(おそれ)」は裁量問題ではなく法律問題と理解されている)。ただし、その場合でも「事物の特性」から取り上げるべき事実の選定なし法適用(包摂)のレベルで、ある程度の数量的要素が混入することはやはり否めず、その限りにおいて行政庁の判断の余地は認められるだろう。発言内容につきここで補足しておきたい。

32—因果関係の構造をペイジアンネットワークを用いて精緻に解明する河村報告は、筆者にとって非常に参考となるものであった。

大限詳細に記述していたか否か、つまり帰納的推論が正しく行われていたか否か)が原告・被告の対立点であると整理することは、立証活動・訴訟指揮の指針として紛争の適正迅速な解決に寄与するのみならず、裁判における合理的な判断の構造を明らかにし、行政庁の決定並びに判決に対する批判的根拠を得ることも可能にする。従来、行政庁が行う予測を基礎づける個々の事実(並びにその相互関係)について必ずしも意識的に論じられることがなかつたが、行政庁の透明な判断構造を裁判過程の中で検証しこれを可視化させしていくためにも、このような作業は有益であろう<sup>34</sup>。土地取用法20条3項「土地の適正且つ合理的な利用」という評価的要件に関して、日光太郎控訴審判決<sup>35</sup>は裁量統制基準として考慮事項を示したものであるが、要件事実論はこれを攻撃防衛体系の側から明らかにしようとする試みと位置づけることができる。統制密度に関して多様なバリエーションをもつ裁量過程統制論を、この観角からさらに精緻化させることが期待できよう。

もっともこの点、藤山雅行判事が「裁量権行使の内容をなす裁量判断の対象は、……具体的事実の有無に関するものではなく、一定の事実関係を前提とする法的価値判断であり、「その適否自体は法的な評価であつて要件事実ではないから立証の対象にもならない」ゆえ、「裁量処分取消訴訟の審理においては、通常の民事訴訟とは異なり、要件事実はその指標とならず、裁判所が、当該事案ごとに審査の根拠法規の趣旨目的や当該事案の性質を基に健全な社会通念に照らして審理の対象となる事項を画す必要がある」る<sup>36</sup>、と述べている点が注目される。

これは、裁量判断が法的評価であることを強調しつつ裁判官の訴訟指揮の重要な性を指摘する、説得的な見解ではあるが、「要件事実は審理の指標とならない」と言い切ることについてはなお検討を要しよう。確かに裁量処分は、事実関係の存否のみに還元されることのない法的な評価であるため、「総合した事実関係の下で」<sup>37</sup>(傍点一筆者)法規を適用することは十分可能である(その意味において証明責任は問題とならない)。しかし、評価的要件といつても事実性の強いものから弱いものまで多種多様である「おそれ」と「土地の適正且つ合理的な利用」とではこれを基礎づける事実の「評価」の幅は大きく異なるであるう<sup>38</sup>。

裁量処分取消訴訟の審理過程を透明化し裁量統制を確実に及ぼしていく観点からすれば、訴訟指揮を執る裁判官の「法律家としての総合的な力量」<sup>39</sup>に頼る前に、訴訟当事者の行為を規律しつつ事実に基づくられた攻撃防衛体系を丹念に示していくことも重要といえるのではないだろうか。裁判権行使の適否を基礎づける事実を画する上で必要なのは、裁判官の「健全な社会通念」といった曖昧な基準ではない。そうではなく、〈諸事実を総合的に勘案する評価的要件の判断過程を構造化〉<sup>40</sup>した上で、〈その判断構造を組成する諸因子を分析し、さらにこれを相関的に評価することを可能とする〉<sup>41</sup>ような審理手続<sup>41</sup>-41

33-なお、攻撃防衛体系からみた該当事実の主張立証活動は、裁判実務の現実の姿を表出したものであり、いわば法規範の「発見の文脈」(裁判官の心証の形成過程)に属するが、これを推論過程検査からみると、この問題は行政庁の判断過程の合理性を検証するものであり、行政決定の「正当化的文脈」に属する。両者は文脈を異なるものの、相互に関連し合うといえるだろう。なお、中村治朗「裁判の客觀性をめぐって」(有斐閣、1970年)77頁以下も参照。

34-因果関係を評価的要件として捉えることにより争点が明確になる旨、河村報告参照。もっとも、どのような基準に基づいて評価根拠事実と評価障害事実に振り分けるかは、なお検討をする問題である(議事要旨)秦原発言、越智發言参照)。事実の二分割によって、恣意的な要件事実=主要事実の細分化が行われる危険性につき、松本博之「要件事実論と法教育(2)」自由と正義55巻1号(2004年)68頁以下。さらに関連して、これらの事実はしばしば法規から事前に明らかとなる(いゆえ(審理過程で餘々に明らかとなる)、予測可能性の欠如という点で当事者の攻撃防衛活動に対する影響も考えなければならない。

35-東京高判昭48・7・13 案時710号23頁。

36-藤山・前掲(注29)331頁以下。

37-藤山・前掲(注29)334頁。

38-例えば「おそれ」に関するいえば、評価の基礎となる事実すべては、基本的に損害発生にプラスに作用するかマイナスに作用するかという観点から取捨選択されるため、事実認定の側面が強く評価の余地は限定的である。

39-藤山・前掲(注29)338頁。

40-拙稿・前掲(注31)は、その一つの試みであった。

41-小澤太郎「民法の行方」(専事法務、2008年)71頁以下。一般条項(評価的要件)の判断に関する審理手続に関してではあるが、同書80頁50で示されている次の記述は大変興味深い。「一般条項の該当事性的判断過程が標準化されているなら、①手続の初期段階では、法規から導かれるその判断構造の組成因子を手がかりに構成されおまかかな事実を当面の審理の目標とし、②手続の進行途上では、事実関係の解明・裁判官と当事者との法的対話によって徐々に具体的な要件事実が裁判所にも当事者にも明らかになり、さらにに判断構造を組成する諸因子間のバランスについて裁判所・当事者間の緩やかな共通認識が形成されるなら、当事者は容易に争点を把握して攻撃防衛活動をすすめることができる。③手續の最終段階では、判決の基礎とすべき事実関係が明らかになり、一般条項の判断構造に即した総合判断が行われる。」本書は、本稿との関連で多くの示唆を与える。

である。この問題は、紙面の関係上これ以上触ることはできないが、裁量処分取消訴訟における審理過程を考える上で、非常に重要な論点であると思われる。

### 3 おわりに

1989年、ジュリスト925号の誌上で行われた「行政事件訴訟法施行25年をふりかえって」と題する座談会で、園部逸夫教授（当時）は次のように発言している。

「……民商法の場合は、もともと規範が裁判規範として出来上がっていますから、要件事実論がいくらでも学者も協力できる形で、発展できるのです。ところが、行政法の場合は、まず規定から見て、どちらに立証責任あるいは主張責任があるかということは、規定の上からはなかなか出てこない。……ですから、どうしても行政訴訟の場合は、裁判官の運用によって、法庭でそういう分配を決めていかなければならない。理論面ではなく運用面での分配といふものを考えなければならないと思うのです。ただ、そうしますと、法庭でどちらが主張するのがベターであるかという政策的な責任論と、そうではなくて判決を最終的に動かす、本当の意味の証明責任論というのは、やっぱり違うのだろうと思うのです。……これは相當余裕と力とできれば実務経験のある人が、一つひとつ重要な判断を概念に分析する判決分析学に取り組めば、行政訴訟の証明責任論は、理論的にはかなり進歩すると思います。ただ、これがどこまで実務に役に立つかはもう少し先の問題です。いますぐ役に立つとは思わないけれど、やっぱり行政法の対象としての重要性は十分あると思うのです」<sup>42</sup>（傍点一筆者）。

あれからちょうど20年。行政訴訟における、「裁判官の運用による分配」、「政策的な責任論」、「本当の意味の証明責任論」の訴訟法的位置づけの解説はなお道半ばである。本研究会への参加は、その取り組みへの契機となるものであつた。行訴法改正による訴訟要件の緩和に伴いその検討の場がようやく整いつつある今、この解決のヒントを与えてくれる「要件事実論」の役割は決して小さなものではないだろう。

1932年 名古屋市生まれ  
1954年 名古屋大学法学部卒業  
1961年 米国ハーバード・ロー・スクール（マスターコース）卒業（LL.M.）  
1994年 博士（法学）名城大学

1954年 司法修習生  
1956年 東京地・家裁判事補  
1956年 東京地裁判事  
1966年 東京高裁部総括判事を最後に裁判官を依頼退官  
1995年 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
2004年 創価大学法科大学院要件事実教育研究所所長  
2004年～現在 法科大学院要件事実教育研究所教授  
2007年～現在 創価大学法科大学院客員教授

主要著作  
『要件事実認定の基礎 裁判官による事実判断の構造』（有斐閣、1996年）  
『要件事実の基礎 裁判官による法的判断の構造』（有斐閣、2000年）  
『要件事実・裁判官の判断 第2版』（共編著、有斐閣、2005年）  
『要件事実・要件事実・裁判官の判断の仕方を考える 補訂版第2刷（補訂）』（有斐閣、2008年）  
『基礎法學と実定法學の協働』（法曹養成実務入門講座別巻）（編、佃山社、2005年）  
『要件事実講義』（編著、商事法務、2008年）  
『民事要件事実講座』（第1巻から第5巻）（総括編集、青林書院、2005～2008年）

かんきょうほうの ようじてんじじじ  
環境法の要件事実 [法科大学院要件事実教育研究所報第7号]

2009年3月31日 第1版第1刷発行

編 者——伊藤滋夫（法科大学院要件事実教育研究所長）  
発行者——黒田航正  
発行所——株式会社日本評論社  
〒170-8974 東京都豊島区南大塚3-12-4  
電話 03-3987-8521（販売） 3987-8592（編集）  
FAX 03-3987-8550（販売） 3987-8596（編集）  
振替 00100-3-16  
印 刷——精文堂印刷  
印 制 本——精光堂

### 第五条（国の安全等に関する情報）

二 公にするににより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることがあります相当の理由がある情報

#### 【趣旨】

本号は、国の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

#### 【解説】

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本法においてこれららの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、公にするににより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることがあります相当の理由がある情報を不開示情報とするとした。

#### 一 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることがなく平和で平穏

な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

#### 二 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各國の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にするににより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

### 三 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

「他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

### 四 「…おそれがあると行政機関の長が認める」とつき相当の理由がある情報

公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が國の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。

この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適当と考えられるところから、以上のような規定としたところである。

本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、

これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）するところとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。

#### （参考）

##### 外国制度における國の安全保障に関する情報の取り扱い

諸外国においても、国家安全保障情報等については、次のように、大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設け、法の対象外（exclusion）として、又は裁判所は、初審的（de novo）には審査せず、行政機関の長が開示の拒否の判断をする合理的な理由（reasonable grounds）を有するかどうかを審査するにとどめるなど、法の適用又は司法審査の関係で、他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少くない。

##### ① アメリカの不開示及び適用除外

- ・ 大統領命令による秘密指定がなされたものについては、裁判所は当該指定が実質的に秘密に値するものについて行われているかを審査するところはできないという形式秘説が最高裁判所により採用された。

その後の法改正により、秘密指定が実体的、手続的に適正に行われているかにつき、裁判

所が覆審的審査を行うことができるうこととなつたが、連邦裁判所は、行政機関の宣誓供述書が十分に具体的であり、行政機関が不誠実に行動した形跡がない以上、正式審理に基づかず原告の開示請求を棄却する傾向にある。

- ・ 不開示規定 (exemption) とは別に、対外諜報活動等の記録についての適用除外 (exclusion) の規定があり、行政業務上は、仮に存在しても存在しないと回答してもよい類型とされている。

## ② カナダ＝不開示

- ・ 国家安全保障情報についての不開示規定の司法審査は、不開示決定に合理的理由が存在するかどうかの審査に限定されている。

## ③ オーストラリア＝大臣認定制度

- ・ 国家安全保障情報については、不開示文書である旨の認定書を大臣が発行することができる。
- ・ この認定書が発行されたときは、行政不服裁判所は、当該文書が不開示文書であるという主張に合理的理由があるか否かについてのみ審査し得る。
- ・ 行政不服裁判所が不開示とする合理的理由がないという裁決をしたとしても、当該裁決には、勧告的効果しかなく、当該大臣は、勧告に従わず認定書を取り消さないことも可能である。この場合には、議会にその旨を通知し、最終的には議会に対する政治的責任として処理

する仕組みになっている。

- ・ 認定書が取り消されない場合には、裁判所による司法審査権は及ばない。

## ④ ニュージーランド＝大臣認定制度

- ・ 内閣総理大臣が、開示により国家安全保障を害するおそれがあると認定した場合は、オンブズマンは、当該情報の開示を勧告することはできず、再考を促す勧告をし得るにとどまる。
- ・ オンブズマンの勧告が行われたときには、一ヶ月後からその勧告を遵守する義務が生じるとされているが、それまでに総督が枢密院令により別段の指示を行つた場合はこの限りでないとされる。
- ・ 裁判所は、枢密院令の発行について、発行が行政情報に関する法律の規定により与えられた権限を逸脱している場合又はその他の法令違反の場合にのみ、その旨の命令を行うことができるとしてされている。

## ⑤ 韓国＝適用除外

- ・ 国家安全保障に関する情報及び保安業務を管掌する機関について、国家安全保障と関連する情報分析を目的に収集し又は作成された情報については、一般の情報の不開示規定と区別して、同法の適用除外とする旨の規定が設けられている。

**第五条（公共の安全等に関する情報）**

四 公にするにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報

**【趣旨】**

本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

**【解説】**

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本号では、刑法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報を不開示情報とするとした。

一 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、

防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘導し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後ににおいて、その拡大を防止し、又は終息させるなどをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員がある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判庭における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、保護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものもあることから、公にするにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の

執行に代表される刑法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え・告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独立禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であつて、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第六号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

## 二 「おそれがあると行政機関の長が認める」とつき相当の理由がある情報

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるところから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りをしているものである。

### （参考）

#### 外国制度における公共の安全等に関する情報の扱い

##### ① アメリカ：不開示及び適用除外

- 不開示規定 (exemption) とは別に、刑法違反、情報提供者等の記録で特定の状況の下での特に微妙な記録についての適用除外 (exclusion) の規定があり、行政実務上は、仮に存在しても存在しないと回答してもよい類型とされている。

##### ② カナダ：不開示

- 開示によって法の執行又は適法な調査の実施に支障を及ぼすことが合理的に予見できる情報であり、個別の調査の存在又は性質にかかるもの、秘密の情報源を露顕させるであろうもの、

調査過程で入手又は作成したものについては、裁判所は、行政機関の長の不開示決定に合理的な理由があるかどうかの審査に限定されている。

### ③ ニュージーランド＝司法長官認定制度

- ・ 司法長官が、開示することにより犯罪の予防、捜査又は摘発に支障を及ぼすと認定した場合、オンブズマンは、当該情報の開示を勧告することはできず、再考を促す勧告をなし得るに止まる。
- ・ オンブズマンの勧告が行われたときには、二十一職務日後からその勧告を遵守する義務が生じるとしているが、それまでに総督が枢密院令により別段の指示を行った場合はこの限りでないとしている。
- ・ 裁判所は、枢密院令の発行について、発行が行政情報に関する法律の規定により与えられた権限を逸脱している場合又はその他の法令違反の場合にのみ、その旨の命令を行うことができるとしている。

### 第五条（審議、検討等に関する情報）

五　国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公に対することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

#### 【趣旨】

本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

#### 【解説】

開示請求の対象となる行政文書は、決裁、供覽等の手続を終了したものに限られないことから、国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であつても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象文書となる。

このように、開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示するにによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的

後藤 仁	神奈川県立公文書館館長
小早川 光郎	東京大学教授
佐藤 幸治	京都大学教授
鈴木 良男	株式会社旭りサチセンター代表取締役社長
成田 賴明	横浜国立大学名誉教授
福川 伸次	株式会社電通総研代表取締役社長兼研究所長
堀部 政男	一橋大学教授
(部会長の要請による出席者)	
宇賀 克也	東京大学教授
藤原 静雄	國學院大學教授

## 詳解 情報公開法

平成13年2月28日 発行 定価は表紙に表示しております。

編集 総務省行政管理局

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2  
電話(03)5253-5111

発行 財務省印刷局

〒105-8445

東京都港区虎ノ門2-2-4  
電話(03)3587-4283~9

落丁、乱丁本はおとりかえします。

ISBN4-17-218611-4